

令和4年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

東大阪市の市税の賦課徴収等に係る
財務事務の執行及び管理の状況について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要.....	6
1. 監査の種類.....	6
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	6
(1) 監査の対象.....	6
(2) 監査対象期間.....	6
3. 監査対象.....	6
4. 監査の実施期間.....	6
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	6
6. 監査の実施者.....	8
7. 利害関係.....	8
8. 指摘事項の記載方法.....	9
(1) 「監査の結果」と「意見」.....	9
(2) 表記の方法.....	10
第2 東大阪市の財政と行財政改革等の状況並びに市税に係る事務について.....	11
1. 財政状況.....	11
(1) 地方における財政の概要.....	11
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行.....	12
(3) 東大阪市の財政状況と財務指標の推移.....	14
(4) 新型コロナウイルス感染症の財政に与える影響.....	25
2. 行財政改革の状況と市税の徴収率向上について.....	28
(1) 東大阪市の総合計画と行財政改革プランの流れ.....	28
(2) 行財政改革プランの内容と進捗状況.....	29
(3) 市税の収入率目標管理の現状.....	33
第3 監査の方法及び手続並びに監査の結果について.....	35
1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査の結果の総括）.....	35
2. 税務部全体で対処が求められる事項の検討について.....	43
3. 税務部各課に対して行った監査の方法及び結果.....	51
(1-1-1) 税制課税制系の業務（総論）について.....	51
(1-1-2) 税制係が所管するたばこ税について.....	71
(1-1-3) 税制係が所管する入湯税について.....	75
(1-2-1) 税制課法人市民税系の業務（総論）について.....	79
(1-2-2) 法人市民税係が所管する法人市民税について.....	84

(1-2-3) 法人市民税係が所管する事業所税について	91
(1-3) 税制課軽自動車税係の業務について	97
(2) 市民税課の業務について	111
(3) 固定資産税課の業務について	145
(4) 納税課の業務について	164
4. 市民生活部市民生活総務室市民生活総務課が所管する行政サービスセンターに対して行った監査の方法及び結果	203

- 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。
- 報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

（2）監査対象期間

原則として令和3年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

市税の賦課徴収等に係る事務を実施している税務部、市民生活部市民生活総務室（各行政サービスセンターを含む。）

4. 監査の実施期間

令和4年7月1日より令和5年3月27日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

東大阪市において市税は最も重要な歳入の一つであり、過去3年においては下表のとおり推移している。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施にあたって対応する財源である国庫支出金が578億6,119万円増加したことから市税の歳入全体に占める割合は低下した。しかしながら、一時的な要因によるものであり、依然として市税が歳入全体に占める割合は高い水準であり、かつ東大阪市にとっては貴重な自主財源であることに変わりない。

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金額 (千円)	%	金額 (千円)	%	金額 (千円)	%
市税	77,047,930	37.7	79,651,128	38.6	77,710,422	30.0
地方譲与税	756,054	0.4	769,847	0.4	804,676	0.3
地方交付税	20,023,576	9.8	20,170,254	9.8	20,160,144	7.8
交付金	10,767,590	5.3	10,712,552	5.2	12,695,613	4.9
国・府支出金	62,218,975	30.4	63,710,484	30.8	122,799,919	47.5
市債	19,752,500	9.7	14,836,500	7.2	10,692,900	4.1
その他	13,886,076	6.8	16,756,887	8.1	13,814,369	5.3
一般会計 歳入合計	204,452,701	100.0	206,607,652	100.0	258,678,043	100.0
普通会計 歳入合計	205,185,448		207,461,906		259,651,004	

(資料) 各年度 東大阪市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書より監査人作成

また、東大阪市が行財政改革の推進のために策定した、行財政改革プラン 2020 においても、「2. 持続可能な財政運営」において、市税の収入率目標管理が項目として取り上げられている。その内容は、令和 2 年度から令和 6 年度における年間目標収入率 99.4%とするものである。少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加や人口減少により、今後市民サービスを維持しつつ財源を確保していくためには、継続的に市民の税負担の公平性を前提とし徴収率の向上を図るとともに、効果的かつ効率的に徴税事務を行うことが重要である。以上のことから、東大阪市においても持続可能な財政運営の視点からさらなる改革が必要と考えている市税について着目することに意義がある。

上記の理由から、包括外部監査人が税務部の税制課、市民税課、固定資産税課及び納税課に対して予備調査にて、市税の賦課、徴収、債権管理に係る全般的なヒアリングを行ったところ、賦課・調定、減免、請求、督促、収納・回収、時効管理・滞納処分、個人情報管理、情報処理システム及び未収金管理等、包括外部監査において、3E（経済性、効率性、有効性）及び合規性の観点から検証すべき点が多いと認められた。

また、平成 22 年度に「未収金に係る財務事務の執行について」を特定の事件として包括外部監査が実施されているものの、東大阪市の包括外部監査において市税が単

独で監査テーマとして取り上げられたことはない。市税は最も重要な歳入の一つであり自主財源でもあるため、包括外部監査人及び監査補助者が有する税務に関する知識や実務経験を活用し、客観的に監査する必要性が高いと考えた。また、平成 22 年度の包括外部監査における市税の未収金に関する指摘事項について、適切に措置が図られたか、検証する必要がある。

以上を受けて、東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について監査テーマとするものである。

なお、対象とする税目については、網羅性の観点から税務部で所管する全ての税目（個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税、市たばこ税、事業所税、軽自動車税、入湯税）とする。

6. 監査の実施者

包括外部監査人	公 認 会 計 士	里 見	優
補 助 者	〔 公 認 会 計 士 システム監査技術者 公 認 会 計 士 公 認 会 計 士 公 認 会 計 士 公 認 会 計 士 公認会計士試験合格者 公認会計士試験合格者 弁 護 士 事 務 ス タ ッ プ	濱 田 善 彦	
		岡 田 健 司	
		藤 原 良 樹	
		赤 坂 純 平	
		岡 本 真 理 子	
		富 岡 な つ き	
		日 高 空	
		竹 村 正 樹	
		浦 川 夕 里 英	

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） ¹ 、②3E（経済性・効率性・有効性） ² 、③公益性（公共性） ³ 、④公平性・透明性 ⁴ の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

¹ 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

³ 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

⁴ 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、()で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

第2 東大阪市の財政と行財政改革等の状況並びに市税に係る事務について

1. 財政状況

この章では、地方における財政の状況を俯瞰したのちに、東大阪市の財政状況を分析する。

(1) 地方における財政の概要

地方公共団体が、福祉、子育て、学校教育、文化、防災、衛生、社会インフラの整備等、市民生活の維持向上に資する様々な施策を実行するためには、財源が不可欠である。市の財源は、主に①市税収入（市民税及び固定資産税等）、②国や大阪府からの収入（地方交付税、地方消費税交付金及び負担金を含む支出金等）、③地方債の発行収入及び④その他収入で構成されており、④その他収入の中には、手数料収入、使用料収入や財産収入（賃貸料収入及び資産売却収入）、寄附金収入等が含まれる。

地方財政の主たる収入基盤は①の市税収入と②の国や都道府県からの収入であり、税収は景気、人口構成、税制を中心とした国の政策に大きく左右される。平成3年以降のバブル景気の崩壊や平成20年のリーマンショックでは、景気悪化により税収は大きく落ち込んだ。平成20年をピークに始まった人口減少、それに伴う生産年齢人口の減少や社会構造の変化等によって税収の確保は不確実な状況にさらされている。そのような中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による経済社会への影響も大きく、市税収入の決算額は777億1,042万円となり、前年度と比較して19億4,071万円（2.4%）減少した。令和3年度については新型コロナウイルス感染症による企業業績への影響の回復傾向がみられるものの、市税収入の減少が続き、決算額774億6,741万円となり、前年度比2億4,301万円（0.3%）減少した。

その一方で、平成5年に始まった地方分権改革によって、住民に身近な行政を可能な限り地方公共団体が担うこととなった。そのため、地方財政の費用負担が増加するとともに、少子高齢化の一層の進行によって介護・医療等の扶助費等の継続的な増加も予想され、市民生活の水準の維持向上に資する施策を実現するために、財源の確保がますます重要となっている。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行

このような状況の中、一部の地方公共団体の著しい財政悪化が明らかになったことを背景に、事態が深刻化する前に対処しうよう、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や早期の再生のため迅速な対応を取るべく平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、健全化法という。)が公布され、平成21年4月に全面施行された。

健全化法第2条では、健全化判断比率として4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)(以下、健全化判断比率という。)を規定し、健全化法第3条で地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならないと定められている(健全化法第3条第1項)。総務省ウェブサイトではその他、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、ラスパイレス指数も公表されている。

参考までに、主な財務指標の計算方法及び意味は次のとおりである。

財務指標	計算方法及び意味
財政力指数	基準財政収入額÷基準財政需要額（過去3年間の平均値） 財政の自律性の度合いを示す指標であり、財政力指数が高いほど、地方交付税の交付前の財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	$\text{経常的経費}(\ast 1) \div \text{一般財源} \div \text{経常一般財源}(\ast 2) \times 100$ ※1 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費 ※2 用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（地方税、普通交付税等） 財政の弾力性の度合いを示す指標であり、比率が低いほど突発的な事態への支出余力や資産形成余力があるといえる。
実質公債費比率	$\text{地方債の元利償還金} \div \text{標準財政規模}(\ast 3) \text{（過去3年間の平均値）}$ ※3 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額 財政の持続可能性（健全性）の度合いを示す指標のひとつとして、地方債の元利償還金が財政標準規模に占める割合であり、比率が低いほど地方債の元利償還金が財政に与える影響が軽いといえる。 25%以上の団体は新たな地方債発行が制限される。
将来負担比率	$\text{一般会計等が将来負担すべき実質的な負債} \div \text{標準財政規模}$ 財政の持続可能性（健全性）の度合いを示す指標のひとつとして、地方債や退職手当等将来の負担額の大きさの度合いを示すものであり、比率が低いほど将来の負担が今後の財政を圧迫する可能性が低いといえる。

（注）上記の計算方法については、一部簡略化して記載している。

（資料）総務省ウェブサイト「令和3年度地方公共団体の主要財政指標一覧 1. 指標の説明」より監査人が適宜要約して作成

さらに、資産負債改革や事務事業のコストマネジメント、財政状況等の住民への分かりやすい開示を促し、地方財政における限られた財源を賢く使うために、企業会計を参考にした財務書類の作成も求められている。具体的には、新たな地方公会計の制度が検討され、総務省から、平成26年5月に「今後の地方公会計の整備促進について」、また、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。そして、全ての地方公共団体は平成28年度の決算以降、統一

的な基準により財務書類を作成することが求められている。なお、作成時期については、令和2年3月に総務省から公表された「地方公会計の推進に関する研究会報告書」において「決算年度の翌年度末までには固定資産台帳・財務書類の作成・更新を完了させるべき」とされている。

東大阪市においても、平成28年度より統一的な基準に基づく財務諸表を作成し、公表している。東大阪市における統一的な基準に基づく財務諸表の作成及び公表のスケジュールは以下のとおりである。

【統一的な基準に基づく財務諸表の作成及び公表のスケジュール】

4月～5月末	出納閉鎖
～8月末	地方自治法上の決算及び附属書類作成
8月～9月	① 一般会計等財務書類の作成
	② 全体財務書類の作成
～翌3月	③ 連結財務書類の作成
～翌5月	①～③の公表

(3) 東大阪市の財政状況と財務指標の推移

次に、東大阪市における近年の財政状況をフロー面である収支状況と財務指標推移から分析し、同市における財政の状況を考察する。

東大阪市における令和3年度までの過去10年間の普通会計の収支は次のとおりである。なお、普通会計とは、一般会計を中心として、公営企業会計等に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、東大阪市の普通会計は、一般会計の他に、奨学事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、火災共済事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の4つの特別会計が対象となる。

1 歳入

(単位:百万円)

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
市税	75,011	75,270	75,610	75,079	76,010	76,242	77,048	79,651	77,710	77,467
地方 譲与税	819	783	747	783	751	748	756	770	805	823
地方 交付税	23,131	22,392	22,619	21,141	19,820	19,312	20,024	20,170	20,160	25,252
交付金	6,668	7,197	8,139	12,297	10,558	11,156	10,767	10,714	12,696	15,443
国・府 支出金	53,121	56,155	60,153	61,919	59,862	62,747	62,219	63,710	22,800	88,452
繰入金	1,603	3,632	2,789	1,482	4,815	3,326	1,743	3,755	2,936	3,351
市債	15,386	23,514	20,659	24,509	18,027	15,892	19,825	14,950	11,259	10,952
その他 収入	10,424	10,432	11,065	10,940	11,846	11,876	12,803	13,742	11,285	11,442
計	186,163	199,375	201,781	208,150	201,689	201,299	205,185	207,462	259,651	233,182

2 歳出

(単位:百万円)

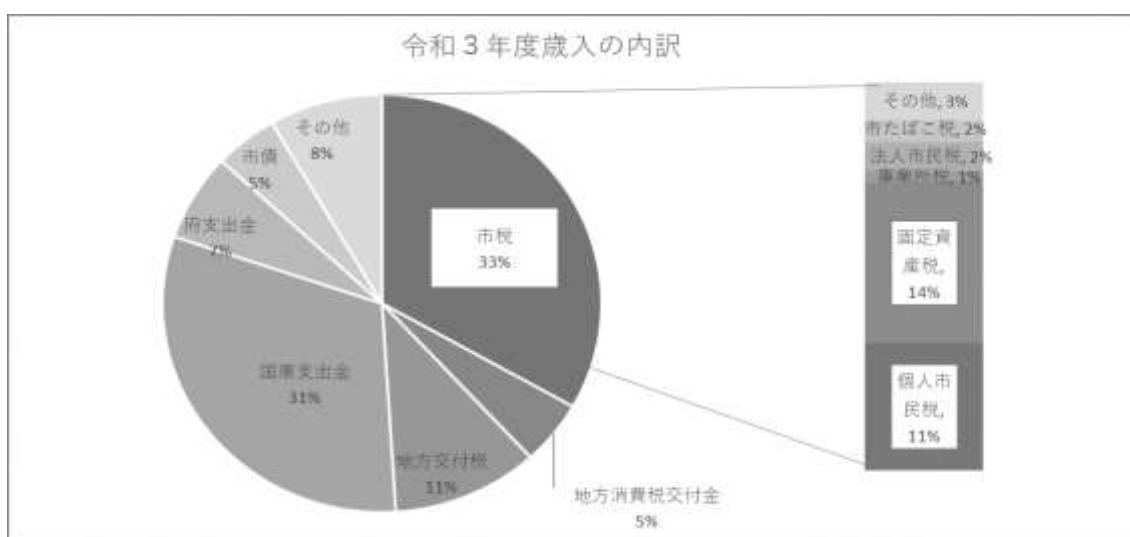
区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
人件費	28,990	27,883	28,166	27,711	26,923	26,853	26,511	26,630	27,563	28,406
扶助費	68,741	69,165	72,045	73,426	75,006	75,862	73,676	75,067	75,405	88,806
公債費	17,445	17,540	17,721	16,618	16,234	16,290	18,570	17,444	20,371	19,872
繰出金	16,830	17,689	17,848	19,181	18,274	18,641	18,603	19,773	20,884	21,354
建設事 業費	9,884	13,772	19,403	24,529	17,189	17,560	22,104	17,152	10,670	10,497
積立金	3,439	4,533	4,423	2,801	2,620	3,866	2,862	6,370	4,121	8,134
その他 支出	39,767	47,120	40,805	41,519	43,778	40,077	40,164	41,766	97,061	52,566
計	185,096	197,702	200,411	205,785	200,024	199,149	202,490	204,202	256,075	229,635

(資料) 東大阪市決算概要より監査人作成

このうち、令和3年度の歳入及び歳出の発生状況は次のとおりである。

① 歳入の状況（令和3年度）

東大阪市の令和3年度決算における歳入は総額で約2,331億円であり、その主な内訳としては、市税が約33%、国庫支出金が約31%、地方交付税が約11%となっている。市税収入は、法人市民税が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んでいた企業業績の回復基調により増加した一方、一般株式等譲渡所得の大幅な減少等による個人市民税の減少により減収となった。国庫支出金は主に新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計への対策として実施された特別定額給付金給付事業費補助金がなくなったことにより大幅に減少している。市税の内訳としては固定資産税（約14%）が最も大きく、次いで個人市民税（約11%）となっている。



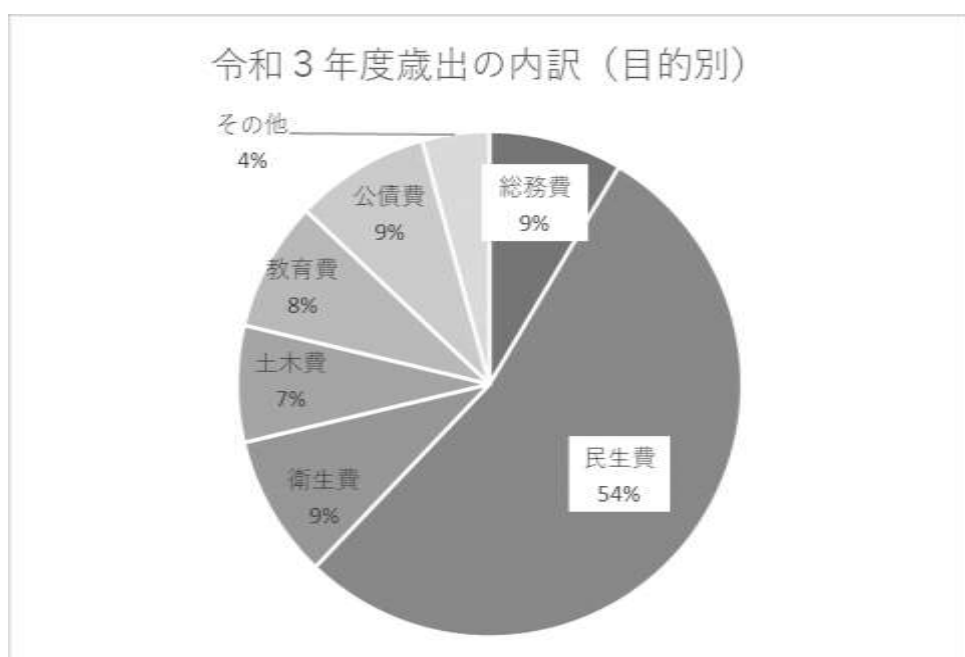
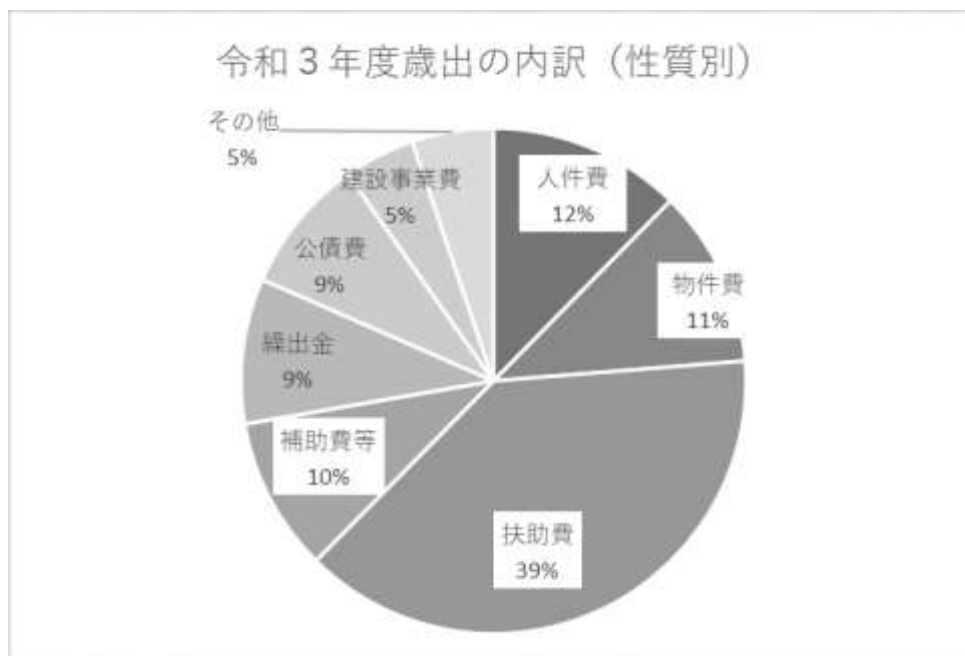
（資料）令和3年度東大阪市決算状況より監査人作成

② 歳出の状況（令和3年度）

東大阪市の令和3年度決算における歳出は総額で約2,296億円であり、その主な内訳は性質別にみると扶助費が約39%と最も大きく、次いで人件費が約12%、物件費が約11%、補助費等が約10%となっている。目的別にみると民生費が約54%と過半を占め、次いで衛生費、公債費及び総務費が約9%となっている。扶助費及び民生費は、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の実施により増加している。補助費等及び総務費は、主として令和2年度に新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計への対策として実施された特別定額給付金支給経費がなくなったことにより大幅に減少している。

財政の弾力性の観点からみると、容易に削減することのできない義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計が歳出に占める割合は約60%となっている。これは、令

和2年度の中核市の平均値である41.3%⁵を上回っており、財政の弾力性に一定の課題があると考えられる。



（資料）令和3年度東大阪市決算状況より監査人作成

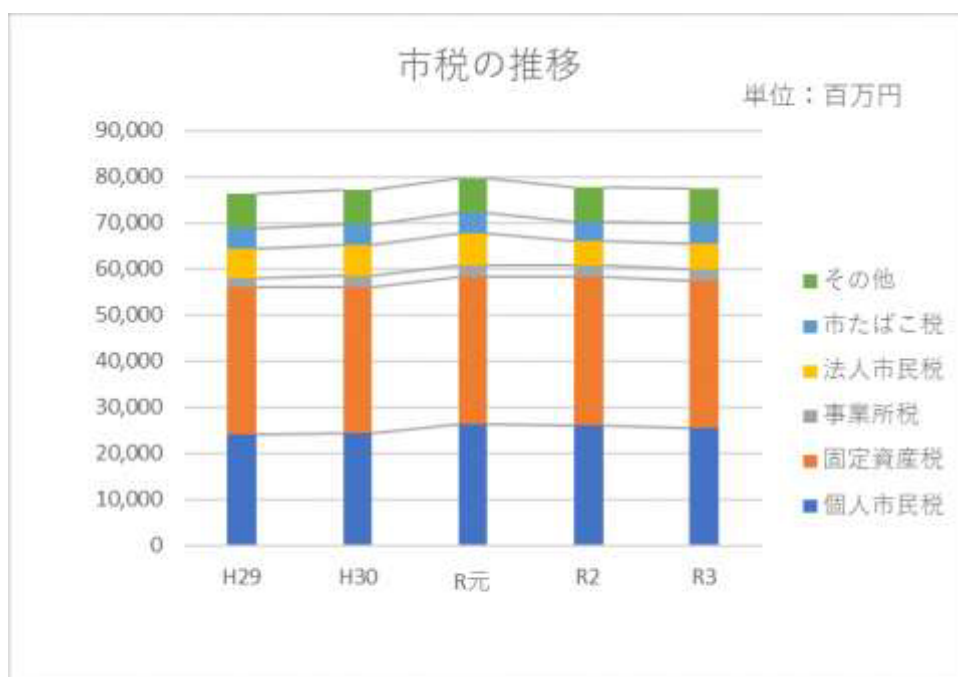
⁵「令和4年版地方財政白書 第74表 団体区分別性質別歳出の状況」より監査人算出

③ 市税収入の推移

東大阪市の過去5年間の市税収入合計は、令和元年度までは徐々に増加していたが、令和2年度以降は減少している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の悪化や新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例及び一般株式等譲渡所得の大幅な減少等による個人市民税の減少等の影響により法人市民税、事業所税及び個人市民税が減少したことによるものである。令和3年度は法人市民税が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んでいた企業業績の回復基調により増加したものの、一般株式等譲渡所得の大幅な減少等による個人市民税の減少や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制改正に基づく軽減措置による固定資産税の減少により減収となった。

(単位：百万円)

市税の内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人市民税	23,960	24,376	26,299	26,061	25,332
固定資産税	31,931	31,768	32,029	32,182	32,116
事業所税	2,200	2,228	2,479	2,408	2,369
法人市民税	6,211	6,754	6,848	5,344	5,706
市たばこ税	4,453	4,462	4,481	4,134	4,430
その他	7,487	7,460	7,515	7,581	7,514
市税合計	76,242	77,048	79,651	77,710	77,467

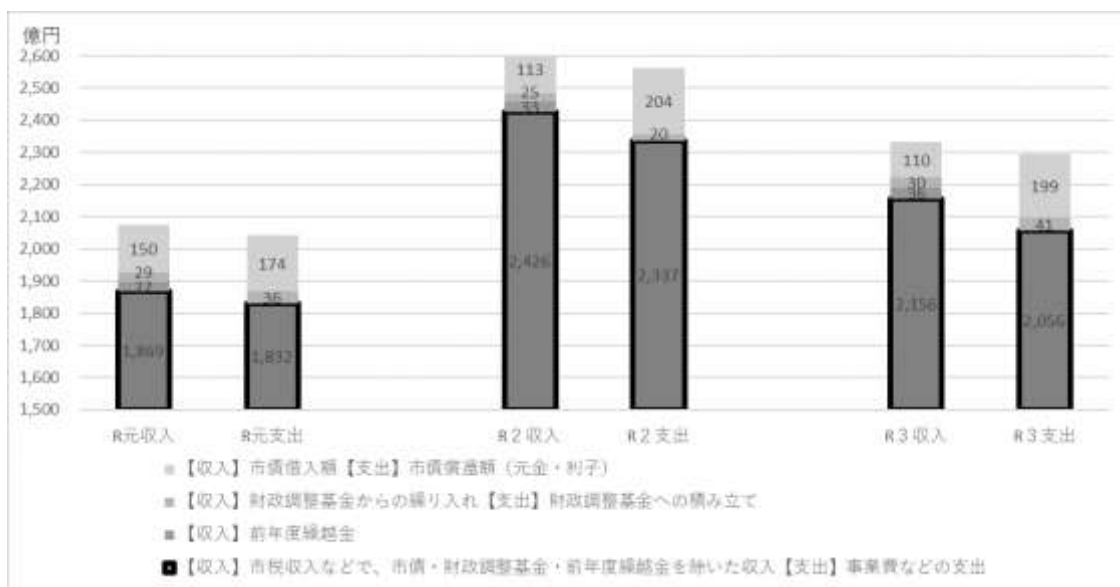


(資料) 令和3年度東大阪市決算状況より監査人作成

④ 東大阪方式のプライマリーバランスの状況

プライマリーバランスとは、基礎的な財政収支のことで、一般的には収支総額から市債の発行による収入、支出の総額から市債の償還による支出をそれぞれ除いた収支をいうが、東大阪市では繰越金や基金に頼らない財政運営を目指すため、一般的なプライマリーバランスから財政調整基金からの繰り入れ収入や積み立て支出、前年度からの繰越金収入を除いた収支をプライマリーバランスとしている。

東大阪市のプライマリーバランスは、平成28年度は赤字であったが、平成29年度以降黒字化している。平成30年度は花園ラグビー場や文化創造館の建設事業が集中したこと等により支出総額が増加し、その財源に多くの市債を発行したが、税収等が増加したこと、また令和元年度は花園ラグビー場等の大型建設事業が終了したこと、新たな市債の発行を抑制したこと、既存事業の見直し等によりプライマリーバランスは黒字となっている。令和2年度は様々な新型コロナウイルス感染症対策を行ったことにより、収入、支出ともに過去最高となったが、文化創造館等の大型建設事業が終了したこと等により黒字を維持している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計への対策として実施された特別定額給付金支給経費がなくなり、歳入及び歳出とも令和2年度から減少したが、引き続き黒字を維持している。



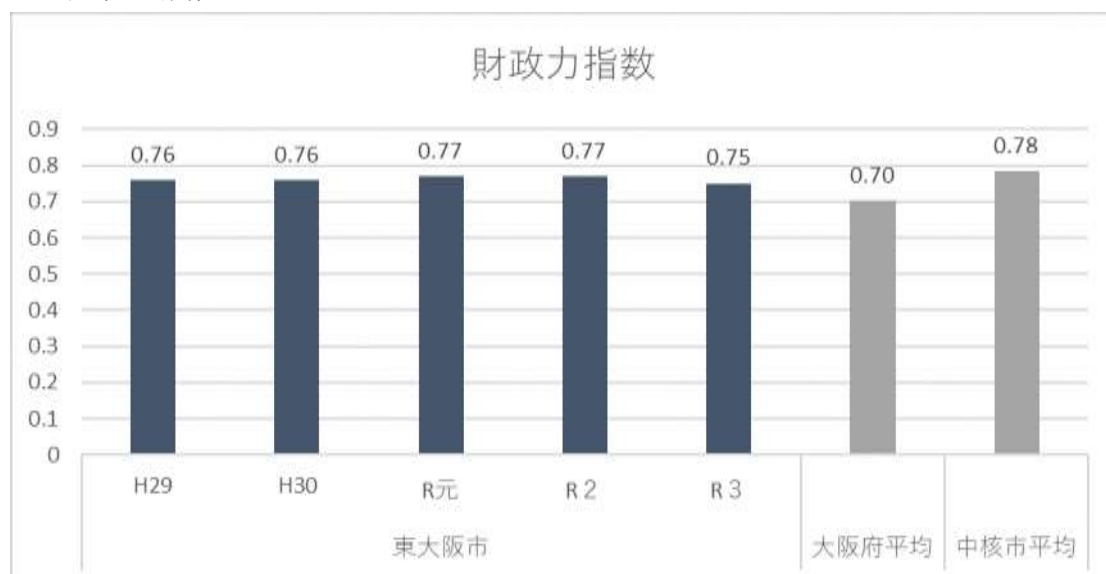
(注) 黒枠で囲った収入と支出の差がプライマリーバランスを意味する。

(資料) [令和3年度東大阪市決算状況] より監査人作成

上の収支から算出された東大阪市における主な財政指標の過去5年分について、令和3年度の大阪府平均及び中核市平均等と比較してみる。

なお、下記のグラフは総務省から公表されている地方公共団体の主要財政指標一覧⁶（令和3年度を含む過去5年分のデータ）を元に作成しているが、グラフあるいはその説明文の中核市の平均値は該当するそれぞれの市町村の値を単純平均して算出していることから、一定の傾向を示す値であって必ずしも正確な値ではないことに留意が必要である。

ア 財政力指数



（資料）総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

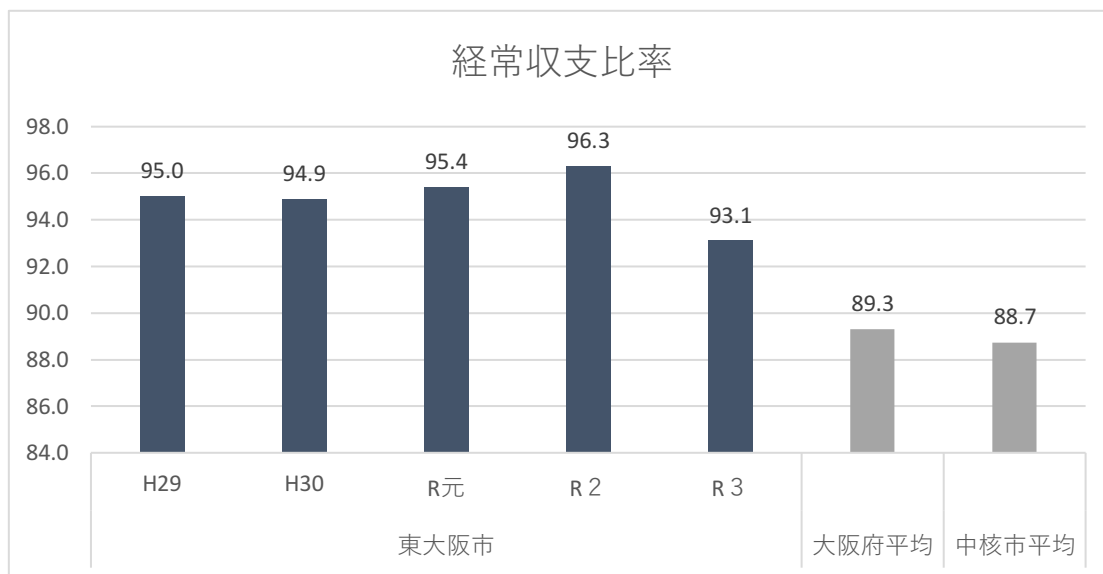
東大阪市の過去5年間の財政力指数は0.75から0.77のあいだで安定している。一般的に税収が少なく、地方交付税への依存度が高い小規模自治体を含んだ場合の全国平均⁷0.50と比べると高いが、東大阪市と同等規模である中核市平均や大阪府平均とは近似しており、財政力指数から見た場合の財政の自律性の度合い、すなわち、財源の余裕度は概ね平均的な水準である。なお、東大阪市は個人市民税等の税収が財政力指数を押し上げる要因の一つとなっているが、一般的に税収は景気による影響を受けるため、安定的な財政運営という点では留意が必要といえる。

⁶ 令和3年度分は、以下参照

https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/R03_chiho.html

⁷ 総務省算出値、全国市町村の単純平均であり、東京都特別区、一部事務組合及び広域連合を含まないものとして算出されている。

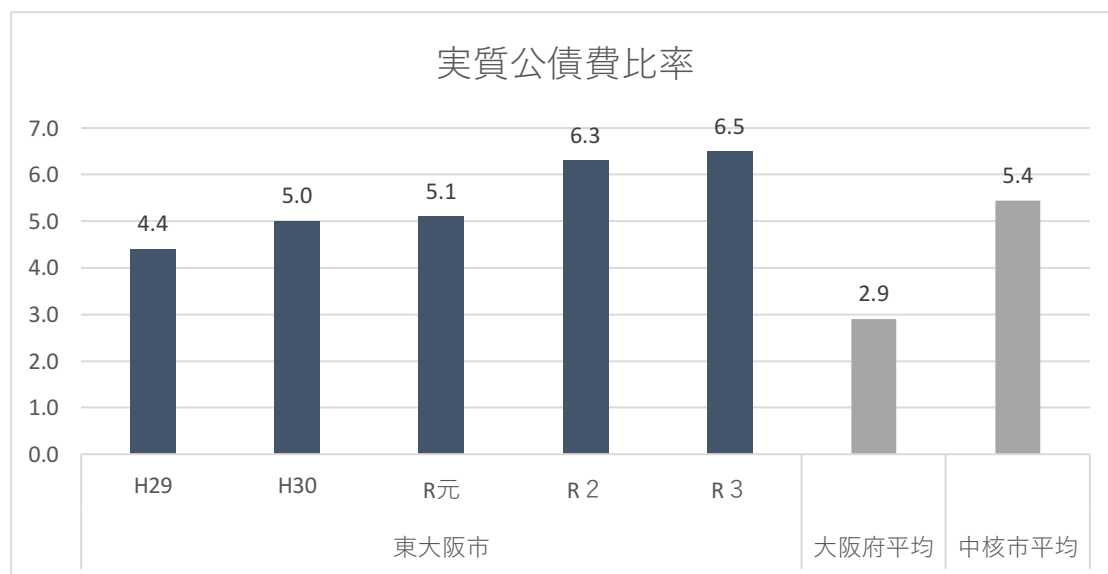
イ 経常収支比率



(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市の過去5年間の経常収支比率をみると、令和3年度は国の基準に従って交付される依存財源である地方交付税の増加等により分母となる経常一般財源が増加したため若干低下したが、大阪府平均及び中核市平均を上回る水準となっている。各年度100を下回っており経常的費用を経常的収入で賄っているが、突発的な事態への支出や資産形成に備えるために改善の余地があるといえる。

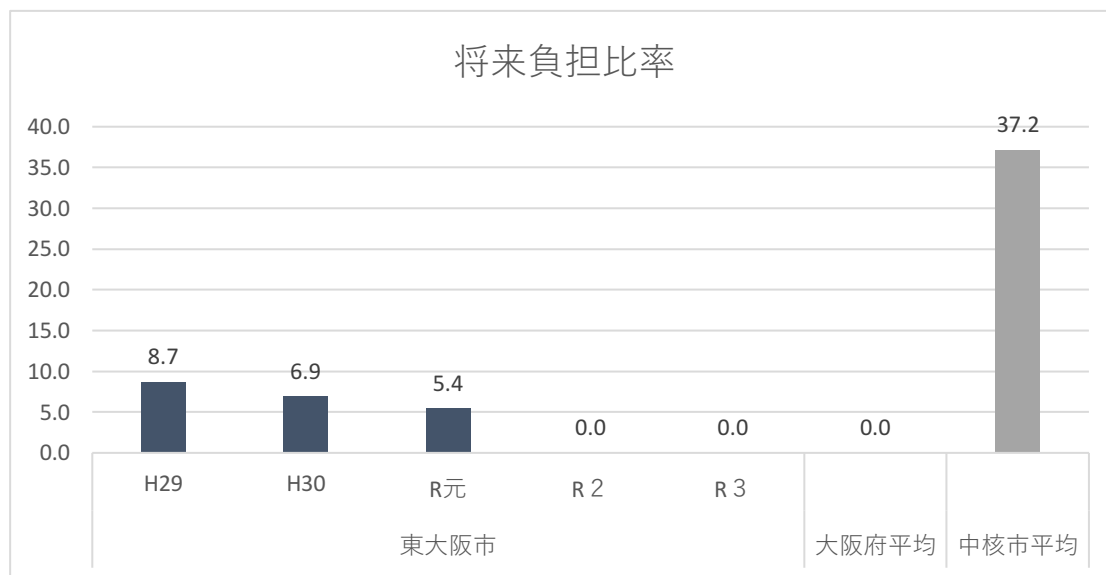
ウ 実質公債費比率



(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市における実質公債費比率は令和2年度以降6%台に上昇しているが、過去5年間の比率はいずれも、新たな公債の発行が制限される基準である25.0を十分に下回っており、中核市平均と同程度の水準である。

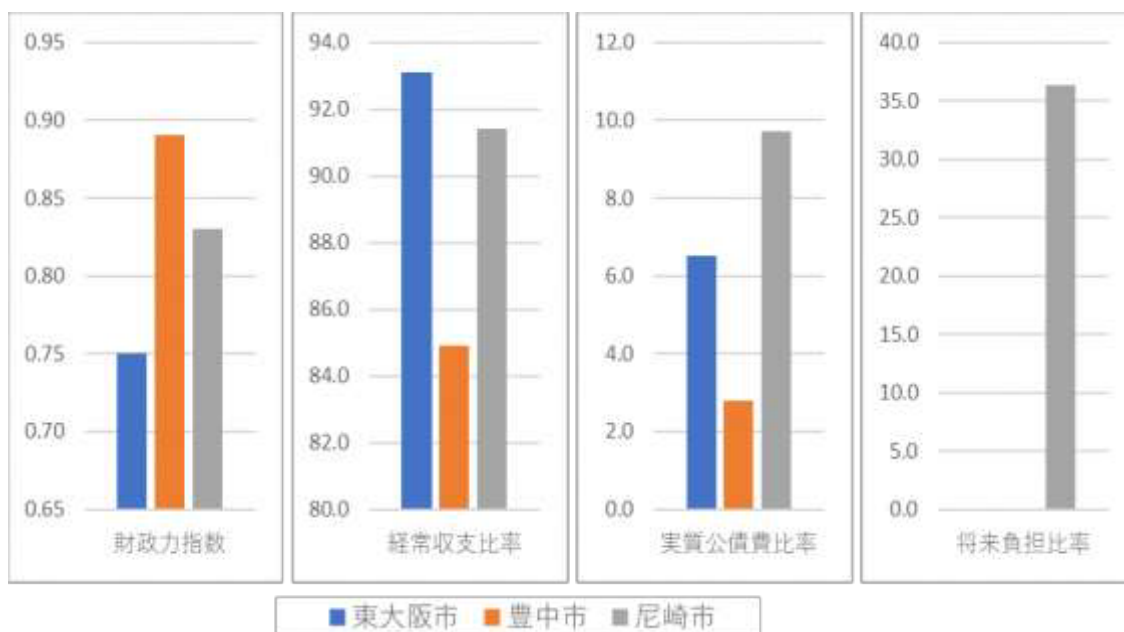
エ 将来負担比率



(資料) 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より監査人作成

東大阪市における将来負担比率は過去5年間の比率はいずれも、中核市平均を大きく下回っており、令和2年度以降においては市債(借金)残高が減少したこと等が改善要素となり、充当可能財源等が将来負担すべき額を上回ったため「-」となっている。なお、上記のグラフにおいては「-」をゼロと表示している。

なお、中核市のうち、近畿圏内で特に東大阪市と規模が類似していると考えられる大阪府豊中市及び兵庫県尼崎市と令和3年度の主要財政指標を比較した結果が、以下のとおりである。



東大阪市は、財政力指数が類似2団体と比較し低くなっている。また、経常収支比率は類似2団体より高くなっている。実質公債費比率は尼崎市と比較した場合には低くなっているが、豊中市と比べた場合には高い値を示している。将来負担比率は、東大阪市、豊中市とともに「-」であり、尼崎市と比較し相当低い水準にある。このように、財政の余裕度や弾力性は類似する2つの団体より低い状況にあると考察される。

⑤ 地方公会計に基づく財務指標

総務省より地方公会計に基づく財務指標が公表されており、令和2年度における財務指標は以下のとおりである。

中核市平均と比較すると、東大阪市は市民1人あたり資産額が小さく、市民1人あたり負債額は平均程度である。一方で、純資産比率が低く、将来世代負担比率が高い状況である。また、受益者負担比率が低く、公共施設の使用料を含めた市民等による受益者負担が行政サービスの水準に対して比較的低いといえる。

指標 ⁸	東大阪市	全国平均	大阪府平均	中核市平均
市民1人あたり資産額(万円)	103.7	353.7	137.4	148.1
市民1人あたり負債額(万円)	45.2	83.7	44.0	46.4
市民1人あたり行政コスト(万円)	46.5	76.6	46.5	46.1
有形固定資産減価償却率(%)	57.5	61.8	65.5	62.7
純資産比率(%)	56.4	71.1	63.9	67.2
将来世代負担比率(%)	23.0	18.6	17.6	18.9
受益者負担比率(%)	1.9	4.0	2.8	3.6

(資料) 総務省から公表された「令和2年度の全市区町村の公会計指標⁹」より監査人作成

指標	算定式
市民1人あたり資産額(万円)	資産合計 ÷ 住民基本台帳人口
市民1人あたり負債額(万円)	負債合計 ÷ 住民基本台帳人口
市民1人あたり行政コスト(万円)	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口
有形固定資産減価償却率(%)	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)
純資産比率(%)	純資産 ÷ 資産合計
将来世代負担比率(%)	地方債残(※) ÷ 有形・無形固定資産合計 ※ 臨時財政対策債等を控除
受益者負担比率(%)	経常収益 ÷ 経常費用

(出典) 総務省 公会計指標

⁸ それぞれの指標の全国平均、大阪府平均、中核市平均は有効数値のある自治体の平均値で算出している。

⁹ 総務省から公表されている最新のデータは令和2年度であるため、令和2年度分を記載している。

以上のように、東大阪市の現時点における財政状況は、財政力指数及び経常収支比率を見ると、財政の弾力性が低い状況となっており、地方公会計に基づく財務指標を見ると、将来世代負担比率や受益者負担比率については検討の余地があるといえる。

また、東大阪市の行財政改革プラン 2020¹⁰において、今後の見通しとして、人口減少、特に年少人口及び生産年齢人口の減少による市税収入の減少、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化への対応や人口減少対策としての子育て・教育環境の充実等の大きな財政負担を見据え、収支不足は避けられない状況と予想している。



(出典) 行財政改革プラン 2020

(4) 新型コロナウイルス感染症の財政に与える影響

令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されて以降、計4回の緊急事態宣言が発出され、市民の不要不急の外出自粛要請や事業者の経済活動の制限等による経済社会への影響は甚大であり、東大阪市の財政にも大きく影響を与えている。

まず、令和2年度においては、歳入のマイナス要因として、歳入割合で2番目に大きい市税収入が5年ぶりに減少した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の悪化や新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例等が影響している。歳入のプラス要因としては、歳入割合が最も大きい国庫支出金が令和2年度において、新たな特別定額給付金給付事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により大幅に増加している。

¹⁰ 行財政改革プラン 2020 は、新型コロナウイルス感染症の発生以前に策定されている。

歳出については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計への対策として実施された特別定額給付金支給経費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等により大幅に増加している。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による企業業績への影響の回復傾向がみられるものの市税収入は微減となった。特別定額給付金は令和2年度で終了となり、令和3年度において同給付事業費補助金及び同支給経費の発生はなかった。

新型コロナウイルス感染症が今後の市税収入に影響を与えるものとして、個人市民税・府民税の減免、法人市民税及び事業所税の申告期限の延長等の制度があり、制度の概要及び対象者は下記表のとおりである。また、新型コロナウイルス感染症対策のうち今後の国庫支出金及び歳出に影響を与えるものとして、令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、令和4年度子育て課税世帯物価高騰対策給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の制度が講じられている。令和4年度に入り、政府の新型コロナウイルス感染症対策が感染の抑制と経済活動の両立を目指す方向に転換されつつあることから、今後の市税収入の回復及び新型コロナウイルス感染症対策経費の減少も期待される。

制度	概要	対象者
個人市民税・ 府民税の減免	個人市民税・府民税の支払いが困難な方は減免が認められる場合がある。	失業中や廃業された方 所得が前年中と比べて4割以上減少する見込みの方
法人市民税・ 事業所税の申告期限の延長	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、申告に必要な業務体制を維持できない、決算作業や株主総会開催が間に合わない等のやむを得ない理由（※）により、期限までに申告ができない場合、期限の延長が認められる。</p> <p>※該当例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症を発症 ・体調不良により外出を控えている方がいること ・平日の在宅を要請している自治体にお住いの方がいること ・感染拡大防止のため企業の勸奨により在宅勤務等をしている方がいること ・感染症拡大防止のため定時株主総会の開催時期を遅らせるといった措置を講じたこと等 	法人市民税・事業所税の申告対象者

2. 行財政改革の状況と市税の徴収率向上について

この章では、1. 財政状況を受けて、東大阪市がこれまで取り組んできた行財政改革の状況を俯瞰し、現在進行中の行財政改革プラン 2020 及び市税収入の確保に関連する行財政改革の実施状況等について把握する。

(1) 東大阪市の総合計画と行財政改革プランの流れ

東大阪市ではまちづくりの指針として総合計画を、行財政改革の計画として行財政改革プランを策定している。最近の総合計画及び行財政改革プランの主だった内容は次のとおりである。

年度	まちづくり指針	行財政改革計画
平成 15 年度	第 2 次総合計画（前期）- 8 年間 基本理念は「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」 将来都市像は「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」	行財政改革行動計画
平成 16 年度		集中改革プラン - 5 年間 主な取組内容 「経費削減等の財政効果」
平成 17 年度		
平成 18 年度		
平成 19 年度		
平成 20 年度		
平成 21 年度		
平成 22 年度		
平成 23 年度	第 2 次総合計画（後期）- 10 年間 基本理念を受けて、後期の基本方針は「持続可能なまちづくり」「市民自治のまちづくり」 東大阪市の今後の展望～財政分析の結果から得られた方向性 ① 収入の増加に取り組む ② 歳出の抑制に取り組む ③ 効果的な資産の形成と活用に取り組む	主な取組内容 「事務事業の見直し」、「収入の確保」
平成 24 年度		
平成 25 年度		
平成 26 年度		
平成 27 年度		行財政改革プラン 2015 - 5 年間 左記の後期基本計画の行財政編の主な取組内容 「将来を見越した行財政改革に取り組みます」、「歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます」
平成 28 年度		
平成 29 年度		
平成 30 年度		
令和元年度		行財政改革プラン 2020 - 5 年間
令和 2 年度		
令和 3 年度	主な取組内容 「1. 選択と集中①事務事業の	
令和 6 年度		

	感動創造都市「東大阪ー」の実現基本計画	見直し」、「2. 持続可能な財政運営①歳入の確保」
令和12年度	施策の推進に向けて持続可能な財政運営方針1 歳入の確保	次期 行財政改革プラン

(注) 行財政改革計画については、主に財政力の向上に関する内容を記載している。

東大阪市では、まちづくりの基本方針として概ね10年単位で総合計画を策定し進捗状況を把握するとともに、総合計画と整合する行財政改革プランを概ね5年単位で策定し、総合計画の実現に向けた財政力の向上に取り組んでいる。

(2) 行財政改革プランの内容と進捗状況

東大阪市の行財政改革の取組は危機的な財政状況から脱出するため、「職員800人削減計画」(昭和61年度)を皮切りとして、「職員数適正化計画(平成7年度以降)」、「行財政改革行動計画(平成15年度以降)」や「集中改革プラン(平成17年度～平成21年度)」等、累次の人件費総量抑制方針により、平成21年度までに2,000人を上回る職員数の削減を行い、主に職員数の削減等による人件費の抑制を掲げ、目標達成に努めてきた。また、自立的な行財政運営システムの確立と市民サービスの維持向上を念頭に多様な財源確保にも取り組んできた。

その後、これまでの行財政改革の取組みの成果を踏まえ、引き続き市民サービスを維持向上しつつ財源確保を図るため、「新集中改革プラン」(平成22年～平成26年)を策定した。

新集中改革プランの期間(平成22年度～平成26年度)全体では、主たる財源である市税収入は、減少予想に対して実績は平成22年度の74,635百万円から平成26年度の75,610百万円まで毎年微増となった。また、財政効果の計画額約22,965百万円に対して、実績額は約30,047百万円と大幅に計画を上回る財政効果を実現した。歳入は増加目標9,569百万円に対し、実績8,772百万円と、797百万円の未達となったが、主として人件費の抑制によって歳出は削減目標13,396百万円を1.5倍以上も上回る21,275百万円で目標を達成した。

【新集中改革プランにおける歳入と歳出の目標達成状況】

(単位:百万円)

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
計 画 (A)	歳 入 計	1,181	1,791	1,964	2,276	2,357	9,569
	歳 出 計	1,397	2,480	2,887	3,291	3,341	13,396
	(うち人件費)	(678)	(1,517)	(1,671)	(1,848)	(2,016)	(7,730)
	効果額計	2,578	4,271	4,851	5,567	5,698	22,965
実 績 (B)	歳 入 計	1,961	453	1,573	1,987	2,798	8,772
	歳 出 計	1,573	4,122	4,656	5,485	5,439	21,275
	(うち人件費)	(699)	(2,739)	(3,174)	(3,524)	(3,754)	(13,890)
	効果額計	3,534	4,575	6,229	7,472	8,237	30,047
差 引 (B) - (A)	歳 入 計	780	△1,338	△391	△289	441	△797
	歳 出 計	176	1,642	1,769	2,194	2,098	7,879
	(うち人件費)	(21)	(1,222)	(1,503)	(1,676)	(1,738)	(6,160)
	効果額計	956	304	1,378	1,905	2,539	7,082

(出典) 東大阪市新集中改革プラン進捗結果について

しかしながら、社会保障関係経費の増加により財政状況は硬直しており、第2次総合計画(後期)の取組みをより実効性の高いものにするために行財政改革プラン2015が策定された。結果としては、行財政改革プラン2015の期間(平成27年度～令和元年度)においても、財政効果の計画額約8,262百万円に対して、実績額は約22,656百万円と計画を大幅に上回る財政効果を実現した。主として人件費の抑制によって歳出は削減目標3,039百万円の2.5倍以上となる7,905百万円を達成しており、歳入についても増加目標5,223百万円に対し、実績14,751百万円と3倍程度の効果額を実現している。

【行財政改革プラン 2015 における歳入と歳出の目標達成状況】

(百万円)

区分		H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	合計
計画 A	歳入計	749	929	884	1,031	1,630	5,223
	歳出計	298	562	636	750	793	3,039
	(うち人件費)	(40)	(104)	(156)	(260)	(348)	(908)
	効果額計	1,047	1,491	1,520	1,781	2,423	8,262
実績 B	歳入計	1,882	2,188	3,218	2,722	4,741	14,751
	歳出計	695	1,444	1,772	1,859	2,135	7,905
	(うち人件費)	(334)	(533)	(845)	(718)	(635)	(3,065)
	効果額計	2,577	3,632	4,990	4,581	6,876	22,656
差引 (B・A)	歳入計	1,133	1,259	2,334	1,691	3,111	9,528
	歳出計	397	882	1,136	1,109	1,342	4,866
	(うち人件費)	(294)	(429)	(689)	(458)	(287)	(2,157)
	効果額計	1,530	2,141	3,470	2,800	4,453	14,394

(出典) 東大阪市行財政改革プラン 2015 進捗状況について

行財政改革プラン 2015 では、第2次総合計画（後期）の行財政編において謳われている次の4つの取組みをより実効性の高いものにするため、必要事業の選別、市民サービス向上のための新たな手法の開拓、民間活力の導入による市民サービスの向上や事務の効率化、新たな収入の確保等の視点により、具体的な取組項目を策定している。

- ・ 将来を見越した行財政改革に取り組みます
- ・ これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します
- ・ 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます
- ・ 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

平成27年度から令和元年度の5年間の行財政改革プラン 2015 では、実績が算出されている令和元年度まで毎年歳入歳出ともに目標効果額を達成している。

行財政改革プラン 2015 の具体的な取組みとして、「歳入を確保し、市役所の財政力

を向上させます」と18項目¹¹の取組スケジュール及び目標効果額が設けられており、市民が市税や国民健康保険料等を納付しやすい環境整備を進め、自主納付率の向上に努めるとともに、徴収体制の強化等引き続き未収金対策に取り組む等、歳入確保に努めることとしている。

行財政改革プラン2015の具体的な取組項目のうち、市税収入の確保にかかわる項目、目標効果額及び効果額の実績の例を挙げると次のとおりである。

(単位：百万円)

管理番号	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3101	収納確保対策行動計画の策定	実施 実施				
3102	特別徴収義務者の一斉指定				実施 (128)	(130)
3201	市税の収入率(現年度分)の目標管理	実施 75 (448)	同左 75 (606)	同左 75 (685)	同左 149 (692)	同左 149 (638)
3402	ふるさと東大阪応援寄附金(ふるさと納税)の推奨	実施	同左	同左	同左	同左 実施
3404	公金納付の利便性の向上	実施 実施				

(注) 上段が目標効果額である。管理番号3101、3102、3402、3404は金額的な目標は定められていない。下段の()書きは実績である。

(出典) 行財政改革プラン2015進捗状況について

上記のとおり、行財政改革プラン2015において、市税収入の確保に関する取組みは具体的な金額目標が定められていないものが多いものの、市税の収入率は金額目標を大きく上回っており、順調に進められているように見受けられる。

その後、東大阪市では、より一層の効率的かつ健全な行財政運営が必要であるとの判断から、令和2年度から令和6年度までの行財政改革プラン2020を策定した。当該プランは、令和3年度から始まる東大阪市第3次総合計画との整合性を図り、以下の3つの柱を中心に「持続可能な健全かつ安定的な行財政運営」を目指しており、歳入の確保は引き続き重要であると位置づけている。

¹¹ 行財政改革プラン2015策定後に2項目を追加し、最終的に20項目となっている。

- ・ 選択と集中（事務事業の見直し、民間活力の活用、公共施設のあり方）
- ・ 持続可能な財政運営（歳入の確保、歳出の抑制）
- ・ これからの行政運営を担う人材の確保・育成（職員数計画、職員給与の適正化、人事政策の推進）

この3つの柱の一つである「持続可能な財政運営」では、歳入の確保として、引き続き人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が予測される中、財政基盤の強化のため、自治体収入の基礎となる市税の納付しやすい環境整備、適正な債権管理による収納率の向上、未収金の削減・発生抑制に努めることとしている。

具体的な項目としては、次のとおり市税の収入率目標管理及び公金管理・運用基準の見直しを掲げている。

（単位：百万円）

管理番号	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
2101	市税の収入率目標 管理	実施 77	同左 77	同左 77	同左 77	同左 77
2113	公金管理・運用基準 の見直し	実施				

（出典）行財政改革プラン 2020

（3）市税の収入率目標管理の現状

東大阪市の歳入のうち、収入率を管理することで東大阪市が行財政改革プラン 2020 で掲げる歳入の確保に資する最大の財源は市税である（第2. 1（3）①参照）。市税を漏れなく公平、適切に賦課し、未収入金を適時に漏れなく把握し、迅速で有効かつ効率的に滞納者から徴収、滞納処分を行うことで市税の収入率の向上が図られる。

収入率（徴収率）は調定額に対する収入額の割合であり、現年課税分、滞納繰越分及び合算の3種類が算定されている。

東大阪市の過去5年分、直近の大阪府平均及び中核市平均の収入率（表上段）、調定額（表中段）及び収入額（表下段）は次のとおりである。

(単位：百万円)

	東大阪市						大阪府 平均	中核市 平均
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
現年 課税分	99.3% 75,776 75,207	99.4% 76,116 75,621	99.4% 76,941 76,517	99.3% 79,779 79,223	98.7% 78,234 77,216	99.5% 76,909 76,516	98.3% 39,586 38,924	98.7%
滞納 繰越分	46.3% 1,731 802	46.1% 1,344 620	48.2% 1,102 530	48.2% 886 427	51.5% 959 494	66.2% 1,437 952	37.7% 604 227	30.7%
合計	98.1%	98.4%	98.7%	98.7%	98.1%	98.9%	97.4%	97.0%

(出典) 令和3年度市税概要、令和4年度市税概要、大阪府公表の市町村税徴収実績、中核市市長会令和3年度都市要覧

東大阪市の収入率は令和元年度まで徐々に高くなっており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による市税の徴収猶予等が影響して98.7%から98.1%へ0.6%低下したが、令和3年度は98.9%に上昇し、過去5年間常に大阪府平均及び中核市平均より高い水準を維持している。滞納繰越分については、平成29年度から5年間収入率は上昇しており、大阪府平均及び中核市平均が3割から4割程度であるのに対して令和2年度以降は5割を超える収入率となっている。

行財政改革プラン2020における市税の目標収入率は令和2年度から令和6年度まで99.4%であり、令和3年度実績は99.5%と目標を達成している。さらなる市税の収入率向上のための取り組みとして、個人住民税の特別徴収の推進、口座振替（自動引き落とし）の推進、収納手段の多様化による納付の利便性の向上、民間事業者を活用した納付の推奨やインターネット公売による換価等が考えられる。個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定は行財政改革プラン2015において平成30年度に実施されている。現年課税分の口座振替の利用率は、平成28年度24.8%から令和3年度28.8%へ増加しているが、さらなる利用率向上の余地がある。また、収納手段の多様化としてコンビニ収納、クレジットカード収納、スマートフォンアプリ決済を利用したキャッシュレス納付、令和元年度10月からeLTAX 地方税ポータルサイトを利用した電子納付を導入しており、利用者数や利用率を把握し市民への周知による利用促進を図ることが引き続きの課題といえる。

第3 監査の方法及び手続並びに監査の結果について

1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査の結果の総括）

監査の結果、検出した事項は次のとおりである。結果に関する事項を4件、意見に関する事項を27件、合計31件の指摘事項を検出した。

結果又は意見番号	所管課	税目	指摘内容	本頁
意見1	税務部全体	—	税務部として統一し共有された目標でなくとも、税務部各課が主体的にPDCAサイクルを整備して運用するための目標が定められているべきである。定量的かどうかにかかわらず、何らかの業務改善を図るための目標が全ての課で適切に設定されているかどうかについて再度点検するべきである。	49頁
意見2	税務部全体	—	市民サービスの向上と安定して一貫性のある業務を遂行するために、行政サービスセンターから問い合わせを受けた事項について個々に記録を残して担当者間の連絡引継が可能となるような書類の整備をするべきである。	50頁
意見3	税制係	たばこ税	過去に、納税義務者に対しての調査（地方税法第470条）が実施されたことはない。市としてはどういった場合に実施するのかを事前に検討しておくことが望まれる。	74頁
意見4	税制係	たばこ税	国や大阪府がどういったサイクルで検査や調査を実施しているのかについて把握しておく必要がある。	74頁
意見5	税制係	入湯税	納税義務者の範囲（宿泊の取扱いも含む。）、課税免除の範囲を再考	78頁

			のうえ明確にするべきである。	
意見 6	税制係	入湯税	これらの内容を条例、規則、取扱要綱等に明記することも検討する必要がある。	78 頁
意見 7	税制係	入湯税	物価の上昇等の経済環境や時代の変化等にも鑑み課税免除の金額的根拠について再度検討し明確化するべきである。	78 頁
意見 8	税制係	入湯税	過去に、入湯税の特別徴収義務者に対しての調査(地方税法第 701 条の 5)が実施されたことはない。どういった場合に実施することが必要なのかも含めて、調査の実施の要否について毎年度事前に検討しておくことが必要である。また、適正な申告が行われることを確保するための牽制として、一定頻度での調査の実施を検討することが望まれる。	78 頁
意見 9	税制係	入湯税	漏れなく入湯税を課税し課税の公平性を維持するためにも、市内の浴場を一覧化しその検証の形跡を残すべきである。	78 頁
意見 10	法人市民税係	法人市民税	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいるものの、時系列で法人市民税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理すべきである。	89 頁
意見 11	法人市民税係	法人市民税	マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した 2 頁程度の簡易的なものであり、具体的な	89 頁

			手順や、どのように確認や調査・照会等を行えばよいかが示されていない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。	
意見 12	法人市民税 係	事業所税	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいるものの、時系列で事業所税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れに関するフォロー状況を一元管理すべきである。	94 頁
意見 13	法人市民税 係	事業所税	過去から事業所税の納税義務者に対しての調査（地方税法第 701 条の 35）を不定期に実施してはいるものの、どのようなケースで調査を実施するかが明確に定まっていない。どういった場合に地方税法上の調査を実施することが必要となるのかも含めて、調査の実施の要否について事前に検討しておくことが必要である。限られた人員で業務を遂行しておりマンパワーに限りがあるとはいえ、適正な申告が行われることを確保するための取り組みとして、一定頻度での調査の実施を検討すべきである。	95 頁
意見 14	法人市民税 係	事業所税	マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した 4 頁程度	95 頁

			<p>の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査等を行えばよいかを示されていない。法人市民税係が現在自主的に行っているような、申告内容が大きく変動したときには納税義務者に電話連絡等を行うことを含めるとともに、ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。</p>	
意見 15	軽自動車税係	軽自動車税	<p>USB の使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行ってはいないものの、個人情報の取り扱いを行う以上、情報漏洩リスクを最小限に抑える必要があるため、例えば、使用する端末を隣同士に並べ、物理的距離を極力なくし、紛失リスクを最小限にしたうえで作業を行う方法等を幅広く検討すべきである。</p>	109 頁
意見 16	市民税課	個人市民税	<p>8 月時点までの未申告者への申告書発送を行っているが、それ以降は申告を促すことは特にしていない。未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性及び税収確保の観点から、未申告者に係る実態調査を実施すべきである。また、8 月時点ま</p>	135 頁

			での未申告者に関する申告書発送について、効果を測定するため未申告者の申告状況について、分析調査を行うべきである。	
意見 17	市民税課	個人市民税	令和 3 年度中、市民生活部医療保険室保険料課からデータを入手する際に、USB を利用していた。USB の使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行っているが、個人情報取り扱いを行う以上、紛失・盗難といったリスクを最小限に抑える必要がある。	135 頁
意見 18	市民税課	個人市民税	同規模の市や大阪府下の市町村の市税条例、市税条例施行規則等も参考として、減免要件を検討すべきである。	136 頁
結果 1	市民税課	個人市民税	減免割合は、居住する家屋又は家財について受けた損害の金額及び前年の総所得金額を基準として求められるが、うち火災を原因とした災害を被ったことによる被害の金額については現在の事務処理上、金額を把握していない。また、災害を被ったことによる被害の金額から控除すべき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額についても同様である。	140 頁
意見 19	固定資産税課	固定資産税	課税保留について、令和 3 年度の固定資産税に係る土地 577 件の課税保留の要因はさまざまであるが、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれるものについては解消に向けた取り組みを中長期的	160 頁

			に計画し推進する必要がある。今後の課税保留の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具体的な取り組みが求められる。家屋 18 件についても同様である。	
意見 20	固定資産税課	固定資産税	現状補助金等を財源として取得したと思われる償却資産を対象とした調査は実施されていなかった。補助金等を起点とした調査手法の計画・実施も検討すべきである。	160 頁
意見 21	固定資産税課	固定資産税	課税保留等地方税法や条例等に具体的な規定がない取り扱いについて、現状は特に手順書やマニュアル等には落とし込みされておらず、過去からの実務慣行及び決裁に則って整理や手続が進められている。また、償却資産税についても積極的に調査を実施しているが、特段これらの調査方針や調査手法がマニュアル化されているわけではない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにもこれらの内容を織り込んだマニュアルを整備することが望まれる。	160 頁
結果 2	納税課	—	東大阪市税徴収事務提要（平成 26 年 3 月 31 日施行）について、作成途中となっている文章が散見された。2 年ごとに見直し、更新することと記載されているが行われていないため、既存の事務提要を更新するか、より実情に即したマニュアルを整備すべきである。	191 頁
意見 22	納税課	—	東大阪市税コンビニエンスストア	195 頁

			等収納代行業務について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施するべきである。	
意見 23	納税課	—	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施するべきである。	196 頁
意見 24	納税課	—	東大阪市コンビニエンスストア収納に係る基本仕様書第 11 条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである。	196 頁
意見 25	納税課	—	東大阪市電子マネー収納に係る基本仕様書第 11 条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから、検査が必	196 頁

			要と想定される事例について検討しておくべきである。	
結果 3	市民生活部 市民生活総務室日下行政サービスセンター	—	日下行政サービスセンターにおいて監査人が収納金等内訳書を通査したところ、担当者印漏れ1件、所長印漏れ1件が認められた。	210 頁
結果 4	市民生活部 市民生活総務室布施駅前行政サービスセンター	—	布施駅前行政サービスセンターにおいて取次ぎを行った現年度分の申告書及び添付書類の簿冊が一部鍵のかからない棚にて保管されていた。当該資料は、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいてレベル1に該当する情報である。施錠ができる環境での保管が必要である。	211 頁
意見 26	市民生活部 市民生活総務室市民生活総務課	—	業務の軽減・効率化、カウントミスの防止の観点から、現金カウンターの導入を検討するべきである。	212 頁
意見 27	市民生活部 市民生活総務室市民生活総務課	—	各行政サービスセンターを所管する市民生活部においては、行政サービスセンターのマニュアルの使用状況を把握するとともに、マニュアルの趣旨を逸脱するような修正が行われてないか、市民生活部が提供したマニュアルにおいて実施しなければならないとされたルールが適切に遵守されているかどうか、定期的に確かめる必要がある。	212 頁

2. 税務部全体で対処が求められる事項の検討について

税務部全体として対処することが求められる事項が適切に行われているかどうか検証するために、3つの観点で検討を行った。

- ① 徴税コストは適切であるといえるか
- ② 目標管理は適切に行われているか
- ③ 行政サービスセンターとの連携は適切であるか

① 徴税コストの検討

税収入額に対する徴税コストの把握は、効率的な自治体運営の観点からも重要である。東大阪市では市税概要に徴税費に関する調を掲載している。過去5年の推移については以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分		年 度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税 収 入 (見込)額	(1) 市 税	76,241,676	77,047,930	79,651,128	77,710,422	77,467,415
	(2) 個人 の 府 民 税	15,853,399	16,127,780	17,408,676	17,247,187	16,760,507
	(3) 合 計	92,095,075	93,175,710	97,059,804	94,957,609	94,227,922
徴 税 費	(4) 基 本 給	428,958	431,135	425,021	426,643	426,117
	(5) 諸 手 当	321,849	319,857	308,504	302,336	298,783
	ア 超 過 勤 務 手 当	41,250	31,679	24,035	20,345	19,817
	イ 税 務 特 別 手 当	159	131	122	44	73
	ウ その他 の 手 当	280,440	288,047	284,347	281,947	278,893
	(6) そ の 他	168,626	169,969	166,767	169,212	167,014
	(7) 小 計	919,433	920,961	900,292	898,191	891,914
物 件 費	(8) 旅 費	1,100	1,120	1,126	1,171	930
	(9) そ の 他	182,843	246,430	316,849	247,525	248,089
	(10) 小 計	183,943	247,550	317,975	248,696	249,019
報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	(11) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金	0	0	0	0	0
	(12) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0	0	0
	(13) 納 税 奨 励 金	-	-	-	-	-
	(14) そ の 他	135	135	135	135	135
	(15) 小 計	135	135	135	135	135
その他	(16) そ の 他	13,027	13,186	14,641	16,889	18,827
(17) 合 計		1,116,538	1,181,832	1,233,043	1,163,911	1,159,895
府 民 税 徴 収 取 扱 費	(18) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額	654,904	667,168	676,172	689,484	686,951
	(19) 奨 励 金 の 額 に 相 当 す る 金 額	0	0	0	0	0
	(20) 合 計	654,904	667,168	676,172	689,484	686,951
(21)	(17) - (20)	461,634	514,664	556,871	474,427	472,944
税 収 入 (見 込) 額 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	(22) $\frac{(17)}{(3)}$ %	1.2	1.3	1.3	1.2	1.2
	(23) $\frac{(21)}{(1)}$ %	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6
徴 税 職 員 数 等	(24) 職 員	134	139	135	137	140
	会 計 年 度 任 用 職 員 ^{※2}	7	6	11	10	11
職 員 1 人 当 り の 徴 税 費 (17) / (24)		8,332	8,502	9,134	8,496	8,285

※課税状況調より

※1: 令和2年度までは需用費

※2: 令和2年度までは臨時職員

(抜粋) 市税概要 (令和4年度) 徴税費に関する調

上記のとおり過去5年は税収入額に対する徴収費の割合、職員一人当たりの徴税費ともに安定的に推移している。

また、東大阪市が効率的な税務機構の運営ができているかという観点から、近隣の同規模の市である兵庫県尼崎市と大阪府豊中市と徴税費に関する比較を行った。

(令和3年度に係る徴税費の他市比較分析)

		東大阪市	尼崎市	豊中市		
税 収 入 額	(1) 市税	77,467,415	80,110,628	70,522,289		
	(2) 個人の府民税(尼崎市は個人の県民税)	16,760,507	16,922,607	20,600,053		
	(3) 合計	94,227,922	97,033,235	91,122,342		
徴 税 費	人 件 費	(4) 基本給	426,117	376,820	395,908	
		(5) 諸手当	298,783	291,145	278,156	
		ア 超過勤務手当	19,817	23,385	12,171	
		イ 税務特別手当	73	26	898	
		ウ その他の手当	278,893	267,734	265,087	
		(6) その他	167,014	287,676	43,973	
		(7) 小計	891,914	955,641	718,037	
		人件費割合((7)/(1))	1.2%	1.2%	1.0%	
	需 用 費	(8) 旅費	930	4,192	1,995	
		(9) 賃金	0	0	0	
		(10) その他	248,089	349,877	382,501	
		(11) 小計	249,019	354,069	384,496	
			需用費割合((11)/(1))	0.3%	0.4%	0.5%
	こ れ に 類 す る 経 費	報 奨 金 及 び	(12) 納期前納付の報奨金	0	0	0
		(13) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	
		(14) 納税奨励金	0	0	0	
		(15) その他	135	0	0	
		(16) 小計	135	0	0	
そ の 他	(17) その他	18,827	180,481	174,812		
(18) 合計		1,159,895	1,490,191	1,277,345		

府民税徴収取扱費	(19) 納税通知書等を基準にした金額		0	0	0
	(20) 納税義務者数を基準にした金額		686,951	670,191	588,147
	(21) 徴収額を基準にした金額		0	324	0
	(22) 奨励金の額に相当する金額		0	0	0
	(23) その他		0	0	82,202
	(24) 合計		686,951	670,515	670,349
純徴税費	(25) ((18) - (24))		472,944	819,676	606,996
徴税費の割合	(26)	(18) / (3)	1.2%	1.5%	1.4%
	(27)	(25) / (1)	0.6%	1.0%	0.9%

徴税職員数				
東大阪市：令和4年3月31日時点		140	113	134
豊中市：令和4年7月1日時点				
尼崎市：令和4年4月1日時点				

職員1人当たりの徴税費	(18) / 徴税職員数	8,285	13,188	9,532
-------------	--------------	-------	--------	-------

(資料) 東大阪市 市税概要(令和4年度)、尼崎市 令和4年度税務統計、豊中市 市税概要(令和4年度)より監査人が作成

他市との比較でみると、税収入額に対する徴税費の割合、職員1人当たりの徴税費いずれについても他市よりも低くなっており、他市と比べて効率的な税務機構の運営ができていると考えられ、特段問題とする点はないと判断した。

② 目標管理についての検証

東大阪市は29頁のとおりこれまでさまざまな行財政改革を進めてきた。しかしながら、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は94.9%(平成30年時点)と依然高水準に

あり、財政状況は硬直した状況であるという現状認識や、今後も少子高齢化の進展とそれに伴う生産年齢人口の減少により、更なる社会保障関係経費の増加と税収の減少が見込まれ、財政環境は引き続き厳しい状況が予測されることから、行財政改革プラン 2020（対象期間：2020年（令和2年度）から2024年（令和6年度））を策定して行財政改革を進めているところである。

行財政改革プラン 2020 は、令和3年度にスタートする東大阪市第3次総合計画(2021年度～2030年度)と整合性を図り、1. 選択と集中、2. 持続可能な財政運営、3. これからの行政運営を担う人材の確保・育成の3つの柱を中心とした計画である。

本年度の包括外部監査において監査テーマとした税との関連では、主に、1. 選択と集中①事務事業の見直し（現行の作業方法や仕事の流れなど働き方を点検・検証し、より効率的・効果的な事務執行を目指すこと等）や、2. 持続可能な財政運営①歳入の確保（自治体収入の基礎となる市税や国民健康保険料などの収入確保について納付しやすい環境整備を進めると同時に、適正な債権管理による収納率の向上、未収金の削減・発生抑制に努めること）と関係する。

歳入の確保という観点では、東大阪市は、過去から債権の管理の適正化を図り、市税の現年徴収率を平成20年度から平成30年度にかけて大きく改善させるとともに（平成20年度実績97.1%のところ、平成30年度実績は99.4%）、市全体の未収金額も平成21年度から10年かけて105億円削減したという実績を有している。

管理番号	取組項目	取組スケジュール・効果額(百万円)					担当部局
		R2	R3	R4	R5	R6	
1101	全事務事業の点検	取組推進					全部局
1102	条例等の総点検	取組推進					全部局
1103	時間外勤務の削減	取組推進					全部局
1104	窓口業務の効率化の推進	取組推進					関係部局
1105	各種団体事務局事務の見直し	取組推進					関係部局
1106	公共施設整備にかかる契約手続の見直し	取組推進					関係部局
1107	周年記念事業の見直し	実施6					市長公室
1108	物品購入業務の効率化及び透明性等の向上	取組推進					行政管理部
1109	学校園のガス供給契約の見直し	取組推進					教育委員会 施設整備室
1110	移動図書館の見直し	取組推進					社会教育部

(抜粋)「行財政改革プラン 2020」 6 頁

2

管理番号	取組項目	R1 目標						担当部局
		H30実績	R2	R3	R4	R5	R6	
2101	市税の収入率目標管理	(98.7%) 99.4%	(98.4%) 77	(99.4%) 77	(99.4%) 77	(99.4%) 77	(99.4%) 77	税務部
2102	国民健康保険料の収入率目標管理	(91%) 98.8%	(98.9%) 15	(98.9%) 15	(98.9%) 15	(98.9%) 15	(98.9%) 15	市民生活部
2103	介護保険料の収入率目標管理	(98.8%) 98.8%	(98.4%) 10	(98.5%) 20	(98.6%) 31	(98.7%) 41	(98.8%) 51	福祉部
2104	生活保護費返納金の収入率目標管理	(88%) 67.1%	(60%) 3	(60%) 3	(61%) 3	(61%) 3	(62%) 4	生活支援部
2105	母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入率目標管理	(90%) 90.5%	(91%) 1	(91%) 1	(91%) 1	(91%) 1	(91%) 1	子どもすこやか部
2106	保育所保育料の収入率目標管理	(98%) 99%	(99%) 2	(99%) 2	(99%) 2	(99%) 2	(99%) 2	子どもすこやか部
2107	市営住宅（改良住宅）家賃の収入率目標管理	(91%) 96.7%	(97.1%) 2	(97.8%) 2	(97.5%) 3	(97.7%) 4	(97.9%) 5	建築部
2108	受益者負担（使用料・減免等）の見直し		取組推進					関係部局
2109	未利用地等の貸付及び売却		取組推進					関係部局
2110	有料広告事業の拡大		71	305	267	269	232	関係部局
2111	福祉減免制度（上下水道料金等）の廃止		実施					関係部局
2112	不要物品（公用車）の売却手法の見直し		取組推進					企画財政部
2113	公金管理・運用基準の見直し		実施					出納室

(抜粋)「行財政改革プラン2020」12頁

上記のとおり、令和2年度を始期とする「行財政改革プラン2020」においては、「市税の収入率目標管理（管理番号2101）」が取組項目として挙げられ、具体的には年間収入率 99.4%、効果額を77百万円とすることが目標として掲げられている。なお、ここでいう年間収入率とは現年課税分の徴収率であるが、目標となる99.4%は平成30年度の実績を踏まえてそれを横置きしたものと考えられる。また、効果額である77百万円は徴収率が99.3%の場合の収入額と目標値である99.4%のときの収入額との差額であるということである。

33頁の比較のとおり、東大阪市は大阪府下の他市と比べても相対的に徴収率が高くなり高く、実際監査においてもさまざまな事務遂行上の努力が窺えた。一例として、固定資産税課において、償却資産にかかる固定資産税についてはさまざまな調査を精力的に実施し調定額は毎年着実に増加している。また、市民税課においては監査人からみても例えば事例や計算の実例等の記載が豊富であるなどマニュアルや研修資料が充実しており、業務を誤らないための工夫の跡が随所に見られた。

上記のとおり、「行財政改革プラン2020」においては「市税の収入率目標管理（管理番号2101）」として令和2年度から5年間の目標が年間収入率99.4%と設定されている。そもそも年間収入率99.4%というのは高い水準にあり、現状行っている努力を継続しなければ維持できない高い水準であると考えられる。しかしながら、「現状維持」という印象を受け「目標」として機能しうるのか疑問を感じる。

国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）」、「政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日 閣議決定）」、「政策評価の実施に関するガイドライン（平成 17 年 12 月 16 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等に基づき政策評価制度が行政過程に定着し、数値化された目標の設定が相当進んでいる状況である。地方においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日 閣議決定）」において「国と同様に、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、各『地方版総合戦略』の進捗を検証し、改善する PDCA サイクルを確立することが重要である」と整理されているとおり、それぞれの地域の状況や多様な政策等を踏まえて、各団体が主体的に PDCA サイクルを整備して運用することが重要であるといえる。ここで、PDCA サイクルを整備して運用するにあたってのドライバーの一つとなるものが「目標」である。小さな目標達成の積み重ねが大きな結果につながることから、何らの「目標」がないことは適切な状況ではない。しかしながら、現状東大阪市の市民が目につけることのできる目標は「行財政改革プラン 2020」においては「市税の収入率目標管理（管理番号 2101）」のみであり、主体的に PDCA サイクルを整備して運用されているかどうかも含めて適切に税務行政が遂行されているかどうかの判断にあたっての情報が乏しいと言わざるを得ない。

（各課における目標設定について（効果性・効率性・経済性の観点、意見））

税務部として統一し共有された目標でなくとも、税務部各課が主体的に PDCA サイクルを整備して運用するための目標が定められているべきである。

この点について、税務部税制課へのヒアリングによれば、公に公表されていないものの税務部の各課においては何らかの業務遂行上の目標が定められているということである。定量的かどうかにかかわらず、何らかの業務改善を図るための目標が全ての課で適切に設定されているかどうかについて再度点検するべきである（意見番号 1）。

③ 行政サービスセンターとの連携状況

行政サービスセンターに実地調査を行った際（209 頁参照）に日々の業務が効率的に運営されているかを確認する観点から税務部各所管課と行政サービスセンター間の情報共有について検討を行った。具体的には、行政サービスセンターにおいて勤務する職員に対して、本庁との情報共有を含む連携の状況について質問を行った。

行政サービスセンターに対するヒアリングにおいて、問い合わせを受けた内容について本庁の担当者間の情報共有が行われていないことがあるという意見があった。そこで、この点について税務部の総務担当である税制係に質問を行い、以下を意見とした。

(行政サービスセンターとの連絡引継簿(主に効果性の観点、意見))

税務部各所管課において、現状行政サービスセンターから問い合わせを受けた事項について、具体的にどのような問い合わせを受けたか記録を残していない。市民サービスの向上と安定して一貫性のある業務を遂行するために、行政サービスセンターから問い合わせを受けた事項について個々に記録を残して担当者間の連絡引継が可能となるような書類の整備をするべきである(意見番号2)。

3. 税務部各課に対して行った監査の方法及び結果

(1-1-1) 税制課税制系の業務（総論）について

以下において、税制課税制係（以下、税制係という。）の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等税制系の業務に関連する内容並びに税制係が所管する業務に対して行った監査の方法及び結果について記載する。

① 税制係が所管する業務

税制係が所管する業務については、東大阪市事務分掌規則において、以下のとおり規定されている。

税制課

税制係

- (1) 税務関係事務に係る企画、調整及び連絡に関すること。
- (2) 税務関係事務に係る予算の調整に関すること。
- (3) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (4) 税務関係事務に係る電算処理事業計画等に関すること。
- (5) 納税意識の啓発及び普及に関すること。
- (6) 行政サービスセンターの税務関係事務に係る指導、連絡調整等に関すること。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (8) 市たばこ税に関すること。
- (9) 入湯税の賦課に関すること。
- (10) 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
- (11) 個人の府民税の払込み及び徴収委託金に関すること。
- (12) 納税貯蓄組合に関すること。
- (13) 他の課及び係の主管に属しないこと。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 税制課税制係部分

税制課は、税制係、法人市民税係及び軽自動車税係から構成されており、個人市民税及び固定資産税以外の税目の課税担当課としての役割と税務部全体の総務担当としての役割を果たしている。

税制係においては、税務部全体の総務担当としての役割並びにたばこ税及び入湯税の課税を行っている。

たばこ税については、71 頁以降、入湯税については 75 頁以降について詳細に検討した結果を記載している。

② 税制係の所管する税目について

たばこ税と入湯税の課税事務を行っている。

③ たばこ税、入湯税に係る近年の推移について

たばこ税については、72 頁、入湯税については 76 頁に記載している。

④ 税制係の人員体制

税制係の人員体制の推移及び税務経験年数の推移は以下のとおりである。

(税制係の人員¹²⁾)

(各年度 5 月 1 日時点)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
税制係	4	3	3	3	3	3

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 4 年度) より監査人作成

(税制課の税務経験年数¹³⁾)

(各年度 5 月 1 日時点)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 年 未満	3	20.0	2	13.3	1	6.7	2	13.3	2	13.3
3 年 未満	6	40.0	5	33.3	5	33.3	3	20.0	3	20.0
5 年 未満	0	0.0	2	13.3	3	20.0	5	33.3	3	20.0
10 年 未満	2	13.3	1	6.7	2	13.3	2	13.3	3	20.0
15 年 未満	2	13.3	1	6.7	1	6.7	0	0.0	1	6.7
20 年 未満	1	6.7	3	20.0	2	13.3	3	20.0	2	13.3
20 年 以上	1	6.7	1	6.7	1	6.7	0	0.0	1	6.7
合計	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0

¹² 課長、総括主幹を除く。

¹³ 税制係のみの数値が資料としてないため、税制課全体 (税制係、軽自動車税係、法人市民税係) で分析している。

平均 (年)	5.4		7.2		6.9		5.9		6.0	
-----------	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 3 年度) より監査人作成

(参考) 他課の税務経験年数 (令和 3 年 5 月 1 日時点平均)

	税制課	市民税課	固定資産税 課	納税課	税務部平均
平均 (年)	6.0	3.8	5.1	4.2	4.8

税制系の人員は、過去 5 年間は安定して推移しており、税務部全体の取りまとめ作業、議会对応や条例の改廃作業、予算編成及び入湯税、たばこ税に係る課税業務を分担して行っている。系の構成員が少ないため、係員の急な不在に対応できるよう業務の共有やローテーション体制が必要な係であるといえる。このことについて、本調査において質問したところ、主担当・副担当を決め、特定の人員しか業務を把握していないという状況をなくすため、数年でローテーションする体制をとっているとのことであった。また、税務経験年数については、税制課全体の平均であり法人市民税係及び軽自動車税係の税務経験年数の影響も含まれるが、他課と比較し突出して長いことが特徴的である。

⑤ 税制系の年間業務

税制系の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
通年業務	歳入・歳出予算執行管理	通年
	入札・契約事務	通年
	調定・収入集計	通年
	府民税払込	通年
	府民税徴収取扱費報告	1 月・4 月・7 月・10 月
	照会回答処理	通年
	ホームページ・市政だよりの更新	通年
人事関連業務	新任研修	4 月
	行政サービスセンター職員研修	5 月
公表物関係業務	市税のしおり作成	5～6 月
	市税概要作成	7～9 月
	各種統計データの大阪府への報告	適時

条例関係業務	市税条例改正案作成	2～3月
議会関係業務	定例会に関する議会資料作成	6月、9月、12月、3月
	監査決算審査に係る資料作成	6月～7月
	決算委員会に係る資料作成	9月～10月
固定資産評価審査委員会業務	固定資産評価審査委員会事務	8月
	固定資産評価審査委員会委員の選任	適時
各種会議に係る業務	東大阪地区税務協議会、東大阪租税教育推進協議会等の会合への参加	適時
たばこ税関係業務	調定業務	毎月
入湯税関係業務	調定業務	毎月

(資料) 税務部年間業務計画より監査人作成

税制係は、税務部全体の総務担当であり、広範な業務を所管する。以下に事務の概要について記載する。

ア 通年業務

予算編成、決算業務等に係る税務部各課の取りまとめを行っている。また、府民税について、東大阪市が納税を受けた個人府民税の大阪府への払込業務及び個人府民税の徴収取扱費の報告を行っている。

イ 人事関連業務

税務部に配属された新入職員の全体研修や行政サービスセンター職員への研修を担当する。また、職員の異動に際して、COKAS-i のログイン ID の加除等の管理を行っている。このことについて、令和4年4月1日異動者に関して、職員転出者名簿と COKAS-i の職員基本情報画面を閲覧し、COKAS-i の使用権限が適切に管理されていることを確認している。

ウ 公表物関連業務

税務部の公表物(市税のしおり、市税概要)に必要なデータの取りまとめを行い、作成する。また、税に関する各種統計データを大阪府に提出する。

エ 条例関係業務

地方税法等の改正に伴い、対応する東大阪市税条例について改正を行う。

オ 議会関係業務

税務部総務担当係として、3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会や決算審査、決算委員会に提出する資料の作成等を行う。

カ 固定資産評価審査委員会業務

東大阪市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（地方税法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって大阪府知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために設置されており、税制係は庶務を担当している。審査申出期限までに申出があれば当委員会にて審査を行うが、令和3年度については申出がなかった。

キ 各種会議に係る業務

税務部総務担当係として、関連団体（東大阪地区税務協議会、東大阪租税教育推進協議会等）の会合に参加する。

ク たばこ税関係業務

73頁を参照。

ケ 入湯税関係業務

77頁を参照。

⑥ 税制係で用いるシステム

税制係が使用する情報システムは下記のとおりである。

システム名	機能
COKAS-i	税総合システム（課税・収納情報の登録・帳票の出力等）

税制係では、主に人事異動に伴う職員のCOKAS-i使用権限の追加・削除、職員情報管理、宛名管理等に用いられる。

⑦ 税制係の行う業務委託契約

税務部全体で利用する業務委託に関しては、総務担当である税制係が主体となって契約起案を行う。税制係が契約起案を行う業務委託契約は、以下のとおりである。

【申告書等スキャンニング業務（令和3年4月～7月搬入）委託契約の内容】

委託業務名	申告書等スキャンニング業務委託契約
履行場所	東大阪市役所 税務部
履行期間	令和3年4月1日～令和3年8月6日
委託金額	当初：1,513,217円（税込） 変更後：1,579,225円（税込）
受託者	A社
業務の内容	課税資料のイメージデータ化及び検索キーファイルの作成
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、4月～7月については、前年度（令和2年度）に指名競争入札により決定した3月までの受託業者と随意契約を締結している。）

【申告書等スキャンニング業務及び入力パンチ処理業務（令和3年8月～3月搬入）委託契約の内容】

委託業務名	申告書等スキャンニング業務及び入力パンチ処理業務委託契約
履行場所	申告書等スキャンニング業務：東大阪市役所 税務部 入力パンチ処理業務：委託業者（受託者）が管理する作業場所
履行期間	令和3年8月9日～令和4年3月31日
委託金額	当初：19,876,332円（税込） 変更後：16,812,113円（税込）
受託者	B社
業務の内容	①課税資料のイメージデータ化及び検索キーファイルの作成 ②パンチデータの作成
契約方法	指名競争入札（地方自治法施行令第167条の12並びに東大阪市財務規則第105条及び同規則第106条の規定による）

【市たばこ税宣伝業務委託契約の内容】

委託業務名	市たばこ税宣伝業務委託契約
履行場所	受託者に加盟の市内小売店舗
履行期間	令和3年10月1日～令和3年11月15日
委託金額	1,200,000円（税込）
受託者	C社
業務の内容	市たばこ税宣伝用物品の調達及び市たばこ税宣伝用物品の東大阪市内店舗等での配布
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による）

【総合税帳票印字・封入封緘作業委託契約の内容】

委託業務名	総合税帳票印字・封入封緘作業委託契約
履行場所	東大阪市役所内 委託業者（受託者）が管理する作業場所
履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託金額	当初：71,489,000円（税込） 変更後：68,310,000円（税込）
受託者	D社
業務の内容	①総合税帳票印刷・封入封緘作業 ②①に関する東大阪市が指定する帳票類の作成 ③帳票印刷センターの回線費
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による）

【東大阪市税滞納管理帳票印字・封入封緘業務委託契約の内容】

委託業務名	東大阪市税滞納管理帳票印字・封入封緘業務
履行場所	委託業者（受託者）が管理する作業場所
履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託金額	当初：4,950,907円（税込） 変更後：3,583,352円（税込）
受託者	E社
業務の内容	①印刷製造業務 ②データプリントアウト業務 ③フォーム処理等業務 ④送付物処理業務 ⑤前各号に付帯、関連する業務
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による）

⑧ 監査手続（実地調査）の結果

税制係に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 業務委託契約の内容の検討
- エ 公表物に係る市民への情報公開の検討

【監査の概要及び結果】

ア 業務内容のヒアリング

監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	<p>税制系の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制系の事務分掌 ・ 税制係に係る業務委託契約 ・ 税制系の年間スケジュール ・ 使用するシステム
本調査に係るヒアリング（第1回）	<p>予備調査の内容を踏まえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制系の事務分掌 ・ 税制係が業務で使用するチェックリストの使用方法及びチェック体制 ・ 税制係が使用するマニュアルの内容 (たばこ税) ・ たばこ税に関する調定金額、減免金額の月次集計及び証憑確認の方法 (入湯税) ・ 入湯税に関する調定金額、減免金額の月次集計及び証憑確認の方法
本調査に係るヒアリング（第2回）	<p>予備調査、本調査に係るヒアリング（第1回）の内容を踏まえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制系の年間事務計画 ・ 市税概要の作成方法 ・ 予算編成の方法 ・ 市税決算明細書、市税調査表等の公表資料に関する数値の集計方法 (たばこ税) ・ たばこ税の計算方法及び計算の正確性の検証方法 (入湯税) ・ 入湯税の対象となる鉱泉浴場の網羅性の検証方法 ・ 入湯税の計算方法及び計算の正確性の検証方法

本調査に係るヒアリング（第3回）	中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について税制係の見解を求めた。 また、税制係が実施する職員異動に係る COKAS-i の ID 管理に関する方法について追加で質問を行った。
------------------	--

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。ヒアリングや資料の閲覧により把握した内容については、53 頁「⑤ 税制係の年間業務」でまとめて記載している。

イ 資料の閲覧

業務内容について、税制係から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
税制係の年間事務の概要	令和3年度 税務部年間事務計画 税制係で管理している簿冊ファイルの一覧表
税制係の内部統制の概要	税制係で使用する各種業務マニュアル 税制係で使用するチェックリスト（契約・支払時にかかる必要書類チェックリスト、税についての作文表彰事業補助金交付にかかる提出書類等チェックリスト、支払に関する各種チェックリスト）
税制係の人員体制、その推移	税制係の職員配置表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
税制係の締結する業務委託契約の概要	税制係が契約主体である業務委託契約書、見積書及び関連資料
税制係が所管するたばこ税、入湯税の調定額、減免額の推移	令和3年度各月に係る調定明細書、減免状況調べ及び数値の照合に用いる集計表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
税制係が利用する情報システムの概要	COKAS-i の操作マニュアル
税制係が COKAS-i に手作業で入力する作業の概要	たばこ税、入湯税に関する各証憑のサンプルチェックのために受領した各証憑
公表物の作成過程の概要	市税概要の作成にあたり、各課から収集した元資料及び作成要領
東大阪市税条例改正の概要	東大阪市回議書（令和3年度中の東大阪市税条例の一部を改正する条例に関するもの）
東大阪市固定資産評価審	東大阪市回議書（令和3年度中の東大阪市固定資産評価

査委員会の事務概要	審査委員会に関するもの)
税制系の業務に係る市民への情報公開	令和3年度 市税のしおり 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分） 東大阪市税制係ウェブサイト

本手続は、ア 業務内容のヒアリングの内容の裏付けとなるものであり、ヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ウ 業務委託契約の内容の検討

税制係が契約起案を行う業務委託契約は、⑦税制係の行う業務委託契約に記載のとおりである。イ 資料の閲覧において記載のとおり、業務委託契約書、見積書及び関連書類を閲覧した。

また、随意契約を締結した業務委託契約について随意契約理由が正当であるか検証を行った。随意契約を締結した業務委託契約及びその随意契約理由は下表のとおりである。

【随意契約を締結した業務委託契約】

業務委託契約名	随意契約理由	随意契約理由の正当性
申告書等スキャニング業務（令和3年4月～7月搬入）委託契約	当該業務は、4月より直ちに着手する必要があるが、入札により委託相手先を決定した場合、税総合システム（COKAS-i）との動作検証及び作業員の習熟までに日数を要すること、並びに当該業務には前年度の業務との継続性があることを考慮すると、前年度の契約業者以外の者が当該業務を履行することは著しく困難であると認められるため、4月～7月については、前年度（令和2年度）に指名競争入札により決定した3月までの受託業者と随意契約を締結している。	他の業者では委託業務の履行が困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。
市たばこ税宣伝業務委託契約	東大阪地域唯一のたばこ商業協同組合の組織力を活用する方法であり、同組合以外では当該委託業務の履行が困難である。	
総合税帳票印字・封入封緘作業委託契約	受託事業者は税総合システムの構築事業者であり、これらのシステムを熟知している。本契約の業務は当該システムに基づいたものであるため、受託事業者に委託することにより、安全性・安定性・一体性が確保でき、他事業者では実施することが不可能である。	
東大阪市税	帳票印字作業を実施する税滞納管理システムは、税総合	

滞納管理帳 票印字・封 入封緘業務	システムとして一体的に運用されているものである。税 総合システムにおいては、本業務と類似案件である帳票 印字作業について、受託事業者と専用回線接続による データ送信を経て実施しており、本業務についても同じ 仕組みで実施することで安全性・安定性・一体性が確保 され、効率的な業務実施が可能である。本業務において、 同じ仕組みを利用しての実施は受託事業者以外に不可 能である。	
-------------------------	---	--

(資料) 各随意契約による業務委託契約に関する東大阪市回議書より監査人が要約

<p>(随意契約)</p> <p>第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約による ことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(中略)</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目 的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

(抜粋) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

これらの監査手続の結果、特に問題となる事項は見受けられなかった。

エ 税制係に関連する業務に係る市民への情報公開の検討

透明性の観点(市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか)から、
市民へ必要な情報を公開しているかについて、イ 資料の閲覧において記載のとおり、
東大阪市の公表物及び東大阪市ウェブサイトを閲覧し検討した。公表物の内容につい
ては、以下のとおりである。

公表物の名称	公表内容
令和 3 年度版 市税のしおり	<p>税制係が税務部各課の情報を取りまとめ作成している。内容は概ね以 下のとおりである。</p> <p>(市民のくらしと市税)</p> <p>市の予算に占める市税の割合、市税収入の内訳</p> <p>市税 1 万円のつかいみち</p> <p>市税の取扱窓口</p> <p>市税の窓口業務一覧</p> <p>(市税のあらまし)</p> <p>市税の種類</p>

	<p>各税目の説明 (市税の納付など) 市税の納付 市税の納期限・納付方法 スマートフォン決済アプリの利用 市税の納付場所 国税の種類 府税の種類 口座振替のご案内</p>
市税概要	<p>税制係が税務部各課の情報を取りまとめ作成している。内容は概ね以下のとおりである。 市の財政状況 税務機構 市税の総括 市民税 固定資産税 諸税 納税 参考資料</p>
東大阪市ウェブ サイト	<p>(市たばこ税) 市たばこ税について (入湯税) 入湯税について (ふるさと東大阪応援寄附金) ふるさと納税を来庁して申込みする場合 ふるさと納税を装った詐欺にご注意ください (その他) 市税概要について 市税のしおり 窓口取扱業務一覧 国税・府税に関するホームページのご案内 「確定申告書等作成コーナー」(国税庁)(外部リンク) 国税庁タックスアンサー(税金相談)(外部リンク)</p>
東大阪市政だ より	<p>特に記載なし。</p>

これらの資料及び東大阪市ウェブサイトの個別記事について、以下の観点から問題が見受けられないか検証を行った。

i) 公開情報の正確性

各税目については毎年度何らかの税制改正が行われていることから、当年度の税制改正に係る内容を反映せず不正確な情報を市民に公開するリスクがある。上記公開情報の個々の記載内容について、税額計算の方法等が当年度の税制改正内容と整合しているかを確認した。この点において、情報の更新は適切に行われており、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ii) 公開情報の十分性

税制係が公開している情報の内容が不十分であれば、市民の利便性を損ない、不測の損害を被るリスクがある。東大阪市ウェブサイトについて、同規模の他市（兵庫県尼崎市、大阪府豊中市）のウェブサイト等の記載と比較した。この点において、特に問題となる事項は見受けられなかった。

また、市税概要について同規模の他市（兵庫県尼崎市、大阪府豊中市）の市税概要等の統計情報と比較し、記載が不十分でないか検討した。

以下は各市の税務統計情報の内容を横比較したものである。細微な記載の有無や違いはあるものの必要と考えられる事項について適切に記載されていると判断した。

東大阪市		尼崎市	豊中市
市の財政状況		I 市税及び一般会計	概況
1	令和3年度一般会計当初予算額	(1) 人口・世帯数等に関する調	1. 豊中市の概況
2	令和2年度一般会計決算額	(2) 市税負担額等に関する調	(1) 市の位置
		(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	(2) 市域の変遷
		[図表1] 令和元年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	(3) 年次別人口世帯の推移
		[図表2] 令和元年度市税決算額の税目別構成比	財 政
		[図表3] 令和2年度市税当初予算額の税目別構成比	1. 財 政

			(1) 令和2年度一般会計決算額調べ
			(2) 令和3年度一般会計予算額調べ
税務機構		XIII 税務機構	財務部機構・その他
1	税務機構表	税務機構の変遷	1. 機構及び職員数
2	税務職員配置表	現在の税務機構及び事務分	(1) 豊中市組織機構図
3	税務事務分掌	税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	(2) 税務担当課職員数
4	税務職員の特殊勤務手当		(3) 特殊勤務手当
5	税務職員年齢別調		(4) 事務分掌
6	税務経験年数調		
市税の総括			市税の総括
1	市税年度別決算状況	(4) 令和元年度市税税目別決算状況	1. 市税状況調べ
2	市税の構成比調	(5) 令和元年度市税決算の概要	(1) 市税年度別決算状況調べ
3	徴税费に関する調	(6) 当初及び最終予算額累年比較	(2) 令和2年度市税決算額調べ
4	市税年度別負担額調	(7) 市税予算額・決算額の推移	(3) 市税構成比調べ
5	納税義務者数調(現年度分)	[図表4] 市税決算額の推移	(4) 市税負担状況調べ
		(8) 市税決算状況の推移	
		(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	
		[図表5] 市税収入率の推移	
		XII 徴収経費	
		徴収経費決算状況の推移	
市民税		II 市民税	市民税
1	個人市民税	1 個人	1. 個人市民税に関する調べ

(1)	決算時における調定額の推移（現年課税分）	(1) 納税義務者数の推移	(1) 個人市民税（現年度分）の調定額等の調べ
(2)	所得者区分別構成図	(2) 所得控除額等の推移	(2) 個人市民税（現年度分）の調定額の推移
(3)	納税義務者数（4）調定額調	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	(3) 個人市民税（過年度分）の調定額の推移
(5)	所得者別納税義務者等調	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	(4) 令和3年度市民税課税状況調べ（所得の種類別）
(6)	令和3年度課税状況調	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	(5) 令和3年度市民税課税状況調べ（課税標準額の段階別）
2	法人市民税	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	(6) 令和3年度個人市民税課税標準段階別構成比
(1)	件数及び調定額（現年度分）	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	(7) 特別徴収義務者数（給与特徴に係る分）
(2)	令和2年度業種別・資本金別法人税割調（現年度分）	(8) 扶養控除人員	(8) 特別徴収義務者等に関する調べ（年金特徴に係る分）
		(9) 給与所得の収入金額等の推移	(9) 個人市民税寄附金税額控除に関する調べ
		(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	(10) 配偶者控除及び扶養親族の人員に関する調べ
		(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	(11) 個人市民税の減免状況
		(12) 給与所得控除額及び公的年金等控除額	(12) 個人府民税に関する徴収取扱費の調べ
		2 法人	(13) 年度別納税義務者数、一人当たり市民税負担額の比較
		(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	2. 法人市民税に関する調べ

		(2) 法人税割月別調定額の推移	(1) 法人市民税の調定額等の調べ
		(3) 資本金段階別法人数の推移	(2) 令和2年度業種別法人件数
		3 県民税払込案分率	(3) 令和2年度資本金等別法人件数
固定資産税		Ⅲ 固定資産税/都市計画税	固定資産税
1	納税義務者の推移 (現年度分)	1 固定資産税	1. 固定資産税(都市計画税)に関する調べ
2	調定額の推移(現年度分)	(1) 納税義務者数の推移	(1) 固定資産税・都市計画税現年度調定額推移
3	土地	(2) 地目別総地積の推移	(2) 固定資産税納税義務者数調べ
(1)	令和3年度土地評価状況	(3) 地目別総筆数の推移	(3) 納税義務者一人当たり土地・家屋保有面
(2)	年度別土地評価状況	(4) 地目別決定価格の推移	(4) 納税義務者一人当たり資産別年税額調
(3)	令和3年度宅地の用途地区別評価状況 (免税点以上)	(5) 地目別課税標準額の推移	(5) 都市計画税の用途状況について
(4)	令和3年度市街化区域農地等に関する調	(6) 地目別平均価格の推移(m ² 単位当たり価格)	2. 土地に関する調べ
4	家屋	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	(1) 土地利用割合
(1)	令和3年度家屋評価状況	(8) 木造家屋の種類別m ² 当たり価格の推移	(2) 宅地利用状況別及び宅地利用形態別調べ
(2)	年度別家屋評価状況	(9) 非木造家屋の種類構造別m ² 当たり価格の推移	(3) 地目変更等について
(3)	令和3年度新增築家屋に関する調	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	(4) 土地の地目別年度推移
	(ア) 木造	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	(5) 決定価格及び課税標準額の推移
	(イ) 木造以外	2 国有資産等所在市町村交付金に関する調	3. 家屋に関する調べ
(4)	年度別新增築家屋に	3 都市計画税	(1) 構造別用途別概要

	関する調		
(5)	令和3年度減少分家屋に関する調	(1) 納税義務者数の推移	(2) 家屋の構造別種別年度推移
	(ア) 木造	(2) 課税標準額等の推移	(3) 決定価格の推移
	(イ) 木造以外		(4) 家屋新增築年別調べ
(6)	新築住宅の軽減調		4. 償却資産に関する調べ
5	償却資産		(1) 納税義務者数調べ
(1)	年度別価格等に関する調		(2) 資産別課税標準額調べ
			5. 国有資産等所在市町村交付金調べ
			6. その他
			(1) 法務局異動通知調べ
			(2) 固定資産評価審査委員会状況調べ
諸税			諸税
1	軽自動車税	IV 軽自動車税	1. 軽自動車税（種別割）に関する調べ
(1)	課税台数の推移	(1) 課税台数の推移	(1) 納税義務者数調べ
(2)	年度別調定額調（現年度分）	(2) 調定額の推移	(2) 一台当たりの人口及び世帯数
			(3) 車種別台数及び調定額推移
2	市たばこ税	V 市たばこ税	2. 市たばこ税に関する調べ
(1)	年度別たばこ売上本数等調（現年度分）	(1) 年度別調定状況	(1) 市たばこ税の推移
		(2) 年度別月別調定状況	
3	入湯税	VII 入湯税	3. 入湯税に関する調べ

(1)	年度別調定額調	年度別調定状況	(1) 入湯税の推移
4	事業所税	VIII 事業所税	5. 事業所税に関する調べ
(1)	年度別調定額調	調定額等に関する調	(1) 事業分(資産割)
(2)	令和2年度調定額調		(2) 事業分(従業者割)
			(3) 事業分税額合計
			(4) 事業所税の使途状況について
		VI 特別土地保有税	4. 特別土地保有税に関する調べ
		(1) 納税義務者数の推移	
		(2) 地積の推移	
		(3) 調定額の推移	
		(4) 特別土地保有税の推移	
納税			納 税
1	税目別市税決算額調	IX 滞納処分	1. 納税に関する調べ
2	不納欠損額調	滞納処分の停止額税目別明細	(1) 口座振替状況
3	口座振替の利用状況	不納欠損額税目別明細	(2) 差押執行状況
(1)	口座振替利用率(現年課税分)	財産差押状況の推移	(3) 不納欠損処分執行状況
(2)	口座振替実績(現年課税分)	X 口座振替	(4) 滞納処分の停止状況
4	税外収入に関する調	口座振替加入率等の推移	(5) 年度別収入歩合の状況
(1)	税務関係手数料	XI 税外収入	2. 徴税费及び税外収入調べ
(2)	その他	(1) 税外収入決算状況の推移(税務関係分)	(1) 徴税费に関する調べ
		(2) 自動車重量譲与税に関する調	(2) 税外収入に関する調べ
		(3) 特別とん譲与税に関する調	

		(4) 地方揮発油譲与税に関する調	
		(5) 地方道路譲与税に関する調	
		(6) 利子割交付金に関する調	
		(7) 配当割交付金に関する調	
		(8) 株式等譲渡所得割交付金に関する調	
		(9) 地方消費税交付金に関する調	
		(10) 自動車取得税交付金に関する調	
		(11) 地方特例交付金に関する調	
		(12) 交通安全対策特別交付金に関する調	
		(13) 県税徴収交付金に関する調	
		(14) 税務関係証明書の発行等に関する調	
参考		XIV 参考	
	市税税率の変遷	全国市町村税の税目別収入額推移	3. 税率に関する調べ
		全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)	(1) 市税一覧表
		租税体系	(2) 税率の変遷
		地方税制の変遷(市町村税関係)	
		住民税及び所得税の諸控除一覧	
		ア 所得控除	
		イ 税額控除	
		市税税率の変遷	

		尼崎市の税制	
		譲与税・交付金要領	
		前納報奨金交付状況の推移	

(資料) 東大阪市 市税概要(令和3年度)、尼崎市 令和4年度税務統計、豊中市 市税概要(令和4年度)の目次部分を抜粋し監査人が作成

(1-1-2) 税制係が所管するたばこ税について

税制係が所管するたばこ税に対して行った監査の手續及び結果について記載する。

① たばこ税について

たばこには国税及び地方税が課され、それぞれの配分比率は1：1となっている。このうち、市に納付される市たばこ税は東大阪市税条例第75条に対象となる製造たばこの区分が規定されている。市たばこ税の対象となる製造たばこの区分は以下のとおりである。

(1)喫煙用の製造たばこ
ア 紙巻たばこ
イ 葉巻たばこ
ウ パイプたばこ
エ 刻みたばこ
オ 加熱式たばこ
(2)かみ用の製造たばこ
(3)かぎ用の製造たばこ

(抜粋) 東大阪市税条例第75条

また、納税義務者は東大阪市税条例第75条の2において、「製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下、卸売販売業者等という。）が製造たばこを市内に営業所の所在する小売り業者に売り渡す場合」に「当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する」となっており、東大阪市内の小売業者に製造たばこを売渡す卸売販売業者等が納税義務者となっている。

東大阪市では卸売販売業者等は8社となっており、毎月1月から末日までに売り渡した製造たばこの本数等を記載した申告書を翌月の末日までに提出することとなっている。

たばこ税の税率は以下のとおりである。

期間	金額 (1,000本あたり)
令和元年10月1日～令和2年9月30日	5,692円
令和2年10月1日～令和3年9月30日	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

上表に記載のとおり、たばこ税に関しては年々増加傾向にあり、令和3年10月1日以降は6,552円/1,000本である。

国税（たばこ税及びたばこ特別税の合計）は7,622円/1,000本、地方税（府たばこ

税と市たばこ税の合計)も同様に7,622円/1,000本となっている。

また、昨今売上高、販売数量ともに増加している加熱式たばこは、平成30年までは「パイプたばこ」に区分されていたが、平成30年度の税制改正により「加熱式たばこ」の区分が設けられ、換算方法については、旧課税方式である1g1本とみなす「重量」での換算から、新課税方式である「重量」と「価格」での換算とする方式に変更されている。新課税方式への見直しについては、平成30年10月1日から令和4年10月1日まで、5年間かけて段階的に移行されている。令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)9月30日においては重量及び小売価格を基に以下の計算式を用いて紙巻たばこの本数に換算することとなっている。

令和3年(2021年)10月1日～令和4年(2022年)9月30日
イ その重量(フィルター等を含む。)1gを1本に換算した本数に0.2を乗じた本数
ロ その重量(フィルター等を除く)0.4gを0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数
ハ その小売価格(消費税抜き)の紙巻たばこ1本あたりの平均単価をもって0.5本に換算した本数に0.8を乗じた本数

(抜粋) 財務省ウェブサイト たばこ税等に関する資料

具体的には加熱式たばこ1箱は紙巻きたばこ10～15本程度に換算されて課税されることとなる。なお、令和4年10月1日以降、新課税方式へ移行され、平成30年度税制改正による加熱式たばこ税の引き上げは完了している。

②たばこ税に係る近年の推移について

東大阪市の年度別のたばこの売上本数及び調定額は以下のとおりである。

近年の健康ブームや全国的な喫煙場所の削減の影響により、たばこの売上本数は前年比で毎年減少している。一方で平成28年度からの推移では平成30年度、令和元年度、令和2年度と立て続けに税率をアップさせていることから、令和2年度に落ち込みはあるものの、調定額は売上本数ほどの減少はなく、金額を維持している。なお、以下の表中に記載の旧3級品とは、日本たばこ産業株式会社が販売していた「わかば」、「エコー」及び「ゴールデンバット」等の銘柄である。なお、これらの銘柄は令和元年9月30日まではたばこ税の特別税率により安い税率が適用され相対的に安価に販売されていたが、令和元年10月1日より他の製造たばこと同一の税率が適用されることとなったため、紙巻きたばことしての製造は中止され、リトルシガーとして販売されている。

2.市たばこ税

(1) 年度別たばこ売上本数等調(現年度分)

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上本数 (千本)	859,168	827,741	791,195	704,546	702,621
前年度比(%)	98.6	96.3	95.6	89.0	99.7
内 旧3級品 (千本)	34,689	26,282	13,259	-	-
旧3級品 売上本数前年度比 (%)	81.3	75.8	50.4	-	-
調定額 (千円)	4,453,257	4,461,831	4,481,314	4,134,352	4,416,980
前年度比 (%)	99.3	100.2	100.4	92.3	106.8
税 率	H29.4.1～ 1,000本につき 5,262円 ※旧3級品は1,000本 につき3,355円	H30.10.1～ 1,000本につき 5,692円 ※旧3級品は1,000本 につき4,000円 (H30.4.1～)	R01.10.1～ 1,000本につき 5,692円	R02.10.1～ 1,000本につき 6,122円	R03.10.1～ 1,000本につき 6,552円

(抜粋) 令和4年度市税概要 諸税2. 市たばこ税(1) 年度別たばこ売上本数等調(現年度分)

③たばこ税に係る税制係業務フロー

たばこ税に係る業務フローとして、申告者である卸売業者から前月分の申告書が翌月に郵便で到着する。税制係では申告書について内容を確認し、確認後に受付印を押印する。申告書については後述するとおり、COKAS-i を使用せず、市たばこ税調定明細書(エクセル)への入力及び紙媒体の徴収簿に記載を行い、月末に部長決裁を行い、出納承認を行う。

また、徴収簿作成後に修正申告がある場合、納入済みの場合は差分を徴収簿に記載し、納税課へ連絡することとしている。しかし、納入が未了の場合には徴収簿の金額を訂正することで対応している。

毎月の申告に対してはこのようなフローに基づいて、申告及び徴収を行っている。

また、年間の市たばこ税の本数については、翌年度の4月にたばこ税の計算に必要な売り渡し本数のデータを大阪府から受領し、当該データの内容と申告書の本数の整合性を確認している。

④税制係で用いるシステム

たばこ税に関しては、納税義務者は東大阪市内の小売業者等に製造たばこを売り渡した卸売販売業者である。そのため、納税義務者は限定されており、東大阪市では8社となっている（国内産たばこ業者1社、輸入たばこを扱う業者7社）。

これらのことからたばこ税に関しては専用の課税システムを用いておらず、毎月納税義務者から送付される申告書（第三十四号の二様式）について、内容を納税義務者ごとに税制係で作成している市たばこ税調定明細書（エクセル）に転記し、集計を行っている。

また、税制係から納税課への納税額の引継ぎには紙媒体による徴収簿を利用しており、作成した市たばこ税調定明細書の金額を徴収簿に転記している。

⑤監査手続（実地調査）の結果

たばこ税に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ たばこ税に関する各証憑のチェック

【監査の概要及び結果】

各監査手続についての詳細のうち、アに関しては57頁の税制課税制係に係る監査手続（実地調査）の結果に記載している。また、イ及びウに関しては、①に記載したとおり、たばこ税の納税義務者は8社と少なく、かつ、月次での提出であり証憑も限られていることから、サンプルの抽出を行わず、納税義務者全てに関する資料及び証憑を確認した。

これらの手続のうち、アについて把握した内容で以下を意見とした。

（調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握（効果性・意見））

過去に、納税義務者に対しての調査（地方税法第470条）が実施されたことはない。大阪府が一定頻度で調査しているため、重複して調査を実施する必要性が相対的に低いことは理解はするものの、市としてはどういった場合に実施するのかを事前に検討しておくことが望まれる（意見番号3）。また、国や大阪府がどういったサイクルで検査や調査を実施しているのかについて把握しておく必要がある（意見番号4）。

(1-1-3) 税制係が所管する入湯税について

税制係が所管する入湯税に対して行った監査の方法及び結果について記載する。

①入湯税について

入湯税は、地方税法第 701 条に目的税として規定されている税金であり、温泉法に規定する温泉（25 度以上、又は特定の物質を含む）を利用する「鉱泉浴場」の利用者に対して課される税金である。入湯税は鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護施設、観光施設、消防施設及びその他消防活動に必要な施設の整備等に要する費用に充てることを目的とする。

入湯税について、東大阪市では市税条例において「入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。」と規定している（東大阪市税条例第 90 条）。納税義務者は鉱泉浴場の入湯客であるが、税率は入湯客 1 人 1 日につき 150 円である（東大阪市税条例第 92 条）。なお、東大阪市では課税免除として「年齢 12 歳未満の者」と「共同浴場又は公衆浴場に入湯する者」と定められている（東大阪市税条例第 91 条）。

なお、申告は特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者が納税者である利用者（入湯客）から入湯税を徴収し、納入申告書を翌月 15 日までに市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならないとされている（東大阪市税条例第 94 条）。

参考までに、入湯税に関して、税率及び課税免除者は大阪府内でも市によって異なっており、近隣の主な市町村に係る入湯税の税率、課税免除者、令和 3 年度の課税状況は以下のとおりである。税率及び課税免除者の取扱いは各市によってかなり異なっており、課税状況もさまざまであることが見て取れる。

市町村名	税率	課税免除者	課税状況 上段：人数 下段：税額
大阪市	1 人 1 日につき 150 円（宿泊を伴う場合は、1 泊をもって 1 日）	・共同浴場、一般公衆浴場を利用 ・1,500 円以下の料金で利用（宿泊を除く） ・小学生以下 ・学校等（大学を除く）が実施する修学旅行その他の行事に参加している学生等及び引率者 ・医療提供施設、社会福祉事業の用に供する施設において利用	（令和 2 年度） 624,172 人 93,625,800 円

吹田市	入湯客 1 人 1 日につき 75 円 (宿泊者は 150 円)	特に記載なし	(令和 3 年度) 194,946 人 14,620,950 円
箕面市	入湯客 1 人あたり宿泊 200 円 / 日、日帰り 75 円 / 日	・年齢 12 歳未満 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯 なお、修学のための団体の生徒・学生は半額	(令和 2 年度) 252,480 人 28,507,625 円
堺市	1 人 1 日につき 75 円 (宿泊を伴うときは 1 泊を 1 日)	・年齢 12 歳未満 ・障害者 ・一般公衆浴場に入湯 ・入湯料金が 1,000 円未満	(令和 3 年度) 3,623 人 271,725 円

(資料) 各市ウェブサイトより監査人が作成

なお、各市の課税の状況については報告書作成時点で公表されている情報によって

②入湯税に係る近年の推移について

入湯税の直近 5 年の推移は以下のとおりである。平成 29 年度から令和 3 年度にかけて東大阪市内で入湯税の対象となる鉱泉浴場施設の数は一か所から変更はない。また、入湯客に関しては令和元年度までは 11,000 人から 12,000 人程度で推移していたが、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人数が 3,863 人と大幅に減少している。税率に関しては従前から 1 人 1 日 150 円から変更がなく、入湯客数に税率を乗じた金額が調定額となることから、平成 29 年度から令和元年度にかけては概ね 1,700 千円程度で推移していたが、令和 2 年度においては前年度比 34.2%である 579 千円と大幅に減少している。

温泉の施設数等が違い一概には比較できないものの、大阪市、吹田市、箕面市と比べて東大阪市の入湯税の課税額は相対的に低い状況である。

3. 入湯税

(1) 年度別調定額調

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別徴収義務者数 (人)	1	1	1	1	1
入湯客数 (人)	12,097	11,392	11,302	3,863	3,889
税率 (1人1日,円)	150	150	150	150	150
調定額 (千円)	1,815	1,709	1,695	579	583
前年度比 (%)	95.3	94.2	99.2	34.2	100.7

(抜粋) 令和4年度市税概要 諸税3. 入湯税 (1) 年度別調定額調

③入湯税に係る業務フロー

入湯税に関して東大阪市内で申告を行っている鉱泉浴場は1か所のみとなっている。そのため、業務フローは極めて簡素なものとなっており、①に記載のとおり、鉱泉浴場の経営者が納税者である利用者から入湯税を徴収し、毎月徴収した入湯税について記載した納入申告書を翌月15日までに市長に提出し、その納入金を納入書によって納入している。納入申告書は日々の入湯者の人数、及び入湯者の人数に一人当たりの納税額を乗じた金額が記載されており、税制係では、納入申告書が提出された場合、当該納入申告書の記載内容についての確認を行っている。

④入湯税で用いるシステム

③にも記載したとおり、入湯税に関しては東大阪市内で申告を行う鉱泉浴場は1か所のみであり、入浴客の人数に課税金額を乗じることにより、計算ができる。そのため、特に複雑な計算は不要であるため、エクセルにより管理を行っている。

⑤監査手続（実地調査）の結果

入湯税に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧

ウ 入湯税に関する各証憑のチェック

【監査の概要及び結果】

各監査手続についての詳細のうち、アに関しては 57 頁の税制課税制係に係る監査手続（実地調査）の結果に記載している。また、イ及びウに関しては、入湯税の特別徴収義務者が 1 件のみであるため、当該特別徴収義務者に関する資料及び証憑を確認した。

これらの手続のうち、アについて把握した内容で以下を意見とした。

（納税義務者及び課税免除の範囲の明確化（透明性・意見））

市税条例第 90 条及び第 91 条における納税義務者及び課税免除とする範囲が一部現状の運用と異なっている点があり、明瞭であるとはいえない。また、課税免除の範囲が他市と異なっている点があるが、課税免除の範囲について過去から見直しされていない。納税義務者の範囲（宿泊の取り扱いも含む）、課税免除の範囲を再考のうえ明確にするべきである（意見番号 5）。また、これらの内容を条例、規則、取扱要綱等に明記することも検討する必要がある（意見番号 6）。

（課税免除の金額的根拠の明確化（透明性・意見））

昭和 53 年 4 月 21 日付け自治省市町村税課長内かんを根拠として実質的に一定の金額未満の入湯料金については課税を免除しているが、物価の上昇等の経済環境や時代の変化等にも鑑み課税免除の金額的根拠について再度検討し明確化するべきである（意見番号 7）。

（申告内容の適否の確認のための調査の実施の検討（効果性及び経済性・意見））

過去に、入湯税の特別徴収義務者に対する調査（地方税法第 701 条の 5）が実施されたことはない。どういった場合に実施することが必要なのかも含めて、調査の実施の要否について毎年度事前に検討しておくことが必要である。また、適正な申告が行われることを確保するための牽制として、一定頻度での調査の実施を検討することが望まれる（意見番号 8）。

（入湯税の対象となる鉱泉浴場の検証の形跡（透明性・意見））

税制係へのヒアリングによれば、市内の浴場について入湯税の課税対象となるかどうかは検証しているということだったが、それらを網羅的に検証した形跡の提示を求めたところ、履歴として残されたものはなかった。漏れなく入湯税を課税し課税の公平性を維持するためにも、市内の浴場を一覧化しその検証の形跡を残すべきである（意見番号 9）。

(1-2-1) 税制課法人市民税係の業務（総論）について

以下において、税制課法人市民税係（以下、法人市民税係という。）の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等法人市民税係の業務に関連する内容並びに法人市民税係が所管する業務に対して行った監査の手続及び結果について記載する。

① 法人市民税係が所管する業務

法人市民税係では、東大阪市事務分掌規則において、以下に規定されているとおり、法人市民税及び事業所税についての調査及び賦課を所管している。

税制課 法人市民税係 (1) 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 (2) 事業所税の調査及び賦課に関すること。
--

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 税制課法人市民税係部分

② 法人市民税係の人員体制

(法人市民税係の人員¹⁴)

(各年度5月1日時点)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
法人市民税係	4	4	4	4	4	4

(資料) 市税概要（平成29年度～令和4年度）より監査人作成

ここ数年法人市民税係は4人体制で、2人1組となって業務を進めており、より経験のある職員がマニュアル等を利用し、もう1人をOJTによって教育する体制を構築している。税務経験年数についての分析については52頁を参照されたい。

なお、マニュアルについては1年に1回程度見直しているということである。

③ 法人市民税係の年間業務

法人市民税係の主な事務とその内容は次のとおりである。

時期	事務の主な内容
通年	申告受付
	前月分申告異動処理

¹⁴ 課長、総括主幹を除く。

	翌月申告分申告書発送
	府税提供データ処理
	更正決定処理・更正決定通知書発送
	事業所税の申告漏れ及び未申告者の申告指導
	課税客体の把握・調査
5月	家屋マスター抽出データと事業所データの突合作業
12月	法人税割調定見込額等に関する調 調定決算及び予算見込み作成

(資料) 税務部年間業務計画より監査人作成

法人市民税係が担当する法人市民税及び事業所税について、法人に課税されるものは各法人の事業年度終了の日の翌日から2か月以内に順次申告が行われる。

次に、法人市民税及び事業所税に共通する業務として、法人設立届・開設届入力業務について記載する。

東大阪市域の事業者が以下の事項に該当した場合に、法人設立・開設(支店等設置・転入)届出書に一定の資料を添えて東大阪市に提出する必要がある。

設立・開設事由	提出資料		
	設立・開設 (支店等設 置・転入) 届出書	登記簿謄本 (写)	定款(写)
新たに東大阪市に法人を設立	○	○	○
他の市町村から転入	○	○	○
新たに事業所等を開設	○	○	○
既に東大阪市に本店又は事業所等があり、 新たに事業所等を開設	○	-	-

(資料) 東大阪市ウェブサイト¹⁵より監査人作成

¹⁵ <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000009646.html>

法人設立・開設(支店等設置・転入)届出書

管理番号

法人番号

受付印

年 月 日

(宛先)
東大阪市長

- 〔添付書類〕
1. 登記簿謄本の写し
2. 定款の写し
3. その他事項を証明するもの

フリガナ	
本店所在地	
フリガナ	
法人名	
電話番号	- -
送付先 (連絡先)	
フリガナ	
代表者 氏名	
住所	

設立年月日	年 月 日	開設年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	法人税の延長	<input type="checkbox"/> 有(ヶ月) <input type="checkbox"/> 無
資本金の額 又は出資金の額	円	単独又は分割法人 の区分	<input type="checkbox"/> 単独法人 (東大阪市のみ) <input type="checkbox"/> 分割法人 <input type="checkbox"/> 登記のみ
事業目的			
東大阪市内にお ける主たる事業 所等の所在地			
設立・開設された のが通算親法人 の場合	(東大阪市内の子法人の名称)	(東大阪市内の子法人の本店所在地)	
設立・開設された のが通算子法人 の場合	(親法人の名称)	(親法人の本店所在地)	
一般社団法人又 は一般財団法人 の場合	<input type="checkbox"/> 普通法人 <input type="checkbox"/> 非営利型で収益事業 を行う法人 (年 月 日開始) <input type="checkbox"/> 非営利型で収益事業 を行わない法人		
NPO法人等の公 益法人等の場合	<input type="checkbox"/> 収益事業を行う法人 (年 月 日開始) <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない法人		
事業所税に 関する事項	東大阪市内の各事業所 等の床面積の合計	<input type="checkbox"/> 1,000㎡超 <input type="checkbox"/> 800㎡超1,000㎡以下 <input type="checkbox"/> 800㎡以下	
	事業所用家屋の所有者	名称	
		所在地	
備 考	(注)備考欄には合併により設立した場合の被合併法人の名称、所在地等その他参考となる事項を記載してください。		
関与税理士 氏 名	TEL	- -	※処理欄

(出典) 東大阪ウェブサイト

上記のとおり東大阪市の届出書は法人設立と開設が両者とも同じ書式で提出できる様式となっている。この点に関して、東大阪市では法人設立と開設を以下のように定義して分類し、マニュアルが設定されている。

種類	内容
法人設立	東大阪市内に法人を設立する場合
開設	東大阪市内に本店が移転する場合（転入）
	新たに事業所を東大阪市内に新設する場合（事業所開設）

（資料）税制課（法人市民税係）業務マニュアルより監査人作成

東大阪市内に法人設立・開設（支店等設置・転入）届出書が提出された場合、必要事項を入力する。

まず、COKAS-i において、既に東大阪市内で法人が登録されているかを検索する。

ここで登録されていない場合と登録されている場合とで実施する手続が一部異なるため、場合を分けて記述する。

・法人が登録されていない場合

法人が登録されていない場合、宛名管理画面上の①法人番号、②法人格、③法人名、④住所、⑤設立日について、届出書と一緒に提出される登記簿謄本を見ながら入力し、宛名番号を作成する。次に連絡先（電話番号等）を入力する。

その後定款、登記簿謄本等及び法人設立・開設（支店等設置・転入）届出書を確認しながら、以下について入力する。

入力内容	閲覧書類
算定期間	定款
資本金	登記簿謄本
業種区分	登記簿謄本
法人格	登記簿謄本
設立（開設）年月日	登記簿謄本 法人設立・開設（支店等設置・転入）届出書
代表者名	登記簿謄本
税理士情報（記載があれば）	法人設立・開設（支店等設置・転入）届出書
支店情報	法人設立・開設（支店等設置・転入）届出書

（資料）税制課（法人市民税係）業務マニュアルより監査人作成

上記情報を入力することにより、開設情報の登録を完了させる。

- ・法人が登録されている場合

この場合については、既に法人情報は入力されていることから、手続自体はより簡略的なものとなる。具体的には新たに開設される事業所の所在地等の情報を追加で入力する。

(1-2-2) 法人市民税係が所管する法人市民税について

①法人市民税について

法人市民税は申告納税方式をとっていることから、納税義務者である法人（東大阪市内に事務所、事業所又は寮、保養所等を有している法人）は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に仮決算による中間申告書又は予定申告書を、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定申告書を提出し、法人市民税を納付する必要があります。

法人市民税は均等割と法人税割から構成される。

ア 納税義務者

法人市民税の納税義務者は下記のとおりである。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人等	○	○
市内に寮等を有する法人等で、その市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	—
法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

(抜粋) 令和3年度市税のしおり

イ 法人市民税の算出方法

法人市民税は均等割と法人税割の合計である。

・均等割の算出方法

均等割は以下の計算式により算出する。

(税率 [年額] × 事務所又は事業所等を有していた月数) ÷ 12

税率 (年額) は下記のとおりである。

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の額	本市従業者数	
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超～50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超～10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円超～1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人等	—	5万円

（抜粋）令和3年度市税のしおり

・法人税割の算出方法

法人税割は以下の計算式により算出する。

＜課税標準となる法人税額×税率＞

また、適用する税率は以下のとおりである。

＜法人税割の税率＞

法人等の区分	税率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1億円を超える場合	12.1%	8.4%
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円を超える場合	12.1%	8.4%
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合	9.7%	6.0%

（抜粋）令和3年度市税のしおり

②法人市民税に係る近年の推移について

(単位：千円)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
法人均等割	1,545,126	1,550,533	1,531,250	1,527,494	1,533,838
法人税割	4,539,115	5,110,457	5,205,123	3,768,993	4,066,615
合計	6,084,241	6,660,990	6,736,373	5,296,487	5,600,453

(単位：件)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
法人均等割 のみ	9,257	9,206	9,102	9,763	9,977
法人税割	7,031	7,321	7,695	7,138	7,243
合計	16,288	16,527	16,797	16,901	17,220

(資料) 市税概要 (令和4年度) 法人市民税 (1) 件数及び調定額 (現年度分) より
監査人作成

法人市民税額は令和元年度までは申告する法人数の増加に伴い逡増していたが、令和元年10月1日以降に開始する事業年度より、法人税割の標準税率が9.7%から6.0%に、超過税率が12.1%から8.4%にそれぞれ引き下げられたことに伴い、令和2年度において法人税割額が大きく減少し、法人市民税額が減少している。

③法人市民税についての業務フロー

以下において法人市民税の申告書入力業務のフローを記載する。

法人市民税の申告書受付・入力業務は他の課と同じくCOKAS-iによって実施される。まず検索条件を入力し、納税義務者を特定する。その後、納税義務者から受付した申告書の内容を申告画面にて入力する。「法人市民税の申告書」(第20号様式)の場合であれば、入力する内容は全部で31項目である。

なお、入力し終えた後に「計算する」ボタンを押すことで納付すべき額が自動で計算されることになる。法人市民税係においては、当該金額と申告書との一致を確認することで、納税義務者の提出する法人市民税の申告書の妥当性を検証している。

④監査手続（実地調査）の結果

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 法人市民税係にて受付を行った法人市民税に関する各証憑のサンプルチェック

【監査の概要及び結果】

- ア 業務内容のヒアリング
監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	法人市民税係の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税係の事務分掌 ・法人市民税係に係る業務委託契約 ・法人市民税係の年間スケジュール ・職員の労働環境（特に超過勤務について） ・個人情報保護のための取り組み ・使用するシステム ・法人市民税係で使用するマニュアルの整備状況
本調査に係るヒアリング（第1回）	予備調査の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税係の概況 ・法人市民税の事務に関する規定 ・業務マニュアルと実際の業務における乖離の有無 ・マニュアルについての詳細な内容 ・納税義務者の捕捉方法 ・申告漏れあるいは未申告者のフォローの状況及び方法 ・法人市民税の申告状況について ・過去の調査の実施状況について
本調査に係るヒアリング（第2回）	中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について、法人市民税係の見解を求めた。

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。

イ 資料の閲覧

業務内容について、法人市民税係及び税制係から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
法人市民税係の年間事務の概要	令和3年度 税務部年間事務計画 法人市民税係で管理している簿冊ファイルの一覧表
法人市民税係の業務の根拠となる条例	東大阪市税条例 東大阪市税条例施行規則
法人市民税係の内部統制の概要	法人市民税係で使用する業務マニュアル（法人設立届・開設届入力マニュアル、法人市民税申告書入力手順、法人異動届入力マニュアル、（事業所税）未申告法人への対処マニュアル、（法人市民税）未申告法人への申告勧奨マニュアル） 法人市民税係で使用するチェックリスト（発送チェックリスト）
法人市民税係の人員体制、その推移及び職員研修の実施状況	法人市民税係の職員配置表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
法人市民税の調定額、減免額の推移	令和3年度各月に係る調定明細書、数値の照合に用いる集計表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
法人市民税係が利用する情報システムの概要	COKAS-i の操作マニュアル
法人市民税係が COKAS-i に手作業で入力する作業の概要	法人市民税係にて受付を行った各証憑のサンプルチェックのために受領した各証憑（内容の詳細は、ウにて記載する。） 法人市民税申告者リスト

これらの監査手続の結果、以下の2件を意見とした。

(申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理 (経済性・意見))

法人市民税係では法人市民税について過去から申告漏れあるいは未申告があることを認識している。具体的には、令和3年度当初の場合、申告漏れが211件、未申告が46件あった。

申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいらぬもの、時系列で法人市民税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理すべきである (意見番号10)。

(より充実したマニュアルの整備 (有効性・意見))

上記の申告漏れ、未申告について、法人市民税係では「未申告法人への申告勧奨マニュアル」というマニュアルを設けている。当該マニュアルには、未申告法人を把握した場合には、法人の調査として、他税目の課税の有無、府税データ、ウェブサイトで法人情報等を確認するとともに、登記事項や本店所在地の市町村へ調査・照会を行う旨が規定されている。

しかしながら、当該マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した2頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査・照会等を行えばよいかが示されていない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである (意見番号11)。

なお、その他にはヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

法人市民税係が単独で契約した業務委託契約はなく、税務部全体として行った契約についての検討結果は56頁に記載している。

ウ 法人市民税係にて受付を行った法人市民税に関する各証憑のサンプルチェック

i) サンプルの属性及び閲覧資料

法人市民税係が法人から提出を受ける資料について、業務の理解及び正確な入力が行われていることの検証に際して、属性別にサンプルチェックを行った。

・法人市民税申告者リストからの抽出

COKAS-i から出力された令和3年度の法人市民税申告者リストを母集団として無作為にあるいは特定の属性をもったサンプルを抽出し、抽出したサンプルに関して、納税義務者からの提出書類（申告書や関係する書類等）とCOKAS-iとの整合性を確かめた。

対象資料	抽出方法	抽出件数 (件)	閲覧資料
法人市民税申告 書関係書類	無作為抽出（全体）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税申告書 ・COKAS-iの申告書登録画面 ・法人設立（設置）届出書 ・異動届
	特定項目抽出（金額的な重要性の高いもの（金額の大きいもの6件））	6	
	無作為抽出（令和3年度中に東大阪市に新規設立された法人の中から2件）	2	
	無作為抽出（令和3年度に法人市民税を申告した事業者のうち当期東大阪市に新規開設（異動）されたものの中から1件）	1	
合計		12	

以上の証憑のチェックを行った結果、納税義務者からの提出書類とCOKAS-iとは整合しており、特に指摘すべき事項はなかった。

(1-2-3) 法人市民税係が所管する事業所税について

①事業所税について

事業所税は、人口と企業の集中する都市において、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境を整備・改善する費用に充てるために設けられた目的税である。東大阪市内の事業所等において法人又は個人が行う一定規模以上の事業に対して課税されるものであり、資産割と従業者割からなる。

事業所税の仕組みについては下記の表のとおりである。

	資産割	従業者割
課税対象	事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人 (※1)	
課税標準	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積 (事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下 (市内全ての事業所等を合算) ※800 m ² 超は申告が必要	従業者数 100 人以下 (役員等を含む) ※80 人超は申告が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 課税標準の算定期間の末日の現況で判断 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合は、免税点を超えたものについて単独で申告納付が必要 事業を行う法人又は個人が免税点以下であっても、みなし共同事業 (※2) に該当することにより免税点を超える場合がある。 	
納付方法	申告納付 (法人税、所得税、法人市民税等と同様)	
納期	法人：事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内 (※3) 個人：その年の翌年 3 月 15 日まで	

注：事業所税については、市内の全ての事業所等を合算して課税される。

※1 事業所用家屋の所有者であるか、あるいは借り受け名義かは問わず、実際の使用者が納税義務者となる。

※2 親族等特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、その者の事業と特殊関係者の事業とを合算して免税点の判定を行う。ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行う。

※3 事業所税には申告納付期限の延長はない。

(出典) 東大阪市事業所税概要チラシ

②事業所税に係る近年の推移について

(1) 年度別調定額調 (単位：千円、%)

区分		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現 年 度 分	新 増 設	0	0	0	0	0
	資 産 割	2,018,129	2,044,589	2,120,587	2,140,212	2,117,284
	従 業 者 割	171,643	166,145	175,563	171,494	184,076
	計	2,189,772	2,210,734	2,296,150	2,311,706	2,301,360
	合 計	2,189,772	2,210,734	2,296,150	2,311,706	2,301,360
過 年 度 分		10,044	15,379	202,042	100,566	43,527
現 年 課 税 分		2,199,816	2,226,113	2,498,192	2,412,272	2,344,887
前 年 度 比		100.7	101.2	112.2	96.6	97.2

(抜粋) 市税概要 (令和4年度) 事業所税 (1) 年度別調定額調

上記は事業所税の調定額の推移であるが、現年課税分については2期連続で減少している。主な要因としては、過年度分が前年比で減少しているためである。

③事業所税についての業務フロー

以下において事業所税の主な業務の流れを記載する。

(申告書入力業務)

事業所税の申告書受付・入力業務は他の課と同じく COKAS-i によって実施される。まず、検索条件を入力し、納税義務者を特定する。その後、納税義務者から受付した申告書の内容を申告画面にて入力する。入力する内容は全部で29項目である。

なお、事業所税額についてはCOKAS-iの画面下にある「計算する」ボタンを押すことで、他の手入力項目を基に自動計算される。法人市民税係においては、当該金額と申告書との一致を確認することで、納税義務者の提出する事業所税の申告書の妥当性を検証している。

④監査手続（実地調査）の結果

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 事業所税について受付を行った事業所税に関する各証憑のサンプルチェック

【監査の概要及び結果】

ア 業務内容のヒアリング

監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	法人市民税係の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税係の事務分掌 ・法人市民税係に係る業務委託契約 ・法人市民税係の年間スケジュール ・職員の労働環境（特に超過勤務について） ・個人情報保護のための取り組み ・使用するシステム ・法人市民税係で使用するマニュアルの整備状況
本調査に係るヒアリング（第1回）	予備調査の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中の調定額の推移（未申告・申告漏れの件数等） ・法人登録情報の照合についての取り組み ・事業所税における面積情報の照合についての取り組み ・事業所税における免税・非課税の判断方法 ・事業所税の申告状況について ・過去の調査の実施状況について
本調査に係るヒアリング（第2回）	中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について法人市民税係の見解を求めた。

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。

イ 資料の閲覧

業務内容について、法人市民税係及び税制係から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
法人市民税系の年間事務の概要	令和3年度 税務部年間事務計画 法人市民税係で管理している簿冊ファイルの一覧表
法人市民税系の業務の根拠となる条例	東大阪市税条例 東大阪市税条例施行規則
法人市民税系の内部統制の概要	法人市民税係で使用する業務マニュアル（法人設立届・開設届入力マニュアル、法人市民税申告書入力手順、法人異動届入力マニュアル、（事業所税）未申告法人への対処マニュアル、（法人市民税）未申告法人への申告勧奨マニュアル） 法人市民税係で使用するチェックリスト（発送チェックリスト）
法人市民税系の人員体制、その推移及び職員研修の実施状況	法人市民税係の職員配置表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
事業所税の調定額、減免額の推移	令和3年度各月に係る調定明細書、減免状況調べ及び数値の照合に用いる集計表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
法人市民税係が利用する情報システムの概要	COKAS-i の操作マニュアル
法人市民税係が COKAS-i に手作業で入力する作業の概要	法人市民税係にて受付を行った各証憑のサンプルチェックのために受領した各証憑（内容の詳細は、ウにて記載する。） 事業所税申告者リスト

これらの監査手続の結果、以下の3件を意見とした。

（申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理（経済性・意見））

法人市民税係では法人市民税と同様事業所税についても過去から申告漏れあるいは未申告があることを認識している。具体的には、令和3年度当初の場合、申告漏れ19件があった。

申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいないものの、時系列で事業所税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れに関するフォロー状況を一元管理すべきである（意見番号12）。

(申告内容の適否の検証のための調査の実施の検討 (経済性及び有効性・意見))

法人市民税係では、過去から事業所税の納税義務者に対する調査(地方税法第701条の35)を不定期に実施してはいるものの、どのようなケースで調査を実施するかが明確に定まっていない。こういった場合に地方税法上の調査を実施することが必要となるのかも含めて、調査の実施の要否について事前に検討しておくことが必要である。限られた人員で業務を遂行しておりマンパワーに限りがあるとはいえ、適正な申告が行われることを確保するための取り組みとして、一定頻度での調査の実施を検討すべきである (意見番号13)。

(より充実したマニュアルの整備 (有効性・意見))

上記の申告漏れ、未申告について、法人市民税係では「未申告法人への対処マニュアル」というマニュアルを設けている。当該マニュアルには、未申告法人を把握した場合には、申告書類等を再送付する前の事前調査として、法人市民税の申告・届出内容を確認するとともに、固定資産税課税台帳において1,000㎡を超える事業所床面積がないか、地図情報・ホームページ等によって市内に複数事業所を設けていないか等を調査する旨が規定されている。

しかしながら、当該マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した4頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査等を行えばよいかが示されていない。法人市民税係が現在自主的に行っているような、申告内容が大きく変動したときには納税義務者に電話連絡等をするを含めるとともに、ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである (意見番号14)。

なお、その他にはヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ウ 法人市民税係にて受付を行った事業所税に関する各証憑のサンプルチェック

i) サンプルの属性及び閲覧資料

法人市民税係が法人から提出を受ける資料について、業務の理解及び正確な入力が行われていることの検証に際して、属性別にサンプルチェックを行った。

・事業所税に関する抽出

事業所税申告者リストからの抽出

COKAS-i から出力された令和3年度の事業所税申告者リストを母集団として無作

為にあるいは特定の属性をもったサンプルを抽出し、抽出したサンプルに関して、納税義務者からの提出書類（申告書や関係する書類等）と COKAS-i との整合性を確かめた。

対象資料	抽出方法	抽出件数 (件)	閲覧資料
事業所税申告書 関係書類	無作為抽出（全体）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所税申告書 ・ COKAS-i の申告書登録画面 ・ 減免関係書類 ・ 開設届関係書類
	特定項目抽出（金額的な重要性の高いもの（金額の大きいもの6件））	6	
	無作為抽出（減免を行った事業者の中から部分減免及び全額減免を1件ずつ）	2	
	無作為抽出（令和3年度に事業所税を申告した事業者のうち当期東大阪市に新規開設されたものの中から1件）	1	
合計		12	

以上の証憑のチェックを行った結果、納税義務者からの提出書類と COKAS-i とは整合しており、特に指摘すべき事項はなかった。

(1-3) 税制課軽自動車税係の業務について

以下において、税制課軽自動車税係（以下、軽自動車税係という。）の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等軽自動車税係の業務に関連する内容並びに軽自動車税係が所管する業務に対して行った監査の手続及び結果について記載する。

①軽自動車税係が所管する業務

軽自動車税係が所管する業務については、東大阪市事務分掌規則において、以下のとおり規定されている。

軽自動車税係

- (1) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識の交付、再交付、回収及び押収に関すること。
- (3) 大阪府軽自動車税協議会に関すること。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 税制課軽自動車税係部分

②軽自動車税について

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、軽自動車等とする。）に係る税金であり、毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者に課される普通税である（ただし、軽自動車等の売買契約において、ローン契約等により、売主が所有権を留保している場合は買主（使用している者）に課される。）。

東大阪市では軽自動車税の納税義務者等に関して、以下のとおり規定している。

（軽自動車税の納税義務者等）

第59条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみならず課税）

第 59 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（抜粋）東大阪市税条例第 59 条及び第 59 条の 2

東大阪市税条例第 59 条に記載されている法第 443 条第 1 項及び第 2 項はそれぞれ地方税法の条項であり、第 1 項は市町村が軽自動車税を課する旨、第 2 項は「販売のために三輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者」及び「その他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。）以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者」を課税対象から除く規定となっている。なお、これらのうち、日本赤十字社が所有する軽自動車等で一定の要件に該当する場合、種別割及び環境性能割は課されない（環境性能割については後述する。）。

軽自動車税（種別割）は課税の基準日が 4 月 1 日であり、その時点での軽自動車等に課税される。市町村は登録された軽自動車等に対して納付すべき額を計算し、納税通知書を納税義務者に送付する。そのため、軽自動車等の所有者、所有者を変更する者、廃車にする者は申告を行う必要があり、市町村は当該申告に基づいて異動の登録を行う。

軽自動車税（種別割）の税率は平成 28 年度から税額が引き上げられており、以下の表に記載の車両に関しては登録年月に関わらず、以下の税額とされている。

種別		税額（年額）
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 50cc 以下のミニカー	3,700 円
	総排気量 50cc 超、90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超、125cc 以下	2,400 円
軽二輪（125cc 超、250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
その他のもの（被けん引車）		3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他（特殊作業用）	5,900 円

（抜粋）令和 3 年度市税のしおり

一方、四輪車等は新規登録日により、税額が異なっており税額は以下のとおりとされている。

種別		税額（年額）			
		新規登録が平成 27 年 3 月 31 日までの軽自動車	新規登録が平成 27 年 4 月 1 日以降の軽自動車（※2）	新規登録から 13 年超の軽自動車（※1）	
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	四輪貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

（※1）登録後 13 年超の税額適用は電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除く。

（※2）令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに新規登録した車両に対しては環境性能に応じて令和 3 年度の税率を軽減する特例措置がある。

（抜粋）令和 3 年度市税のしおり

また、軽自動車税については、毎年かかる軽自動車税（種別割）の他に三輪・四輪以上の軽自動車（新車・中古車を問わず、取得価格が 50 万円を超えるもの）の取得

時にかかる軽自動車税（環境性能割）がある。令和元年9月までは自動車取得税として課税されていたものであるが、令和元年10月からは軽自動車税（環境性能割）となり、市税となったものである。当該環境性能割は当初の自動車取得税が府税として大阪府に納付されていたものであったこともあり、当分の間は大阪府が賦課徴収を行い、東大阪市は毎月大阪府から払い込まれた額に対して歳入処理を行っている。

なお、軽自動車税（環境性能割）の税率は以下のとおりである。

対象軽自動車の基準		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車・天然ガス軽自動車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	(乗用)令和12年度燃費基準75%達成+令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	(貨物)平成27年度燃費基準+25%達成	非課税	非課税
	(乗用)令和12年度燃費基準60%達成+令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	(貨物)平成27年度燃費基準+20%達成		
	(乗用)令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
	(貨物)平成27年度燃費基準+15%達成		
上記以外			2%

(抜粋) 令和3年度市税のしおり

また、軽自動車税には減免制度があり、それらについても東大阪市税条例に規定されている。身体障害者等が所有している軽自動車等又は介護のために運転する軽自動車等や専らそれらのために使用する目的の構造を有する軽自動車等及び社会福祉法人等が所有し、専ら事業のために使用する軽自動車等は減免の対象となっている。

(種別割の減免)

第67条 市長は、次に掲げる軽自動車等については、種別割を減免する。

- (1) 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるもの（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、身体障害者等、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- (3) 宗教法人、社会福祉法人、学校法人（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校を設置するものに限る。）その他これらに準ずる者が所有し、かつ、専らその事業のために使用する軽自動車等
- 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、規則の定めるところによって、市長に申請書を提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により種別割の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- 4 市長は、第 1 項に規定するもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認める場合には、種別割を減免することができる。

(抜粋) 東大阪市税条例第 67 条

③軽自動車税に係る近年の推移について

東大阪市の年度ごとの軽自動車税と対象となる車両の台数の推移は以下のとおりである。原動機付自転車については、車両台数の減少とともに、調定額も減少傾向にある。一方で、自家用の軽自動車四輪については車両台数が増加傾向にあり、比例して調定額も増加傾向にある。全体の調定額は軽自動車等が増加傾向にあることを反映して総額では年々増加している。

区 分		平 成 29 年 度			平 成 30 年 度			
		台 数	調 定 額	対前年度	台 数	調 定 額	対前年度	
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	34,885	69,770	96.1	33,327	66,654	95.5	
	90cc 以下	1,550	3,100	95.9	1,493	2,986	96.3	
	90cc 超 (ミニカー含)	10,854	26,403	103.8	11,134	27,070	102.5	
	小 計	47,289	99,273	98.0	45,954	96,710	97.4	
軽 白 動 車	2 輪	5,955	21,438	98.5	5,977	21,517	100.4	
	3 輪	1	5	100.0	—	—	—	
	4 輪乗用	(営業用)	29	162	97.0	27	158	97.5
		(自家用)	41,491	354,238	106.3	42,110	375,063	105.9
	4 輪貨物	(営業用)	1,552	5,194	103.1	1,678	5,742	110.6
		(自家用)	15,971	73,140	99.9	15,766	73,806	100.9
	そ の 他	174	626	91.5	173	623	99.5	
小 計	65,173	454,803	104.7	65,731	476,909	104.9		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	31	74	102.8	35	84	113.5	
	そ の 他	1,580	9,322	101.0	1,582	9,334	100.1	
	小 計	1,611	9,397	101.0	1,617	9,418	100.2	
2 輪 小 型 自 動 車		5,066	30,396	99.7	5,096	30,576	100.6	
合 計		119,139	593,869	103.2	118,398	613,613	103.3	

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
台数	調定額	対前年度	台数	調定額	対前年度	台数	調定額	対前年度
台	千円	%	台	千円	%	台	千円	%
31,948	63,896	95.9	30,415	60,830	95.2	29,096	58,192	95.7
1,439	2,878	96.4	1,388	2,776	96.5	1,401	2,802	100.9
11,701	28,448	105.1	12,092	29,406	103.4	12,546	30,517	103.8
45,068	95,222	98.5	43,895	93,012	97.7	43,043	91,511	98.4
6,038	21,737	101.0	6,029	21,704	99.8	6,159	22,173	102.2
—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	179	113.3	30	187	104.5	30	188	100.5
42,792	394,293	105.1	43,162	410,711	104.2	43,761	428,288	104.3
1,900	6,669	116.1	2,008	7,183	107.7	2,162	7,883	109.7
15,670	74,772	101.3	15,491	75,246	100.6	15,341	75,517	100.4
181	652	104.7	180	648	99.4	172	619	95.5
66,611	498,302	104.5	66,900	515,679	103.5	67,625	534,668	103.7
38	91	108.3	40	96	105.5	44	106	110.4
1,586	9,357	100.2	1,610	9,499	101.5	1,608	9,487	99.9
1,624	9,448	100.3	1,650	9,595	101.6	1,652	9,593	100.0
5,193	31,158	101.9	5,364	32,181	103.3	5,479	32,874	102.1
118,516	634,130	103.3	117,809	650,470	102.6	117,799	668,646	102.8

(出典) 令和4年度市税概要 軽自動車税(2)年度別調定額調(現年度分)

④軽自動車税係の人員体制

軽自動車税を担当する税制課は、税制係、法人市民税係、軽自動車税係で構成されており、それぞれに3名、4名、5名の人員が配置されている。このうち、軽自動車税係は係長1名、主任2名、係員2名から構成されている。これらの係を管轄する者としては税制課長1名、総括主幹2名である。

これらの人員体制の中で、毎年事務分担を変更し、職員の異動により事務運営に支障が生じないように対処している。

⑤軽自動車税係の年間業務

軽自動車税（種別割）は、賦課期日は毎年4月1日、納期は5月1日から同月31日までとなっている（東大阪市税条例第62条）。この間に、納税義務者は東大阪市から送付された納税通知書により軽自動車税（種別割）を支払うことになるため、東大阪市は納税義務者に対して遅くとも納期限の前10日までに納税通知書により通知を行う必要がある。軽自動車税係では4月から順次軽自動車税（種別割）の課税事務を行い、5月初旬（令和3年度の場合、5月6日）に当初納税通知書を発送する。また、6月には納税通知書返戻分に関して調査を行い、6月30日を納期限として6月中旬（令和3年度の場合、6月15日）に納税通知書の発送を行っている。

その他、対象となる軽自動車等の登録・廃車の申告の受付に関しては年間を通じて実施しており、軽自動車等を所有した者や廃車した者等が行う申告内容を確認し、課税徴収システムである「COKAS-i」に登録を行っている。

なお、軽自動車等のうち、125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車に関しては東大阪市が登録・廃車に係る登録を行うが、軽自動車及び125cc超の小型二輪車及び軽二輪車はそれぞれ軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所、近畿運輸局大阪運輸支局で登録の手続を行うこととなっている。そこで、東大阪市が登録・廃車の手続を行わない三輪以上の軽自動車に関しては軽自動車検査情報市区町村提供システム（地方公共団体情報システム機構）から入手した検査情報に関する電子データ（CSVデータ）を取り込み、COKAS-iの納税義務者情報とマッチングを行っている。

また、軽自動車税（環境性能割）は前述したように大阪府が徴収事務を行っていることから、東大阪市では大阪府から払い込まれた額に対して歳入処理を毎月行っている。

これらの主な業務の月別の一覧は以下のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
軽自動車税 (種別割)	当初課税事務	4月
	当初納税通知書発送	5月

	納税通知書返戻分調査→公示送達	6月
	公示送達6月30日納期分納税通知書発送	6月
	減免申請受付	5月(令和3年度はコロナ禍による特例措置のため6月末申請期限)
	登録・廃車申告受付	随時
	減免申請書(継続用)発送	2月
	市外転出者・死亡者への通知発送	月次
軽自動車税 (環境性能割)	歳入処理	毎月

(資料) 税務部年間業務計画より監査人作成

⑥軽自動車税系の業務フロー

軽自動車税に係る業務の概略は⑤に記載のとおりであるが、これらの業務フローのうち、特に重要な当初課税に係る業務は非常に煩雑であり、かつ、多くの作業を同時並行で実施することから、軽自動車税系では当初課税事務処理チェック表を作成し、係内で共有することにより、事務の進捗管理と事務の網羅性の確保を行っている。チェック表は課内の共有フォルダで共有するとともに、実施済みの作業はチェックマークを付して、作業の完了が分かるようにするといった運用方法としている。当初課税事務処理チェック表の抜粋は以下のとおりである。

事務内容		実施時期
準備	市政だより掲載依頼(毎年2月15日号掲載)	12月下旬(1月上旬に税制課へ)
	納税通知書の原稿作成	12月下旬(1月中旬に原稿提示)
	しおり及び当初通知発送用封筒の原稿作成	1月(2月初旬に原稿提示)
	賦課保留提出期限通知(自転車対策課及び納税課)	2月初旬
	翌年度納期限入力	テストデータ送信(3月中旬)まで
	テスト印字データ抽出	当初プレラン後すぐ(3月上旬)
データ確認	4月1日時点の検査情報ダウンロード	4月2日
	市外転出賦課保留の再転入分に係る保留解除処理	検査情報チェック2回目及び3回目後
	引用していない検査情報検索	3月後半分の軽四・二輪入力後

	特殊車両のチェック	3月後半分の一括廃車後
	一括廃車漏れ車両の検索	4月1日検査情報全件データ取得後
	検査情報全件チェックの結果を検証	4月
	郵便差出票（当初発送時）の作成	当初発送日まで

（抜粋）令和3年当初課税事務処理チェックリスト

当初課税事務においてはデータ確認が重要な手続であるといえる。軽自動車及び125cc 超の小型二輪車及び軽二輪車のデータは、既述のとおり、東大阪市で登録・廃車に係る手続を実施せず、軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所、近畿運輸局大阪運輸支局で登録・廃車の手続を行うこととなっている。三輪以上の軽自動車の登録・廃車のデータに関しては、軽自動車検査情報市区町村提供システム（地方公共団体情報システム機構）から検査情報を CSV データでダウンロードし、COKAS-i 登録時の車両情報の引用データとして使用している。

引用データが適切に処理されているかどうかを検証するため4月の当初課税前に全件のデータに関して突合を実施している。具体的には、軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードした賦課期日（4月1日）時点の全件データ（引用元）と COKAS-i の車両情報を突合（バッチ処理）し、COKAS-i の車両情報と引用元である全件データの車両情報についてエラーが発生していないかどうかの確認を行う。車両情報としては6万件程度あり、これらのデータのエラーとしては、廃車漏れ、車両情報がないもの、検査情報がないもの、初度検査年月がないもの、車台番号不一致等があり、エラーがあるものについてはエラーリストとして出力されることとなっている。出力されたデータについては1件ごとに職員が確認を行い、必要に応じて修正を行っている。これらの修正の処理は概ね10日間隔で月に3回実施しており、3回目の確認時にはほぼエラーはなくなっている状態となっているということである。全てについてエラーがなくなっていることを確認してデータ確認は終了し、納税通知書の発送の処理に移ることとなる。

一方で、東大阪市に申告のある125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車に関しては日次でCOKAS-iから「車両異動リスト」を出力し、実際の申告書と突合を行うことで入力間違いがないかどうかの確認を行っていることから、当初課税前に改めてチェックする等の作業を実施していない。

⑦軽自動車税係で用いるシステム

軽自動車税係では、COKAS-i を利用している。COKAS-i に関する詳細は55頁に詳細を記載している。

⑧その他

特記すべき事項はない。

⑨監査手続（実地調査）の結果

軽自動車税に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 軽自動車税に関する各証憑のサンプルチェック

【監査の概要及び結果】

ア 業務内容のヒアリングとイ 資料の閲覧の結果については既述のとおりであるが、ヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

次に、ウの監査手続については、COKAS-i から出力された令和3年度の車両異動リストを母集団として異動要因ごとに無作為にサンプルを抽出し、抽出したサンプルに関して、異動に係る納税義務者の提出書類と COKAS-i との整合性を確かめた。

異動要因と母集団及びサンプル数は以下のとおりである。

異動要因	母集団数	サンプル数
検査新規（新規登録）（原付以外）	14,554	4
検査廃車（廃車登録）（原付以外）	10,326	3
新規登録（原付）	6,548	3
廃車登録（原付）	10,115	2
名変新規・名変廃車	2,936	2
標変新規・標変廃車	1,012	2
減免入力	377	3
減免解除	51	1

また、上記のほか、車両異動リスト上監査人が確認すべきと判断した特定のサンプル（例えば、廃車で標識（ナンバープレート）未回収のもの等）に関しても抽出を行い、証憑のチェックを行った。

東大阪市が登録受付を行う原付に関しては新規（購入、譲渡）、転入、転出、廃車、変更等の申告を要する事由が生じた場合、申告者は東大阪市の「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」及び必要な証明書等を添付して提出する。

そのため、申告者から提出された当該申告書と COKAS-i のデータを出力した車両照会書の整合性を確かめた。また、原付以外は大阪府の「軽自動車税（種別割）申告書」と COKAS-i のデータを出力した車両照会書の整合性を確かめた。

各異動要因別に確認した証憑及び実施した手続は以下のとおりである。

異動要因	証憑	手続
検査新規（新規登録）（原付以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）申告書 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	左記証憑間の整合性検討
検査廃車（廃車登録）（原付以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）申告書又は軽自動車変更（転出）申告書 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上
新規登録（原付）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書及び販売証明書等の添付書類 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上
廃車登録（原付）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書及び軽自動車税（種別割）申告済証 ・他市への異動については他市の課税物件異動通知書等 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上
名変新規・名変廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）申告書 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上
標変新規・標変廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）申告書 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上
減免入力	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税（種別割）減免申請書及び減免を証する証憑（法人の定款、身体障害者手帳等） ・軽自動車税（種別割）申告書 ・車両照会書（COKAS-i からのデータ） 	同上

	データ)	
減免解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免決定通知書 ・ 車両照会書 (COKAS-i からのデータ) 	同上

なお、車両異動リスト及び納税義務者の提出書類については市民の住所、氏名等の取り扱いに細心の注意が求められる個人情報に記載されていることから、監査人が提出を受ける際の資料及びデータに関しては、それらを削除するとともに、紙媒体は黒塗りしたうえで受け取った。そのため、データと提出書類は車両番号等により対応関係を確認したうえで証憑突合を実施した。

以上の証憑のチェックを行った結果、COKAS-i と異動に係る納税義務者の提出書類は整合しており、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、軽自動車税に係る業務のヒアリングの過程で地方公共団体情報システム機構からデータを入手し、COKAS-i に取り込む際に USB メモリを使用していることが判明した。USB メモリの使用自体については東大阪市の情報セキュリティポリシーに基づいて、予め登録された指定の USB を使用している。また、保管に関しては施錠可能な保管庫にて管理するとともに、使用の際は記録媒体使用簿にて証跡を残している。

しかしながら、取り扱いに細心の注意が求められる個人情報を取り扱っていることから、USB の紛失時等の漏洩リスクは存在する。

(USB メモリの使用 (法規準拠性の観点・意見))

軽自動車の車両情報については、地方公共団体情報システム機構からデータを入手し、USB メモリを介して税総合システム (COKAS-i) に取り込みを行っている。

このことについて紛失・盗難等の情報漏洩リスクが高まらないか懸念し、所管課へ質問したところ、情報漏洩リスクを低減する観点から COKAS-i を外部のネットワークシステムから遮断して使用しているが、地方公共団体情報システム機構からデータを入手する端末と COKAS-i を使用する端末とを有線で接続した場合、情報漏洩リスクがさらに高まる恐れがあるということであった。そこで、USB を使用することによるリスクは認識しているものの、やむを得ず現状の方法としている。

USB の使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行っているものの、個人情報の取り扱いを行う以上、情報漏洩リスクを最小限に抑える必要があるため、例えば、使用する端末を隣同士に並べ、物理的距離を極力なくし、紛

失リスクを最小限にしたうえで作業を行う方法等を幅広く検討すべきである（意見番号 15）。

(2) 市民税課の業務について

以下において、市民税課の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等市民税課の業務に関連する内容並びに市民税課が所管する業務に対して行った監査の手續及び結果について記載する。

① 市民税課が所管する業務

市民税課が所管する業務については、東大阪市事務分掌規則において、以下のとおり規定されている。

市民税課

市民税第一係

(1) 個人の市民税（個人の府民税を含む。以下同じ。）の調査及び賦課に関すること。

(2) 他の係の主管に属しないこと。

市民税第二係

市民税第三係

市民税第四係

市民税第五係

(1) 個人の市民税の調査及び賦課に関すること。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 市民税課部分

市民税課は、個人市民税及び個人府民税に関する調査及び賦課を所管している。監査の初期段階に実施した予備調査に係るヒアリングにおいて、市民税課に属する各係の事務分掌について質問をしたところ、市民税第一係については庶務電算を所管し、市民税第二係から市民税第五係において分担して個人の市民税の調査及び賦課を所管しているとのことであった。なお、個人府民税は、賦課・徴収を個人市民税と併せて行い、府へ払込まれる。

②個人市民税について

個人住民税は、地域社会の費用の負担を住民が広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格を有する税であり、個人市民税（市町村民税）と個人府民税（道府県民税）に区分される。個人市民税は、その年の1月1日現在（賦課期日）に市内に住所があるか、若しくは市内に事務所・事業所又は家屋敷がある者にかかる税金である。市内に住所がある者は、地方税法第317条の2並びに東大阪市税条例第22条の規定により、翌年度の3月15日までに前年中の所得等について申告する必要がある。

個人市民税には一定の所得以上であれば課される定額の均等割、所得の額に応じて

算出する所得割がある。

ア 納税義務者

個人市民税は、その年の1月1日現在（賦課期日）に市内に住所があるか、もしくは市内に事務所・事業所又は家屋敷がある者を対象としている。具体的には以下のとおりである。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割額	所得割額
市内に住所がある方	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所のない方	○	—

市内に住所があるかどうか、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在（賦課期日）の状況によります。

（出典）令和3年度市税のしおり

イ 所得割額の課税標準額

個人市民税の課税標準額は、所得金額－所得控除額により算出する。

所得金額とは、所得の種類に応じて、それぞれ前年の収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた金額をいう。

所得の種類		所得金額の算出方法
利子所得	公社債、預貯金の利子など	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式配当、出資配当など	収入金額－その元本を取得するために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	営業等、農業など	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	俸給、給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ＝退職所得の金額
山林所得	山林の伐採や山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝山林所得の金額
譲渡所得	土地、建物などの資産の売	収入金額－資産の取得費などの経費

	買、 交換などで生じる所得	－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金、生命保険の満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得の金額 ※総所得に算入する一時所得の金額は 1/2の額になります。
雑所得	公的年金(障害年金・遺族年金は除く)など、及び他の所得にあてはまらない所得	収入金額－公的年金等控除額・必要経費 ＝雑所得の金額

※利子所得については、受取時に所得税・住民税が徴収されています。

(出典) 令和3年度市税のしおり

なお、所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうか等個人的な事情を考慮して、その納税者の所得金額から差し引くものをいう。

ウ 徴収方法

個人市民税の徴収方法は普通徴収と給与及び年金からの特別徴収がある。

普通徴収	事業所得者などの方については、市役所から送付する納税通知書によって、6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期ごとに納めていただきます。口座振替(自動振替)制度のご利用もできます。
給与特別徴収	給与所得者の方については、給与の支払者(会社など)が市役所の通知にもとづいて、6月から翌年5月まで毎月の給与から税額を差し引き、徴収した月の翌月10日までに納めていただきます。
年金特別徴収	年金受給者の方については、支給される年金から年金所得にかかる額が4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の年6回で引き落とされます。

(出典) 令和3年度市税のしおり

エ 人的非課税

前年中に収入がない、生活保護法の規定により生活扶助を受けている等の事情による者は課税対象としない。

均等割も所得割も課税されない方	◇前年中に収入がなかった方
	◇生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
	◇前年中の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に なおすと 204 万 4 千円未満）で次に掲げる方 ・ 障害者 ・ 未成年者 ・ 寡婦 ・ ひとり親
	◇前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方 ・ 同一生計配偶者及び扶養親族がない方 45 万円 ・ 同一生計配偶者または扶養親族がある方 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + \text{本人}) + 31 \text{ 万円}$
所得割が課税されない方	◇前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の方 ・ 同一生計配偶者及び扶養親族がない方 45 万円 ・ 同一生計配偶者または扶養親族がある方 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + \text{本人}) + 42 \text{ 万円}$

（出典）令和 3 年度市税のしおり

オ 税額の算出方法

個人市民税額は、所得割額から税額控除額を差し引いた額（100 円未満切捨）に均等割額を加えて算出される。所得割額は「イ 所得割額の課税標準額」に税率 6 % を乗じたものである。均等割額は一律 3,500 円である。

カ 減免

個人市民税の減免は地方税法第 323 条において当該市町村の条例に減免の要件を委任しており、東大阪市税条例第 34 条及び東大阪市税条例施行規則第 11 条にて定められている。

（市町村民税の減免）

第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

（抜粋）地方税法第 323 条

（市民税の減免）

第 34 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市民税（次条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）の全額負担に

堪えることが困難であると認められるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより市民税（第2号にあっては、総所得金額以外の所得金額に係る所得割を除く。）を減免する。この場合において、当該各号（第7号を除く。）のうち2以上に該当する者については、当該各号に定める減免の割合のうち最も大きいものを適用するものとする。

（抜粋）東大阪市税条例第34条第1項前段

納税義務者の区分	減免する割合
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	免除
(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条に規定する受給資格者又はこれに準ずる者をいう。）又は当該年中の総所得金額（規則で定める所得の金額を除く。以下この号及び第5項において同じ。）の見積額が前年の総所得金額の10分の6以下に低下する者	
ア 前年の総所得金額が1,340,000円（その者が同一生計配偶者又は扶養親族（以下この条において「同一生計配偶者等」という。）を有する場合には、1,340,000円に、当該同一生計配偶者等1人につき480,000円を加算した金額）以下のもの	免除
イ 前年の総所得金額が1,650,000円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,650,000円に、当該同一生計配偶者等1人につき480,000円を加算した金額）以下のもの（アの規定に該当するものを除く。）	7割減
ウ 前年の総所得金額が1,960,000円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,960,000円に、当該同一生計配偶者等1人につき480,000円を加算した金額）以下のもの（ア又はイの規定に該当するものを除く。）	5割減
エ 前年の総所得金額が2,270,000円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、2,270,000円に、当該同一生計配偶者等1人につき480,000円を加算した金額）以下のもの（アからウまでの規定に該当するものを除く。）	3割減
(3) 勤労学生（所得税法第2条第1項第32号イからハまでの規定に該当するものをいう。）で前年の合計所得金額が750,000円以下のもの	免除
(4) 賦課期日において未成年者、寡婦又はひとり親である者	
ア 前年の合計所得金額が1,480,000円以下のもの	7割減
イ 前年の合計所得金額が1,610,000円以下のもの	5割減

(5) 障害者（次号に規定する特別障害者を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は同一生計配偶者等のうちに障害者を有する者	
ア 前年の合計所得金額が 1,200,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,200,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 430,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者がある場合には、430,000 円に当該障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額）以下のもの	免除
イ 前年の合計所得金額が 1,460,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,460,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 430,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者がある場合には、430,000 円に当該障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額）以下のもの（アの規定に該当するものを除く。）	7 割減
ウ 前年の合計所得金額が 1,720,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,720,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 430,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者がある場合には、430,000 円に当該障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額）以下のもの（ア又はイの規定に該当するものを除く。）	5 割減
エ 前年の合計所得金額が 1,980,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,980,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 430,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者がある場合には、430,000 円に当該障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額）以下のもの（アからウまでの規定に該当するものを除く。）	3 割減
(6) 特別障害者（法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者をいう。以下この号において同じ。）又は同一生計配偶者等のうちに特別障害者を有する者	
ア 前年の合計所得金額が 1,340,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,340,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 480,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者又は特別障害者がある場合には、480,000 円に、当該障害者又は特別障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額）以下のもの	免除
イ 前年の合計所得金額が 1,650,000 円（その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,650,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき	7 割減

480,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者又は特別障害者がある場合には、480,000 円に、当該障害者又は特別障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額) 以下のもの (アの規定に該当するものを除く。)	
ウ 前年の合計所得金額が 1,960,000 円 (その者が同一生計配偶者等を有する場合には、1,960,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 480,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者又は特別障害者がある場合には、480,000 円に、当該障害者又は特別障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額) 以下のもの (ア又はイの規定に該当するものを除く。)	5 割減
エ 前年の合計所得金額が 2,270,000 円 (その者が同一生計配偶者等を有する場合には、2,270,000 円に、当該同一生計配偶者等 1 人につき 480,000 円を加算した金額。ただし、その者及び同一生計配偶者等のうちに 2 人以上の障害者又は特別障害者がある場合には、480,000 円に、当該障害者又は特別障害者の数から 1 を減じた数を乗じて得た額をなお加算した金額) 以下のもの (アからウまでの規定に該当するものを除く。)	3 割減
(7) 天災又は火災による被害を受けた者	被害の程度に応じて規則で定める額

(資料) 東大阪市税条例第 34 条第 1 項後段より監査人作成

【東大阪市税条例第 34 条第 1 項第 7 号の定め】

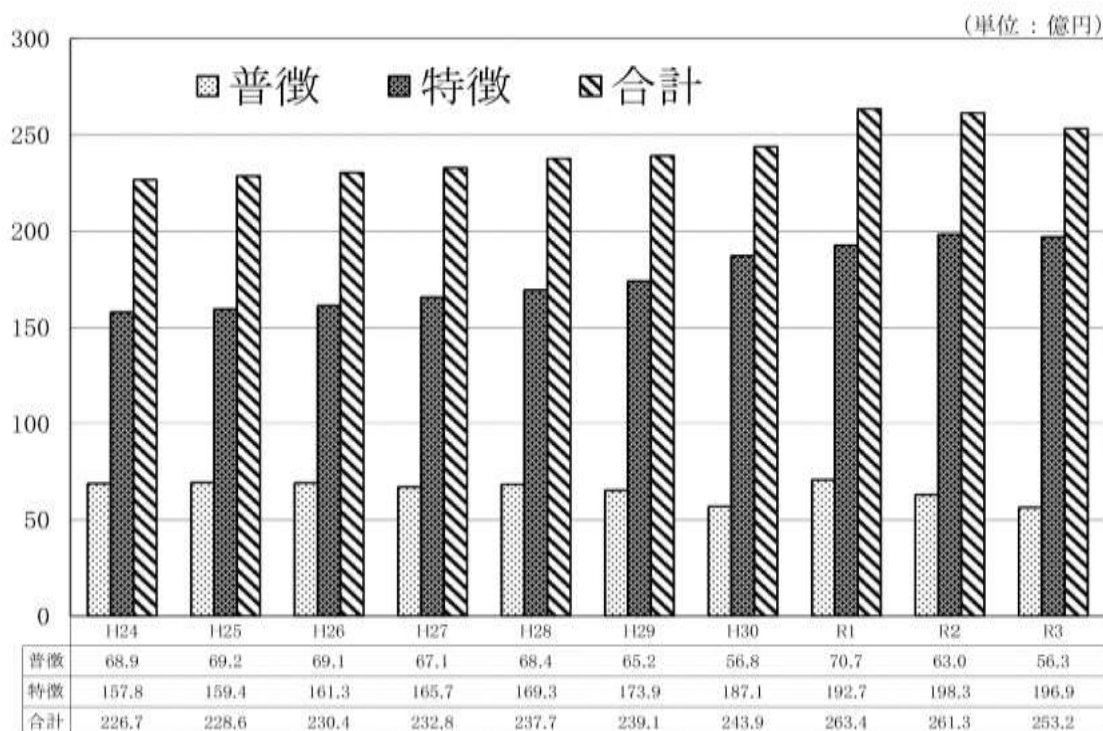
納税義務者の区分	減免する割合
(1) 納税義務者が死亡し、法第 9 条の規定により当該納税義務を承継した相続人であってその者が納付すべき市民税を納付することが困難であると認められるもの	10 分の 10
(2) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による生活扶助を受けることとなった者	10 分の 10
(3) 障害者となった者	10 分の 9

(4) 居住する家屋又は家財について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この表において同じ。）がその家屋又は家財の価格の10分の5以上である者	ア 前年の総所得金額（第1項に規定する所得の金額を除く。以下この表において同じ。）が5,000,000円以下であるもの	10分の10
	イ 前年の総所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるもの	10分の5
	ウ 前年の総所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下であるもの	10分の2.5
(5) 居住する家屋又は家財について受けた損害の金額がその家屋又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である者	ア 前年の総所得金額が3,000,000円以下であるもの	10分の10
	イ 前年の総所得金額が3,000,000円を超え5,000,000円以下であるもの	10分の5
	ウ 前年の総所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるもの	10分の2.5
(6) 居住する家屋又は家財について受けた損害の金額がその家屋又は家財の価格の10分の1以上10分の3未満である者	ア 前年の総所得金額が3,000,000円以下であるもの	10分の5
	イ 前年の総所得金額が3,000,000円を超え5,000,000円以下であるもの	10分の2.5
	ウ 前年の総所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下であるもの	10分の1.25

（資料）東大阪市税条例施行規則第11条第2項より監査人作成

③個人市民税に係る近年の推移について

(1) 決算時における調定額の推移(現年課税分)



(出典) 令和4年度市税概要 市民税1. 個人市民税(1)決算時における調定額の推移(現年課税分)

上記の表は、個人市民税の決算時における調定額の推移(現年課税分)を示している。合計額については、令和2年度及び新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた令和3年度に関しては減少しているが、特別徴収の動きとあわせて概ね右肩上がりの傾向を示している。市民税課に増加の原因をヒアリングしたところ、令和元年度及び令和2年度については一般株式譲渡所得の増加があったこと、また、特別徴収については、平成27年度より府下の各地域の幹事市が集まり事前通知やチラシ等の準備を行い、平成30年度に府下の市町村及び近畿2府4県にて特別徴収一斉指定を実施(オール大阪特別徴収推進強化宣言)したことによるものであること、また、それ以前からも東大阪市においては税務署及び納税協会共催の年末調整事務説明会において特別徴収の実施を推奨してきたことが要因と思われる、とのことであった。

大阪府及び府内全43市町村は、平成30年度から、原則として法定要件に該当する事業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

(抜粋) オール大阪特別徴収推進強化宣言 ～平成30年度から個人住民税特別徴収義務者の一斉指定の実施～

／ 事業主のみなさん ／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

**近畿2府4県と全ての市町村は、
特別徴収を徹底します。**

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

- ※ 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県の各市町村では、平成30年度から特別徴収を徹底します。
- ※ 既に、滋賀県、奈良県の各市町村では、特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
2府4県内全ての市町村



また、以下は平成29年度から令和3年度の納税義務者及び調定額の推移である。

(3) 納税義務者数 (単位:人、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人員	前年度比	人員	前年度比	人員	前年度比	人員	前年度比	人員	前年度比
合計	217,147	101.8	221,064	101.8	224,448	101.5	227,630	101.4	227,793	100.1
均等割のみ	12,168	99.1	12,494	102.7	12,791	102.4	12,915	101.0	12,979	100.5
所得割のみ	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
均等割と所得割	204,979	102.0	208,570	101.8	211,657	101.5	214,715	101.4	214,814	100.0
普通徴収	49,720	94.3	38,449	77.3	37,993	98.8	37,671	99.2	35,381	93.9
均等割のみ	3,689	94.3	3,146	85.3	3,022	96.1	2,980	98.6	2,926	98.2
所得割のみ	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
均等割と所得割	46,031	94.3	35,303	76.7	34,971	99.1	34,691	99.2	32,455	93.6
特別徴収	167,427	104.3	182,615	109.1	186,455	102.1	189,959	101.9	192,412	101.3
均等割のみ	8,479	101.3	9,348	110.2	9,769	104.5	9,935	101.7	10,953	101.2
所得割のみ	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
均等割と所得割	158,948	104.4	173,267	109.0	176,686	102.0	180,024	101.9	182,359	101.3
特別徴収義務者数	36,131	105.5	41,712	115.4	42,571	102.1	43,245	101.6	43,633	100.9

(4) 調定額調 (単位:千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
合計	23,737,514	101.2	24,251,004	102.2	26,145,959	107.8	25,253,149	96.6	24,744,965	98.0
均等割	760,015	101.8	773,724	101.8	785,568	101.5	795,705	101.4	797,276	100.1
所得割	22,977,499	101.2	23,477,280	102.2	25,360,391	108.0	24,456,444	96.4	23,947,689	97.9
普通徴収	6,112,236	95.5	5,184,290	84.8	6,560,655	126.5	5,165,994	78.7	5,026,224	97.3
均等割	199,939	94.0	162,654	81.4	156,951	96.5	161,632	103.0	153,821	95.2
所得割	5,912,297	95.6	5,021,636	84.9	6,403,704	127.5	5,004,362	78.1	4,872,403	97.4
特別徴収	17,625,278	103.3	19,066,714	108.2	19,585,304	102.7	20,087,155	102.6	19,718,741	98.2
均等割	560,076	104.5	611,070	109.1	628,617	102.9	635,073	101.0	643,455	101.3
所得割	17,065,202	103.3	18,455,644	108.1	18,956,687	102.7	19,452,082	102.6	19,075,286	98.1

※徴収状況調より

(出典) 令和3年度市税概要 市民税1. 個人市民税(3)納税義務者数(4)調定額調

④市民税課の人員体制

市民税課の人員体制の推移及び税務経験年数の推移は以下のとおりである。

(市民税課の人員¹⁶)

(各年度5月1日時点)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民税課	3	2	2	3	3	3
市民税第一係	9	8	8	7	8	8
市民税第二係	6	6	6	6	6	7

¹⁶ 市民税課欄には課長、総括主幹を集計している。

二係						
市民税第 三係	5	6	6	6	6	6
市民税第 四係	5	6	6	6	6	6
市民税第 五係	6	6	6	6	6	6
合計	34	34	34	34	35	36

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 4 年度) より監査人作成

(税務経験年数)

(各年度 5 月 1 日時点)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 年未満	7	20.6	5	14.7	5	14.7	2	5.9	6	17.1
3 年未満	7	20.6	12	35.3	11	32.4	11	32.4	7	20.0
5 年未満	3	8.8	4	11.8	4	11.8	11	32.4	11	31.4
10 年未満	13	38.2	10	29.4	10	29.4	6	17.6	10	28.6
15 年未満	1	2.9	2	5.9	3	8.8	3	8.8	1	2.9
20 年未満	2	5.9	1	2.9	1	2.9	1	2.9	0	0.0
20 年以上	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	34	100.0	34	100.0	34	100.0	34	100.0	35	100.0
平均 (年)	4.9		4.2		4.3		4.4		3.8	

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 3 年度) より監査人作成

(参考) 他課の税務経験年数 (令和 3 年 5 月 1 日時点平均)

	税制課	市民税課	固定資産税 課	納税課	税務部平均
平均 (年)	6.0	3.8	5.1	4.2	4.8

他課と比較すると、市民税課職員の税務経験年数は 3.8 年と短く、業務に関する課内での情報共有、新入職員への教育が他課に比べて相対的に重要であると考えられる。市民税課の業務の理解のために、年間で行っている研修一式の提出を受けたが、市民税課の年間業務に記載されている事務の内容を網羅するものであり、研修体制は十分に整っていることを確認した。また、個々の研修資料については、個々の事例に関する説明が充実しており、市民税課の業務に関する知識を持たない状態でも理解のしやすい内容であり、新入職員の研修の内容として適切であった。

⑤市民税課の年間業務

市民税課の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
納税通知書・申告書等関係	申告書の印字・発送	1月
	給与支払報告書受理	1月
	給与支払報告書未提出に係る督促	3月
	申告書の受付	2～3月
	特別徴収税額決定通知書の発送	5月
	納税通知書兼決定通知書の発送	6月
	相談窓口開設等	6～7月
	未申告者への申告書発送	8月
	給与支払報告書総括表の発送	12月
賦課業務関係	給与支払報告書、申告・年金等の点検・入力～賦課決定	1～5月
年金特別徴収関係	年金特別徴収対象者の特定	5月
	年金特別徴収依頼通知の発信	7月
税法改正等関係	税法改正に伴う電算システムの確認	1～3月
	次年度当初課税に向けての調査・対応	9～12月
窓口業務	証明書交付、申告・相談受付	通年
月次業務	異動処理（月例異動処理、税額変更通知書発送、年金特別徴収中止通知の発信、課税に係る各種問合せ）	毎月
	課税資料税務署への調査関係（国税連携による月例確定申告資料の受領、税務署への税調等）	毎月
	調定集計関係	毎月
	その他（コンビニ交付更新内容の確認、研修等の実施、相続税法第58条通知）	毎月
納付期限に係る業務	公示送達の実施	納期限の17日前
国税、大阪府税関係	報告関係、年末調整、統合印刷	適時

（資料）税務部年間業務計画より監査人作成

納税通知書・申告書等関係及び賦課業務関係の業務が集中する1月から6月頃まで繁忙期が続く。時間外労働は概算で令和4年1月174時間（一人当たり平均5時間）、2月810時間（一人当たり平均25時間）、3月1,074時間（一人当たり平均33時間）、4月1,498時間（一人当たり平均45時間）となっており、税務部の中では突出して多い。平成30年秋ごろからは是正に向けた取り組みを推進しており、税務部内の他課から応援の職員を市民税課へ派遣している。

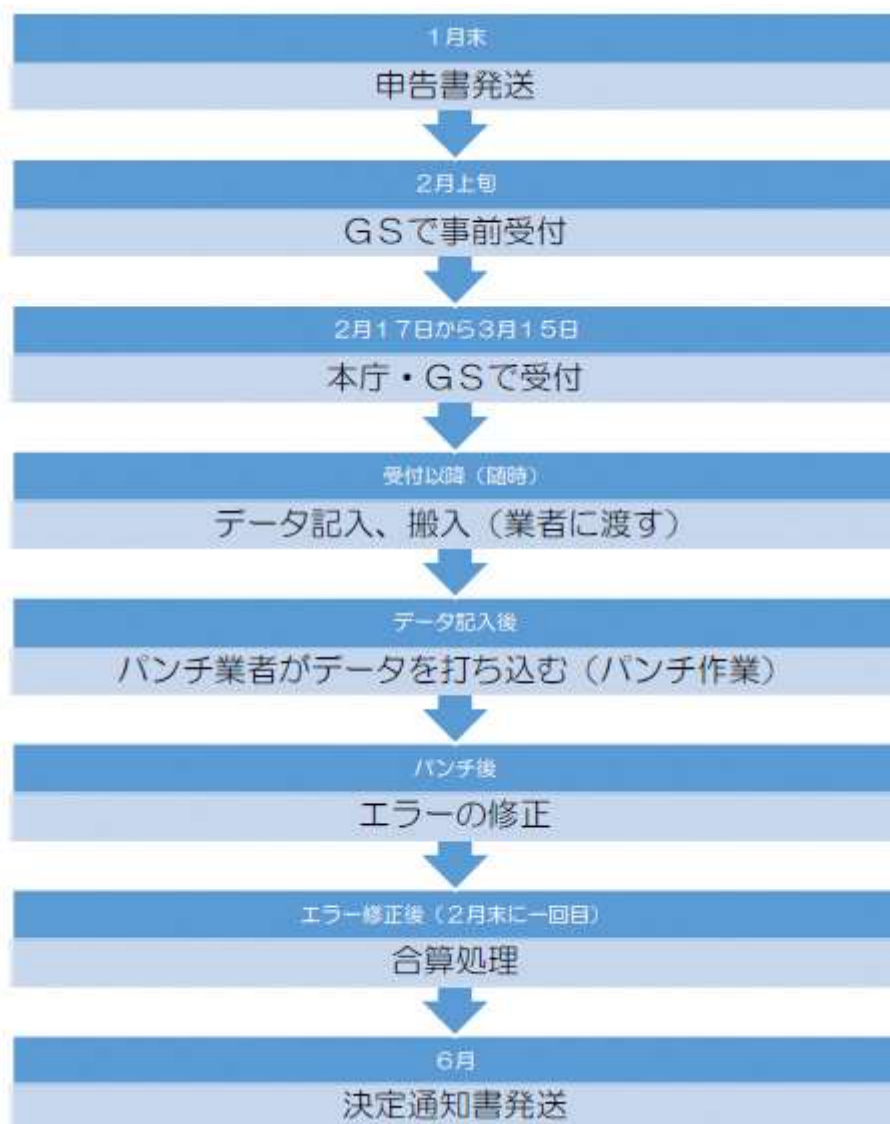
⑥市民税課の業務フロー

以下において、市民税課の主な業務の流れを記載する。

(申告書受付・入力業務)

ア 市民税・府民税申告書の申告事務

市民税・府民税申告書の申告事務の流れは以下のとおりである。



(出典) 市民税課 市民税申告研修資料

具体的な手順としては、まず1月末に市民税申告の対象を一定の条件に沿って決定し、市民税・府民税申告書を送付する。例年2月中旬から3月15日まで市民税課窓口及び各GS（行政サービスセンター¹⁷）の出張申告窓口にて市民税・府民税申告書の申告を受け付ける。申告者が市民税・府民税申告書の該当箇所のある項目に記載を行い添付書類とあわせて提出する。市民税課職員が添付書類と申告者記載項目の整合を確認しながらデータ記入欄にて記載を行う。これらの受け付けた申告書をパンチ業者がパンチングし、エラー修正を行った後に合算処理し、最終的に6月に市民税・府民税の決定通知書を発送する。合算処理の際には、税務署から国税連携システムにより

¹⁷ GS（行政サービスセンター）については、報告書の行政サービスセンター部分を参照されたい。

データ連携を受け、市民税課で使用する情報システムである The 確定申告 V に取込み、ベンダーが提出するエラーリストに基づき情報の精査を行い COKAS-i に登録された情報のエラー修正に役立っている。

(出典) 令和4年度 東大阪市 市民税・府民税申告書

イ 給与支払報告書の受付業務

給与支払報告書は、地方税法第317条の6を根拠として徴収義務者より提出を受けるものであり、未提出及び虚偽申告をした徴収義務者には地方税法第317条の7に規定されているとおり、刑事罰が科される。

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百七条の六

一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(中略)

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定により所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

(中略)

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第三百十七条の七 前条第一項から第四項までの規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(抜粋) 地方税法第 317 条の 6 及び同法第 317 条の 7

徴収方法としては、平成 30 年度より、大阪府と府内市町村では、法令順守及び納税者の利便性向上の観点から、原則として全ての事業者について、特別徴収義務者に指定し特別徴収を徹底することとなったため、原則として特別徴収を行うこととなる。普通徴収の該当者がいる特別徴収義務者は、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」の添付が必要である。

事務の流れとしては、①郵便により提出された給与支払報告書の開封作業、②提出された様式の確認及びデータ記入、③パンチ業者への給与支払報告書の受け渡し、④エラー修正の流れである。

また、給与支払報告書は eLTAX を利用し電子で申告することが可能である。電子

による申告の受付業務の手順は、申告者が eLTAX 対応ソフトウェアにより作成した申告データを eLTAX ポータルセンタを介して受信する。eLTAX 画面から、市民税課職員が重複提出等のエラーの有無やエラー内容の確認を行い申告データを受理するか審査を行う。eLTAX 処理チェック表にその日に審査を終えた件数を記載し、申告データのハードコピー画面を添付し、審査担当者以外の市民税課職員のダブルチェックを受ける。審査を終え、ダブルチェックを終えた申告書データを eLTAX ソフトに内蔵された機能を使用して市民税課職員が給与支払報告書の申告データを抽出する。抽出された給与支払報告書のデータをベンダーが COKAS-i に直接取り込むという流れになる。

ウ 年金特別徴収の受付業務

年金特別徴収についても、地方税法第 317 条の 6 を根拠として支払義務者より公的年金等支払報告書の提出を受けるものであり、未提出及び虚偽申告をした徴収義務者には地方税法第 317 条の 7 に規定されているとおり、未提出及び虚偽申告をした徴収義務者には刑事罰が科される。

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(抜粋) 地方税法第 317 条の 6 第 4 項

年金特別徴収を受ける者は以下の条件であり、それ以外の者は普通徴収となる。

年金特別徴収対象者	普通徴収対象者
下記の全てを満たす場合 1. 該当年の 1 月 1 日に住所がある 2. 前年に公的年金の給付を受け、かつ 4 月 1 日に公的年金の給付を受けている 3. 4 月 1 日現在で、65 歳以上 4. 年金の給付額が 18 万円以上（遺族年金、障害年金を除く） 5. 介護保険料が年金から特別徴収され	下記のいずれかに該当する場合 1. 年金の給付額が 18 万円未満 2. 特別徴収税額が年金の給付額を超える 3. 介護保険料が特別徴収対象でない

ている	
-----	--

事務の流れについては、イ 給与支払報告書の受付業務と同様の流れである。

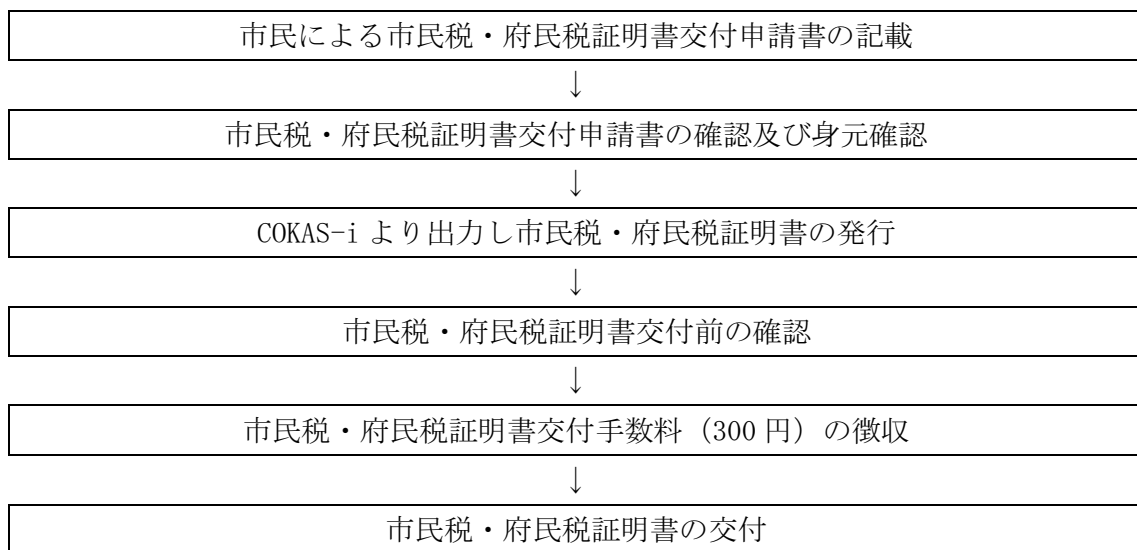
エ 異動処理(月例異動処理、税額変更通知書発送、年金特別徴収中止通知の発信、課税に係る各種問合せ) の処理

ア～ウの業務に変更があった場合に異動処理を行う。提出された市民税・府民税申告書、給与支払報告書、確定申告書等の資料を基に COKAS-i へ職員が入力をし、エラー修正等を行う。

(証明書交付業務)

オ 市民税・府民税証明書交付業務

証明書交付業務については、市民税課窓口及び各行政サービスセンターにて、職員が対応している。なお、布施駅前行政サービスセンターについては、受託業者である F 社に委託されている。市民税・府民税証明書については、以下の流れで交付を行う。



当業務に関連し、出納の取り扱い及び個人情報の取り扱いに関するマニュアルを作成し、それらに準拠した対応を行っている。

(その他の業務)

カ 公示送達の実施

公示送達とは、通知を送るにあたりその者の住所、居所等本人に届く送付先が調査をしたうえでもわからない場合に市役所の掲示場で一定期間掲示し、7 日が経過

したときに送達したものとみなす法律上の行為である。

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(抜粋) 地方税法第 20 条の 2

公示送達を行うか否かの判断の流れは以下のとおりである。



キ 月次の調定業務

調定額、減免額の月次集計を行う。ベンダーが COKAS-i から月次の調定額及び減免額の集計を行い、市民税課に提出する。個人の課税情報については全て課長決裁されており、集計する母集団の網羅性は担保されている。集計金額の正確性の検証は、ベンダー、市民税課双方で行っている。COKAS-i 自体に集計機能が備わっていないため、数値の検証を行う際は、ベンダーの BI ツールである SimpWright（シンプライト）というソフトウェアで集計を行っている。

ク 税制改正に係る各種業務マニュアルの更新作業

個人住民税の規定は毎年度何らかの税法改正が行われているため、適宜業務マ

マニュアルの更新が必要である。市民税課で使用している業務マニュアルである申告の手引については、担当職員により翌年2月中旬から開始される申告に対応する内容を前年中に完成させ、各係長、総括主幹にて内容を精査したうえで課内に配布している。その他の業務に関する記述を含む業務フローや研修資料についても、提出を受けたものについて情報が更新されていることを確認した。

ケ 未申告者の督促

1月末に市民税申告の対象を一定の条件に沿って決定し、市民税・府民税申告書を送付するが、その対象の中から市民税申告をしていない者について8月に申告書を発送している。令和3年度の実績としては8月に申告書を発送した800件弱のうち420件程度について返送を受けている。

ア～ケにおいて市民税課の主な業務を記載したが、これらの業務を行うにあたり複数の機関、企業との情報連携を行うことになる。

下記に記載したものは、税額計算に直接かかわる重要性の高いデータによる連携先である。

連携先の属性	主な連携先	連携する情報
市役所外部	税務署（国税庁）	所得税の確定申告書の基礎情報
市役所外部	LTA 地方税共同機構	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、異動届、年金特別徴収関係の基礎情報
市役所外部	システムベンダー	住民情報、課税情報
市役所内部	市役所が有する共通基盤システム	住民基本情報、生活保護、国民健康保険、介護保険等の情報
市役所内部	医療保険室保険料課	国民健康保険申告者情報

情報連携をするタイミングは情報の転換点となり、「情報が架空であるリスク（正当性）」「正確でないリスク（正確性）」「網羅的でないリスク（網羅性）」といったリスクが高い。そのため、データの取り込み作業の正確性や母集団の網羅性の検証が重要となってくる。

市民税課で使用しているシステムの中でも基幹システムである COKAS-i についてはひと月分のデータ連携に関するサンプルを入手し検証を行い、その他のシステムについてはサンプルチェックを通して入手した証憑の確認とデータ連携に係るヒアリングにより上記リスクに対応していることを確認した。

また、申告書等のパンチ業者への搬入の際等、手作業で行う情報連携についても適宜抜取調査やチェックリストの使用によりリスクを低減する方策が採られていた。

⑦市民税課が使用する情報システム

市民税課が使用する情報システムは主に下記の3つである。他のシステムとのデータ連携の状況は⑥市民税課の業務フローで記載のとおりである。

システム名	機能
COKAS-i	税総合課税システム（課税情報の登録・帳票の出力等）
The 確定申告V	国税連携データの取り込み・加工
SimpWright（シンプライト）	データ集計

⑧市民税課の行う業務委託契約

市民税課が締結する業務委託契約は、市民税申告会場警備業務である。その他、総合税帳票印字・封入封緘作業業務、申告書等スキャニング業務、入力パンチ処理業務（税制課に関しての記載 55 頁参照）についても利用しているが、税務部総務担当課である税制課が契約起案を行う。市民税申告会場警備業務について、内容は以下のとおりである。

【業務委託の内容】

委託業務名	東大阪市市民税申告会場警備業務
履行場所	日下リージョンセンター 2階多目的ホール（日下町3丁目1番7号 警備実施日 令和4年2月15日） 四条リージョンセンター 2階多目的ホール（南四条町1番7号 警備実施日 令和4年2月4日、2月25日、3月11日） 中鴻池リージョンセンター 1階多目的ホール（中鴻池町2丁目3番13号 警備実施日 令和4年2月18日） 楠根リージョンセンター 4階多目的ホール（楠根1丁目12番12号 警備実施日 令和4年2月24日） 近江堂リージョンセンター 1階多目的ホール（近江堂3丁目12番15号 警備実施日 令和4年2月9日、2月28日）
履行期間	令和4年2月4日～令和4年3月11日
委託金額	228,624円（税込）
受託者	G社
業務の内容	令和4年度市民税申告受付期間における会場（行政サービスセン

	ター5箇所、計8日)の敷地内来客誘導等の警備業務。
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪府財務規則第108条の2の規定による)

⑨市民税課が行う外国人対応

窓口業務において対応が難しいケースとして外国人への対応が挙げられる。市民税課の窓口においても来庁した外国人に対応する場合は、翻訳機の利用や、翻訳機で難しい場合は多文化共生・男女共同参画課に所属する職員に通訳を依頼する等の対応を行っている。

また、外国人が帰国のために海外転出する場合に多い問題として、一括徴収ができず未徴収の税額が発生するケースがある。このことについて、市民税課としては、特別徴収の通知を行う際に一括徴収と納税管理人を設定するアナウンスを特別徴収に関連する様式に記載し会社へ送付して周知を図っている。

⑩実地調査の結果

市民税課に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 市民税課にて受付を行った各証憑のサンプルチェック
- エ 業務委託契約の内容の検討
- オ 個人住民税に係る市民への情報公開の検討

【監査の概要及び結果】

- ア 業務内容のヒアリング

監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	市民税課の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課の事務分掌 ・市民税課に係る業務委託契約 ・市民税課の年間スケジュール ・職員の労働環境（特に超過勤務について） ・個人情報保護のための取り組み

	<ul style="list-style-type: none"> ・使用するシステム ・個人住民税の減免に関する取り組み ・市民税課で使用するマニュアルの整備状況 ・調定金額、減免金額の月次集計の方法
本調査に係るヒアリング（第1回）	<p>予備調査の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税に係る一連の事務の概要 ・市民税課が業務で使用するチェックリストの使用方法及びチェック体制 ・調定金額、減免金額の月次集計の方法 ・COKAS-i のマニュアルの内容 ・他部署との情報連携、アクセス権限の設定等 ・COKAS-i と他のシステムの連携
本調査に係るヒアリング（第2回）	<p>予備調査、本調査に係るヒアリング（第1回）の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税課の職員配置、各雇用形態別の職務の確認 ・令和3年度中の調定額の推移 ・業務マニュアルの改訂作業 ・行政サービスセンターとの情報の連携 ・COKAS-i ベンダーとの作業のやり取り ・徴収率向上に係る取り組み ・消息不明の者、未申告者に対する申告を促す取り組み
本調査に係るヒアリング（第3回）	<p>中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について市民税課の見解を求めた。</p> <p>また、外国人への窓口対応、国外に転出した市民への対応について追加的に質問を行った。</p>
本調査に係るヒアリング（第4回）	<p>市民税課にて受付を行った各証憑のサンプルチェックにて抽出対象としたサンプルについて追加質問を行った。</p>

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。ヒアリングにて知った内容については、111 頁「市民税課の業務について」で、まとめて記載している。

上記ヒアリングにて把握した内容で、以下の3件を意見とした。

(未申告者に係る実態調査について (有効性の観点・意見))

市民税課は、8月時点までの未申告者への申告書発送を行っているが、それ以降は申告を促すことは特にしていない。未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性及び税収確保の観点から、未申告者に係る実態調査を実施すべきである。また、8月時点までの未申告者に関する申告書発送について、効果を測定するため未申告者の申告状況について、分析調査を行うべきである (意見番号 16)。

(USBの使用について (有効性の観点・意見))

市民税課は、令和3年度中、市民生活部医療保険室保険料課からデータを入手する際に、USBを利用していた。USBの使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行っているが、個人情報の取り扱いを行う以上、紛失・盗難といったリスクを最小限に抑える必要がある (意見番号 17)。このことについては、令和4年8月1日に実施したヒアリングの際に指摘したところ、所管課は令和4年11月7日の時点で市民生活部医療保険室保険料課との共有フォルダを設定し、当フォルダ上でデータの共有を行うという運用に変更しており、改善済みである。

(減免要件の見直しについて (公平性の観点・意見))

東大阪市においては、個人市民税の減免要件について同じ種類の減免でも他市と比べて減免適用者が広く設定されている要件がある。例えば、失業者減免の要件について、東大阪市は自己都合か会社都合かを問わないが、市町村によっては会社都合のみを適用しているようなケースも見受けられる。減免制度自体が成立して相当期間経過していることもあり単純な比較はできないとはいえ、個人市民税の調定額に占める減免額の割合 (減免割合) は東大阪市が行った減免に関する調査に対して回答のあった大阪府下 38 市町村の合計額と比較して相対的に高くなっており、令和2年度においては調定額の 0.202%が減免されており、大阪府下市町村の平均減免割合を大きく上回っている。

市町村名	減免額 (令和2年度)	調定額 (令和2年度)	減免割合
東大阪市	52,883,800 円	26,127,657,011 円	0.202%
東大阪市の調査に対して回答のあった大阪府下 38 市町村の合計額	391,823,346 円	585,494,046,739 円	0.067%

(資料) 市民税課提供資料 (減免調査結果) を加工して作成

個人市民税の減免は地方税法第 323 条において当該市町村の条例で定めることとされていることから減免の要件及び減免率の設定は市町村の裁量となるが、減免割合が高いと市税収入の減少という市の財政面への影響、また他市との公平性の観点から望ましくない。

このことについて、東大阪市は減免要件の見直しを図り、令和 3 年度に東大阪市税条例を改正し、令和 3 年度は調定額が 25,318,620,835 円に対して減免額が 36,066,700 円となり減免割合が 0.142%に下がっているものの、他市町村と比較して依然減免割合が高い。同規模の市や大阪府下の市町村の市税条例、市税条例施行規則等も参考として、減免要件を検討すべきである（意見番号 18）。

イ 資料の閲覧

業務内容について、市民税課及び税務部総務担当課である税制課から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
市民税課の年間事務の概要	令和 3 年度 税務部年間事務計画 市民税課で管理している簿冊ファイルの一覧表
市民税課の業務の根拠となる条例	東大阪市税条例 東大阪市税条例施行規則
市民税課の内部統制の概要	市民税課で使用する業務マニュアル（令和 3 年度 申告の手引） 市民税課で使用する業務フロー（市民税課の発送業務） 市民税課で使用するチェックリスト（当初事務作業の給報確認表、当初事務作業の市申確認表、eLTAX 処理チェック表、プレラン・テスト観点確認（兼チェックシート））
市民税課の人員体制、その推移及び職員研修の実施状況	市民税課の職員配置表 市税概要（平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年分） 市民税課にて行われる研修資料一式
市民税課の締結する業務委託契約の概要	市民税課が契約主体である業務委託契約書、実績報告資料及び委託料の積算根拠
市民税課の個人情報保護に関する指針	市民税課税務に係る個人番号の手引き
市民税課の調定額、減免額の推移	令和 3 年度各月に係る調定明細書、減免状況調べ及び数値の照合に用いる集計表 市税概要（平成 29 年度から令和 4 年度の 6 年分）
市民税課で行う証明書交	日々の収納に関する令和 3 年度中のサンプル資料（手数

付業務に係る収納事務	料日計表、領収証書、納付書作成画面のハードコピー) 証明書交付手数料管理に関する令和3年度中のサンプル資料(手数料日計表、金銭出納帳、手数料月計表、調定明細書)
市民税課が利用する情報システムの概要	COKAS-i の操作マニュアル データ処理に係るベンダーと取り交わす書類(処理依頼票、本番処理時のNGリスト) ベンダーとのCOKAS-iに係る課題事項の共有資料
市民税課がCOKAS-iに手作業で入力する作業の概要	市民税課にて受付を行った各証憑のサンプルチェックのために受領した各証憑(内容の詳細は、ウにて記載する。)
市民税課の申告書発送業務	市民税申告書の発送対象の抽出条件
市民税課の業務に係る市民への情報公開	令和3年度 市税のしおり 東大阪市民税課ウェブサイト ¹⁸ 東大阪市政だより

本手続は、ア 業務内容のヒアリングの内容の裏付けとなるものであり、ヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ウ 市民税課にて受付を行った各証憑のサンプルチェック

i) サンプルの属性及び閲覧資料

市民税課が市民から提出を受ける資料について、業務の理解及び正確な入力が行われていることの検証に際して、属性別にサンプルチェックを行った。

・東大阪市の全ての課税対象者全員に附番された番号(税宛名番号)による抽出

対象資料	抽出方法	抽出件数 (件)	閲覧資料
市民税・府民税申告書	無作為抽出(全体)	5	<ul style="list-style-type: none"> 市民税・府民税申告書及び添付書類 COKAS-iの申告書登録画面
	特定項目抽出(金額的な重要性の高いもの(所得金額上位2件))	2	

¹⁸ https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/42-2-0-0-0_1.html 参照。

	特定項目抽出（令和3年1月末に市民宛て申告書発送を行った対象からの申告）	2	
	控除に関する調整（生命保険料控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）等）があるもの	2	
給与支払報告書	無作為抽出（地方税法第317条の6（給与支払報告書等の提出義務）に基づく提出）	2	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書（総括表、個人別明細書） ・COKAS-iの登録画面
	無作為抽出（地方税法第317条の6第3項（年度途中の退職者）に基づく提出）	2	
	無作為抽出（年度途中に普通徴収を希望したケースに係る提出）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書（総括表、個人別明細書） ・普通徴収切替理由書 ・COKAS-iの登録画面 ・市民税課税情報
	無作為抽出（年度途中に特別徴収を希望したケースに係る提出）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収切替届出書 ・COKAS-iの登録画面 ・市民税課税情報
	無作為抽出（年度途中に給与所得者が異動したケースに係る提出）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者異動届出書 ・COKAS-iの登録画面 ・市民税課税情報
確定申告書	無作為抽出（当初中の処理に係るもの）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データ ・COKAS-i登録画面 ・確定申告V画面
	無作為抽出（月例処理に係るもの）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データ ・COKAS-i登録画面
公的年金等支払報告書	無作為抽出（全体）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払者からの提出資料一式 ・COKAS-i登録画面 ・市民税課税情報
	無作為抽出（年度途中に中止があったもの）	1	

市民税・府民税 減免申請書	無作為抽出（東大阪市 税条例第34条第1項各 号に定める属性につき 1件ずつ） ¹⁹	17	・市民税・府民税減免申請書 及びその根拠資料 ・COKAS-i 登録画面 ・市民税課税情報
合計		39	

・令和3年度第3期納付に係る公示送達対象者18名を対象とした抽出

対象資料	抽出方法	抽出件数 (件)	閲覧資料
公示送達に至る までの居住地調 査等の内容及び 結果が分かる資 料	無作為抽出（全体）	2	・市・府民税納税者住所不明 分調査復命書 ・市民税・府民税課税情報等 データ

・COKAS-i ベンダーにより集計された母集団全体からの無作為抽出

対象資料	抽出母集団	母集団件 数	抽出件数 (件)	閲覧資料
住民基本台帳を有す る市への地方税法第 294条第3項(住登外 課税 ²⁰)による通知	令和3年度 中の住登外 課税全件	2,287	2	・給与支払報告書 ・住民基本台帳を有す る市への地方税法第 294条第3項(住登外 課税)による通知 ・COKAS-i 登録画面 ・市民税課税情報
他市回送の押印があ る給与支払報告書	令和3年度 中の他市回 送全件	507	1	・給与支払報告書 ・COKAS-i 登録画面
給与支払報告書	令和3年度 中の特定保 留全件	3,005	3	・給与支払報告書 ・COKAS-i 登録画面
給与支払報告書	令和3年度	334	1	・給与支払報告書

¹⁹ 属性の内容は ②個人市民税について (カ) 減免 参照

²⁰ 生活の中心とされる住所地在住民登録地と異なる場合は、申告により、申告書に記入された1月1日現在の住所地で課税される。

	中の特定放棄全件			・COKAS-i 登録画面
合計			7	

ii) サンプルの閲覧結果について

上記属性別に市民税課から提出を受けた関連資料を閲覧し、資料間の数値の整合性を確認した。また、税額計算の正確性について再計算を実施した。なお、サンプルチェックの対象となる資料には市民の住所、氏名等の取り扱いに細心の注意が求められる個人情報に記載されていることから、市民税課から提出を受ける際は、税宛番号や対象者に連番を振った番号で個人を識別し、基本四情報（個人情報の基本となる氏名、性別、住所、生年月日の4つの情報）については黒塗りをして、金額等必要な情報のみの閲覧に留めた。

監査手続の結果、減免に関連して以下の指摘が発見された他、問題となる事項は見受けられなかった。

(災害に関する減免の認定について（準拠性の観点・結果）)

東大阪市税条例第34条第1項（7）において、天災又は火災による被害を受けた者について、その被害の程度に応じて規則で定める額の減免が認められており、東大阪市税条例施行規則第11条第2項（4）～（6）において、減免割合が定められている。減免割合は、居住する家屋又は家財について受けた損害の金額及び前年の総所得金額を基準として求められるが、うち火災を原因とした災害を被ったことによる被害の金額については現在の事務処理上、金額を把握していない。また、災害を被ったことによる被害の金額から控除すべき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額についても同様である（結果番号1）。

このことについて、火災に関して災害を被ったことによる被害の金額を算定することは困難であるという事情があるところではあるが、東大阪市税条例施行規則にあわせた運用を行うことが困難であれば、より実情にあわせたかたちで東大阪市税条例施行規則を改正すべきである。

エ 業務委託契約の内容の検討

市民税課が締結する業務委託契約は、市民税申告会場警備業務である。当業務委託契約の内容は、⑧市民税課の行う業務委託契約 【契約の内容】に記載のとおりである。イ 資料の閲覧において記載のとおり、業務委託契約書、実績報告資料及び委託料の積算根拠を閲覧した。

また、契約金額228,624円（税込）について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2にて随意契約が認められる金額で

あることを確認した。

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(抜粋) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

(随意契約の限度額)

第 108 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円
- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

(抜粋) 東大阪市財務規則第 108 条の 2

これらの監査手続の結果、特に問題となる事項は見受けられなかった。

オ 個人住民税に係る市民への情報公開の検討

透明性の観点（市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか）から、市民へ必要な情報を公開しているかについて、イ 資料の閲覧において記載のとおり、東大阪市の公表物及び東大阪市ウェブサイトを開覧し検討した。公表物の内容については、以下のとおりである。

公表物の名称	公表内容（個人市民税に関わる部分のみ）
令和 3 年度 市税のしおり	納税義務者 徴収方法 申告 個人市民税が課税されない対象 税額の算出方法 令和 3 年度の改正論点

<p>東大阪市ウェブ サイト</p>	<p>(市民税全般) 市民税の概要、個人市民税・府民税の減免 (市民税・府民税の申告) 海外に転出される方へ(納税管理人の申告について) 納税管理人の申告 申告について 郵送による申告 (市民税・府民税証明書(所得・課税の証明)) 市民税・府民税(所得・課税)証明書のオンライン申請(電子申請)につ いて 市民税・府民税(所得・課税)証明書 市民税・府民税(所得・課税)証明書関係の申請書類 市民税・府民税に関する相談および市民税・府民税証明書の取得につ いて 各種証明書のコンビニ交付サービス (税額の計算) 公的年金からの特別徴収 税額の計算について (所得金額の計算) 公的年金等所得金額(雑所得)の計算方法 所得金額の計算方法 給与所得金額の計算方法 (税額控除) 寄附金税額控除 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) 調整控除 配当控除 外国税額控除 (分離課税) 株式等の配当所得等および譲渡所得等課税方式の選択について 退職所得 株式などの譲渡所得 先物取引などにかかる雑所得等 上場株式等の配当所得 土地・建物等の譲渡所得 (個人住民税の特別徴収制度)</p>
------------------------	--

	特別徴収関係の申請書類 個人住民税の特別徴収(給与からの差し引き)を徹底します (税制改正) 各年度の個人住民税(市民税・府民税)の税制改正 (ふるさと東大阪応援寄附金) ふるさと東大阪応援寄附金(ふるさと納税)の優遇税制について (申請書ダウンロード) 市民税宛名変更申請書類 (特定個人情報保護評価書) 個人住民税関係事務に係る特定個人情報保護評価書
東大阪市政だより	令和3年6月1日号: 令和3年度個人住民税(市民税・府民税)6月上旬に納税通知書を発送 令和3年10月15日号: 65歳以上の年金受給者対象年金から住民税を引き落とし 令和3年12月15日号: 令和4年度個人住民税の税制改正 令和4年2月1日号: 2月上旬～3月中旬市民税・府民税の申告出張受付の実施について 令和4年2月15日号: 令和4年度市民税・府民税の申告について3月15日までの手続の呼びかけ

これらの資料及び東大阪市ウェブサイトの個別記事について、以下の観点から問題が見受けられないか検証を行った。

i) 公開情報の正確性

個人住民税については毎年度何らかの税制改正が行われていることから、当年度の税制改正に係る内容の反映漏れが生じ不正確な情報を市民に公開するリスクがある。上記公開情報の個々の記載内容について、税額計算の方法等が当年度の税制改正内容と整合しているかを確認した。

この点において、情報の更新は適切に行われており、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ii) 公開情報の十分性

市民税課の公開している情報の内容が不十分であれば、市民の利便性を損なうリスクがある。東大阪市ウェブサイトについて、同規模の他市(大阪府豊中市、兵庫県尼崎市等)のウェブサイト等の記載と比較した。この点において、特に問題となる事項は見受けられなかった。

また、東大阪市政だよりについても、掲載された以外にも記載すべき内容がないか検討を行ったが、いずれも内容は適切であり、特に問題となる事項は見受けられなかった。

(3) 固定資産税課の業務について

以下において、固定資産税課の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等固定資産税課の業務に関連する内容並びに固定資産税課が所管する業務に対して行った監査の手續及び結果について記載する。

①固定資産税課が所管する業務

固定資産税課が所管する業務については、東大阪市事務分掌規則において、以下のとおり規定されている。

固定資産税課
賦課係
(1) 土地及び家屋に係る固定資産税（都市計画税を含む。）の賦課に関する こと。
(2) 他の係の主管に属しないこと。
評価第一係
評価第二係
評価第三係
評価第四係
(1) 土地及び家屋に係る固定資産の調査及び評価に関すること。
償却資産係
(1) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。
(2) 償却資産に係る固定資産の調査及び評価に関すること。
(3) 国有資産等所在市町村交付金 ²¹ に関すること。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 固定資産税課部分

上記のとおり固定資産税課は、主に固定資産税（都市計画税を含む。）に関する賦課、調査及び評価に関する事項を所管している。予備調査に係るヒアリングによれば、固定資産税課に属する各係の事務について、次のとおり分掌しているということであった。

係	事務
賦課係	土地及び家屋に係る固定資産税の賦課に関する事

²¹ 地方税法の中で非課税団体とされている国や大阪府が所有する固定資産が東大阪市に所在する場合で、その使用の実態が民間等と類似している場合（例えば、貸付資産等として使用している場合）について、固定資産税相当額の負担を国等に求めるというもので、国有資産等所在市町村交付金法に基づき交付される交付金である。

	務
評価第一係から評価第四係	土地及び家屋に係る固定資産税の賦課の前提となる固定資産の調査及び評価に関する事務
償却資産係	償却資産に係る固定資産税（以下、償却資産に係る固定資産税のみを意味する場合には便宜的に償却資産税という。）の賦課、調査及び評価に関する事務

②固定資産税及び都市計画税について

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、土地又は家屋若しくは事業用の償却資産²²を所有している者にかかる税金である。事業の用に供する償却資産を所有している者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日の所有状況を1月31日までに申告する必要がある。

また、都市計画税は、道路、下水道、公園の整備等の都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税である。固定資産税と同様に賦課期日は毎年1月1日（賦課期日）現在であるが、都市計画法による都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している者にかかる税金であるため、課税対象となる土地及び家屋の範囲が異なる²³。

後述のとおり、都市計画税は、固定資産税と併せて納付する必要がある。

課税方式について、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税については課税団体である当該固定資産所在の市町村の賦課決定による。また、償却資産税については基本的に納税義務者である償却資産の所有者からの申告に基づく市町村の賦課決定による。

なお、一定のものについて固定資産税が課税されず非課税とされるものがある。具体的には、市町村は国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては固定資産税を課することができないとされている（地方税法第348条第1項、いわゆる人的な非課税対象）。また、これらのものが公用又は公共の用に供する固定資産、宗教法人が専らその本来の目的の用に供する宗教法人法に規定する境内建物及び境内地、墓地、公共の用に供する道路及び運河用地並びに水道用地等その他一定のものについても固定資産税を課することができないとされている（地方

²² 固定資産税の課税客体は固定資産であることから、この節では土地、家屋及び事業用の償却資産をまとめて固定資産という場合がある。

²³ 例えば、市街化調整区域内に所在する土地及び建物について、固定資産税は課されるが、都市計画税は課されない。

税法第 348 条第 2 項、いわゆる物的な非課税対象)。

ア 納税義務者

毎年 1 月 1 日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している者で、具体的には次のとおりである。

土 地	登記簿又は土地補充課税台帳（登記簿に登録されていない土地を登録した台帳）に、所有者として登記または登録されている人
家 屋	登記簿又は家屋補充課税台帳（登記簿に登録されていない家屋を登録した台帳）に、所有者として登記または登録されている人
償 却 資 産	会社や個人で土地及び家屋以外の資産で、事業の用に供する償却資産を所有している人

(出典) 令和 3 年度市税のしおり

イ 課税標準額及び価格

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。しかしながら、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合等は、課税標準額はその価格より低く算定されることがある。

価格について、土地・家屋については、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録される。土地・家屋の価格は、基準年度（3 年ごと）に評価替え²⁴を行い、地目の変換、家屋の新築や増改築等があった場合を除き、3 年間据え置かれる。ただし、土地については基準年度以外の年度でも地価の下落が著しい地域で、価格が下落修正されることがある。宅地の価格は路線価（市街地等において道路に付けられた価格、具体的には道路に接する標準的な宅地の 1 m²当たりの価格をいう。）を基にして、それぞれの宅地の状況（間口、奥行、接道状況等）に応じて求められる。

また、償却資産については、資産の取得価格を基礎として、定率法による耐用年

²⁴ 東大阪市ではこの評価替えにあわせて都市計画税の課税にあたって都市計画室から資料データを入手し、市街化調整区域とそれ以外の棲み分けが適切であるかどうかを確認している。

数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価される。

ウ 免税点

固定資産税の課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税及び都市計画税は課されない。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償 却 資 産	150 万円

（出典）令和3年度市税のしおり

エ 税額の算出方法

固定資産税の税額は、課税標準額に1.4%を乗じて得た金額である。なお、新築住宅、認定長期優良住宅等に対して税額の軽減措置が設けられている。

都市計画税の税額は、課税標準額に0.3%を乗じて得た金額である。

オ 固定資産税及び都市計画税の減免

東大阪市税条例第56条及び東大阪市税条例施行規則第14条において、次のいずれかに該当する固定資産については、その所有者に対して課税した固定資産税及び都市計画税を減免する旨が規定されている。減免を受けようとする者は、減免申請書に必要書類を添付して納期限までに申請する必要がある。

- ①土地区画整理事業又は土地改良事業（以下において土地区画整理事業等という。）
において仮換地等の指定前に道路、公園その他の公共の用に供された土地
- ②土地区画整理事業等において指定された仮換地等に他人の工作物がある土地
- ③土地区画整理事業等において仮換地等を与えないで金銭で清算される土地
- ④公共事業実施のため使用し、又は収益することができない固定資産
- ⑤生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地
- ⑥天災又は火災により作付不能又は使用不能となった土地、居住又は使用目的を損じた家屋、使用目的を損じた償却資産
- ⑦公益上その他の理由により、特に必要があると認める以下の場合
 - ⑦-1. 東大阪市の公用又は公共の用に供するために使用される固定資産
 - ⑦-2. 自治会等が使用する固定資産で、住民に開放される土地又は集会所等の施

設として使用される建物及びその敷地

- ⑦- 3. 空き地の有効活用について協定を締結した土地
- ⑦- 4. 文化財又は史跡名勝天然記念物の固定資産
- ⑦- 5. 東大阪市からゲートボール場の設置のため補助金の交付を受ける団体のために使用される土地
- ⑦- 6. 東大阪市から委託を受けた簡易保育の用に供される固定資産
- ⑦- 7. 公衆浴場の用に供する固定資産
- ⑦- 8. 納税義務者とその同居者等の前年の合計所得金額が一定の金額以下であり、当該納税義務者が他に固定資産を有しない場合の 75 平方メートル以下の土地、延床面積 70 平方メートル以下の家屋
- ⑦- 9. 公益財団法人自転車駐車場整備センターが、東大阪市の補助を受けて設置した自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産
- ⑦- 10. 市街地再開発組合が行う再開発事業に係る工事が完成するまでの施設建築物
- ⑦- 11. 相続税法の規定により物納された土地又は家屋
- ⑦- 12. 社会福祉法人等が地方税法第 348 条に定める社会福祉等の目的に使用する予定の土地

(抜粋) 東大阪市税条例第 56 条及び東大阪市税条例施行規則第 14 条

その他条例附則第 13 条の 2 において、都市計画に定められた特定路外駐車場等に係る固定資産税について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 30 年度分の固定資産税が免除する旨が規定されている。

③固定資産税の近年の推移について

現年度の納税義務者及び調定額の推移は次のとおりである。

多少の増減はあるものの、ここ数年安定的に推移している状況である。

令和 3 年度には新型コロナウイルス感染症によって打撃を受けた中小事業者等の救済を目的として償却資産や事業用家屋にかかる税額の軽減措置が行われたことから調定額は減少している²⁵。

固定資産税と都市計画税の納税義務者に相違があるが、これは 146 頁注釈 23 のとおり、同じ固定資産であっても、市街化調整区域内に所在する土地及び建物について、固定資産税は課されるが、都市計画税は課されないためである。

なお、土地・家屋並びに償却資産に関する価格の評価状況等については市税概要固定資産税部分に詳細に記載されている。

²⁵ 減収に対しては新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 869, 103 千円が交付されている。

1. 納税義務者の推移（現年度分）

（単位：人）

区分		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （当初）
固定資産 税	土地	141,684	142,160	142,373	142,764	143,362
	家屋	146,118	146,525	146,540	146,310	147,400
	土地・家屋	162,891	163,071	162,882	162,904	163,277
	償却資産	4,893	5,095	5,342	5,118	5,679
都市計画 税	土地	141,484	141,957	142,172	142,572	143,169
	家屋	145,976	146,380	146,399	146,169	147,254
	土地・家屋	162,653	162,828	162,648	162,680	163,047
交・納 付金	交付金	4	4	5	5	5
	納付金	0	0	0	0	0
	計	4	4	5	5	5

（出典）市税概要（令和4年度版）固定資産税 納税義務者の推移（現年度分）

2. 調定額の推移（現年度分）

（単位：千円）

区分		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 （当初）
固定資産 税	土地	15,208,202	15,206,175	15,234,448	15,139,432	15,184,350
	家屋	12,730,907	13,029,290	13,295,155	12,594,807	13,442,473
	償却資産	3,334,082	3,444,263	3,558,174	3,368,556	3,627,938
	計	31,273,191	31,679,728	32,087,777	31,102,795	32,254,761
都市計 画税	土地	4,013,886	4,011,802	4,015,405	3,986,364	4,002,511
	家屋	2,802,965	2,866,459	2,921,980	2,768,537	2,961,024
	計	6,816,851	6,878,261	6,937,385	6,754,901	6,963,535
交・ 納付 金	交付金	331,147	335,139	338,661	338,713	337,000
	納付金	0	0	0	0	0
	計	331,147	335,139	338,661	338,713	337,000

（出典）市税概要（令和4年度版）固定資産税 2. 調定額の推移（現年度分）

調定額や納税義務者は逡増傾向にあり要因としては対象となる固定資産の自然増による影響もあると考えられるが、固定資産税課では過去から積極的に固定資産、特に償却資産の調査を実施しており、相当数の申告漏れを指摘している。この調査も調定額等の増加の要因の一つであると考えられる。

具体的には、償却資産税について令和元年度頃から、一定規模以上の事業者を中心に、その申告状況や申告内容の適否を集中的に確認したり、実地あるいは航空写真等に基づき工業（工場）地域における外観調査を実施したり、さまざまな視点・手法で調査を行ってきた。令和4年度以降においても効果の高い調査方法を検討・実施予定である。

なお、3年に一度行われる土地及び家屋の固定資産税評価額の評価替えについて、次回は令和6年度に予定されており（前回の基準年度は令和3年度）、その対応に向けて準備を進めている状況である。

④固定資産税課の人員体制

令和3年5月1日現在固定資産税課に所属する職員は41名である。内訳は、課長1名、総括主幹3名、賦課係8名、評価第一係7名、評価第二係5名、評価第三係7名、評価第四係5名、償却資産係5名である。なお、評価第一係から評価第四係は、

評価の対象となる地区によって分けられている。

平均年齢は 30.8 歳であり、経験年数別には、5 年未満が 21 名、5 年以上 10 年未満が 14 名、10 年以上 15 年未満が 4 名、15 年以上が 2 名、平均で 5.1 年となっている。

53 頁のとおり、令和 3 年 5 月 1 日時点で税務部全体の平均年数が 4.8 年であることから、固定資産税課職員の税務経験年数は 5.1 年と相対的に長く、業務に関する体制としては比較的安定しているものと考えられる。5 年以上の経験年数を有する者が総員の半数近く（20 名（うち、15 年以上が 2 名））在籍しているためであり、安定的で確実な事務遂行の求められる税務行政の性質に沿った人員体制が採られているといえる。一方で、課長も含め 15 年以上の経験を有する者が今後人事異動となったとしても業務に支障をきたすことのないよう、過去に複雑な経緯のあった固定資産や課税案件に関する事項の共有や、調査や評価に関連したノウハウのマニュアル等への落とし込みなどを通じた智の移転が重要であるといえる。

⑤固定資産税課の年間業務

賦課係の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
庶務関連事務	以下に属さない庶務的な事務	年間
宛名関係事務	課税システム (COKAS-i) 上の基本宛名や所有者コード等を登録修正する	年間
電算関連定期事務	COKAS-i に登録や変更等を行う	年間
他税目等関連事務	相続税法第 58 条に基づく通知等を行う	年間
土地、家屋概要調書作成報告事務	土地、家屋に関する概要調書を作成し大阪府に報告する	5 月～7 月
交付税算定基礎数値作成報告事務	地方交付税の算定基礎となる数値を作成し国に報告する	4 月～6 月
土地総評価見込み作成報告事務	土地の総評価見込額を集計し、国に報告する	11 月～12 月
評価変動割合見込等作成報告事務	評価変動割合等を算定し、国に報告する	9 月
交付金資料作成事務	国有資産等所在市町村交付金に関	年間 ²⁶

²⁶ 例年 4 月初旬に国と大阪府に「交付金請求書」を送付し、調定を行う。通常 6 月頃に入金が

	する資料の作成を行う	
評価図面作製システム更新事務	評価図面作製システム稼働後における異動分の更新を行う	年間

(資料) 税務部年間業務計画及び固定資産税課へのヒアリングより監査人作成

なお、例年4月に土地家屋に関する納付書を発送する。

次に、評価係の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
課税台帳等の手入れ事務	固定資産課税台帳の整備を行う	年間
農地調査事務	農地の調査を行う	6月～8月、12月
家屋新增築、滅失等把握事務	家屋の新增築や滅失等を把握する	6月～10月、12月
土地家屋現地調査等評価事務	土地家屋の現地調査を行い、帳票を作成し、データを入力する	年間
土地公開用図面の作成	土地公開用路線価図や地番図等を作成する	3月
新設路線の設定	新設された路線をCOKAS-iに登録する	9月～3月
評価図面作製システム更新事務	評価図面作製システム稼働後における異動分の更新を行う	年間

(資料) 税務部年間業務計画及び固定資産税課へのヒアリングより監査人作成

さらに、償却資産係の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
電算関連定期事務	COKAS-iに登録や変更等を行う	年間
申告印字、発送事務	申告年度の申告書を印字し、発送する	11月～1月
申告書受付、整理事務	納税義務者からの申告を受付け、申告書の整理を行う	年間
申告書内容点検事務	申告書の内容を点検する	年間

行われる。

申告書督促状印字、発送事務	申告をしていない納税義務者に申告の督促を行うための督促状を作成し、発送する	5月
調査事務	申告状況や申告内容を確認し、調査を行う	7月～11月
概要調書作成	償却資産税の概要調書を作成する	4月～6月
eLTAXによる電子申告	eLTAXによる電子申告を受け付ける	年間

また、各係に共通する事務として、次の事務がある。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
窓口事務	本庁や行政サービスセンター（203頁参照）において市民対応を行う、証明書発行、申告・相談受付	年間
課税資料収集事務	課税に関する資料を収集する	年間
賦課事務	固定資産税の賦課に関する事務を行う	年間
当初課税事務	固定資産税の課税に関する事務、例えば、納税通知書の発行・送付を行う	1月～4月
納税通知書公示送達事務	納税通知書に関して公示送達を実施する	5月～6月

（資料）税務部年間業務計画及び固定資産税課へのヒアリングより監査人作成

上記の他には、12月初旬ごろまでに次年度の予算案の策定がある。

具体的には、土地・家屋については例年12月初旬までに課税データを基幹システムであるCOKAS-iに入力し集計する。集計時点で入力が間に合わないデータについては、別途エクセルやHOUSASという家屋評価システムで推定の評価額での数値を算出し、別途加算する。軽減や減免といった毎年の申請状況によりデータが増減するものに関して過去5年度分の平均値をもとに考慮するとともに、税制改正大綱等で次年度に予定される特例措置や軽減措置等も考慮して最終的な翌年度の予算案を算出している。

また、償却資産については前年度決算調定額と現年度決算調定額の見込額による増加率を現年度決算調定額の見込額に乗じて最終的な翌年度の予算案を算出している。

固定資産税の賦課期日は毎年1月1日、償却資産税の申告期限は1月31日であること、また納税通知書（納付書含む。）の発送が例年4月から5月にかけて行われることから、これらの納税通知書・申告書等関係及び賦課業務関係の業務が集中する1

月から4月頃まで繁忙期が続く。

⑥固定資産税課の業務フロー

固定資産税課では業務の流れ図や業務フローは特に作成していない。

COKAS-i の操作マニュアルや運用マニュアル、土地家屋の評価実施要領、公金取り扱業務マニュアル、税務証明事務取扱要領等の各種マニュアルと、納税通知書チェックリスト等のチェックリストに基づいて業務を進めている。

⑦固定資産税課で用いるシステム

COKAS-i を用いている。

⑧固定資産税課の行う業務委託契約

税務部全体として行う業務委託契約（55頁参照）の他、固定資産税課が契約起案を行う業務委託契約は、デジタル航空写真撮影及び評価図面作成システム更新他業務委託契約、土地比準評価システム業務委託契約、標準宅地時点修正業務委託契約の3つである。

【デジタル航空写真撮影及び評価図面作成システム更新他業務委託契約の内容】

委託業務名	デジタル航空写真撮影及び評価図面作成システム更新他業務委託契約
履行場所	固定資産税課内
履行期間	令和3年4月29日～令和4年3月31日
委託金額	27,500,000円（税込）
受託者	H社
業務の内容	デジタル航空写真の撮影、評価図面作成システムデータの更新、システム運用保守
契約方法	一般競争入札

当該業務委託契約は、固定資産税の課税に関連してデジタル航空写真の撮影と評価図面作成システムのデータ更新などを依頼したものである。

【土地比準評価システム業務委託契約の内容】

委託業務名	土地比準評価システム業務委託契約
履行場所	固定資産税課内
履行期間	令和3年4月24日～令和4年3月31日
委託金額	12,265,000円（税込）
受託者	I社

業務の内容	土地比準評価システム業務、具体的には、令和6年度評価替えの基礎となる作業、令和4年度課税及び路線価公開に関連した作業、路線価評価支援システムのメンテナンス作業
契約方法	一般競争入札

当該業務委託契約は、令和6年度評価替えの基礎となる用途地区・状況類似地区区分、標準宅地の選定、令和4年度課税及び路線価公開に関連した作業、路線価評価支援システムのメンテナンス作業を依頼したものである。

【標準宅地時点修正業務委託契約の内容】

委託業務名	標準宅地時点修正業務委託契約
履行場所	固定資産税課内
履行期間	令和3年7月23日～令和3年10月31日
委託金額	8,309,620円（税込）
受託者	J社
業務の内容	令和4年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2の規定による）

当該業務委託契約は、令和4年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正を依頼したものである。

⑨ 監査手続（実地調査）の結果

固定資産税課に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 業務委託契約の内容の検討
- エ 固定資産税に関する各証憑のサンプルチェック

【監査の概要及び結果】

- ア 業務内容のヒアリング
監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	<p>固定資産税の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課の事務分掌 ・固定資産税課に係る業務委託契約 ・固定資産税課の年間スケジュール ・使用するシステム
本調査に係るヒアリング（第1回）	<p>予備調査の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課の事務分掌 ・固定資産税課の年間事務計画 ・固定資産税課が業務で使用するチェックリストの使用方法及びチェック体制 ・固定資産税課が使用するマニュアルの内容 ・固定資産税に関する調定金額、減免金額の月次集計及び証憑確認の方法 ・土地及び家屋にかかる課税保留の状況 ・土地及び家屋にかかる非課税物件の状況 ・減免事由と減免の流れ、減免の状況 ・課税・申告から納付までの業務の流れ ・償却資産の調査手法 ・都市計画税の課税にあたって境界確認の実施方法と実績
本調査に係るヒアリング（第2回）	<p>予備調査、本調査に係るヒアリング（第1回）の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税概要の作成方法 ・予算編成の方法、市税決算明細書、市税調査表等の公表資料に関する数値の集計方法 ・課税保留の解消方法
本調査に係るヒアリング（第3回）	<p>中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について固定資産税課の見解を求めた。</p>
本調査に係るヒアリング（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税に関する各証憑のサンプルチェックのためのデータ抽出方法 ・更正事由コード

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。ヒアリングや資料の閲覧により把握した内容については、152 頁「⑤ 固定資産税課の年間業務」でまとめて記載している。

イ 資料の閲覧

業務内容について、固定資産税課から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
固定資産税課の年間事務の概要	令和3年度 税務部年間事務計画 固定資産税課で管理している簿冊ファイルの一覧表
固定資産税課の内部統制の概要	固定資産税課で使用する各種業務マニュアル（COKAS-i 操作マニュアル、COKAS-i 運用マニュアル、土地・家屋の評価実施要領、公金取り扱い業務マニュアル、税務証明事務取扱要領） 固定資産税課で使用するチェックリスト（納税通知書チェックリスト、停電時の GIS サーバーについてのチェックリスト）
固定資産税課の人員体制、その推移	固定資産税課の職員配置表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
固定資産税課の締結する業務委託契約の概要	固定資産税課が契約主体である業務委託契約書、見積書及び関連資料
固定資産税課が所管する固定資産税の調定額、減免額の推移	令和3年度各月に係る調定明細書、減免状況調べ及び数値の照合に用いる集計表 市税概要（平成29年度から令和4年度の6年分）
固定資産税課が利用する情報システムの概要	COKAS-i の操作及び運用マニュアル
固定資産税課が COKAS-i に手作業で入力する作業の概要	固定資産税に関する各証憑のサンプルチェックのために受領した各証憑（内容の詳細は、ウにて記載する。）

これらの監査手続の結果は次のとおりである。

(課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み(経済性及び有効性・意見))

監査の過程で土地・家屋について課税保留²⁷となっている物件があることが判明した。

令和3年度における土地・家屋の課税保留の状況は次のとおりであった。

固定資産税課では過去から継続して現地の調査を実施したうえで地目の変更を行ったり、登記簿との照合や関係各所との連携を行うなどして、固定資産課税台帳のさらなる適正化に努めてきたが、マンパワーや最近の新型コロナウイルス感染症がもたらした行動制限等の関係で課税保留全ての解消には至っていない。

(土地)

理由	件数 (件)	割合	注釈
登記簿残存	350	60.7%	※1
現況地積	97	16.8%	※2
使用不可	58	10.1%	※3
所在不明・境界不明	56	9.7%	※4
相続放棄	7	1.2%	
その他	9	1.6%	
合計	577	100%	

(※1) 実際には現存しないが、法務局に登記として残っているもの

(※2) 登記簿の面積が現況面積より大きい場合、その面積差相当²⁸

(※3) 水路や道路幅が2メートルには達しないが現に道路として使用されているもの

(※4) 位置が不明なものあるいはおおよその位置は分かるが、境界が判然としないもの

(資料) 固定資産税課より提出を受けた資料を監査人が適宜加工

(家屋)

理由	件数 (件)	割合	注釈
課税価値無し	5	27.8%	※1
相続放棄	4	22.2%	
相続人不存在	3	16.7%	

²⁷ 課税保留は地方税に規定された概念ではないが、税務行政において慣習的に行われているものである。明確な定義はなく、本報告書においては何らかの要因で課税ができないものについて課税を保留している状況のものを意味するものとする。

²⁸ 原則的には登記簿に登記されている面積での課税となるが、登記上の面積が実測値より大きい場合は、実測値によるとされているためである(評価基準(地方税法第388条)第1章第1節二地積の認定)。

所在不明	2	11.1%	
他の課より依頼中	2	11.1%	※2
償却資産課税	1	5.6%	
法人倒産	1	5.6%	
合計	18	100%	

(※1) 基礎がない等の状況があり、家屋としての課税が難しいもの

(※2) 不法占拠されている状況で、今後市が撤去を行う予定のもの

(資料) 固定資産税課より提出を受けた資料を監査人が適宜加工

過去から解消に向けた取り組みが進められている課税保留について、令和3年度の固定資産税に係る土地577件の課税保留の要因はさまざまであるが、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれるものについては解消に向けた取り組みを中長期的に計画し推進する必要がある。具体的には、水路や道路幅が2メートルには達しないが道路として使用されているかつての畦道等と思われる56件については公衆道路に地目変更する等の方策を検討する等、また相続放棄7件については課税保留の解消に向けて改めて現況を調査し相続権者を特定できないか検討する等して今後の課税保留の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具体的な取り組みが求められる。家屋18件についても同様である(意見番号19)。

(償却資産の調査手法について(経済性及び有効性・意見))

既述のとおり、固定資産税課においては、令和元年度頃から償却資産にかかる調査を精力的に進めている。新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年から令和3年にかけて国や地方公共団体では数多くの種類の補助金等を交付していることから、これらの補助金の交付対象となる中小事業者、医療法人、社会福祉法人等が当該補助金等を財源として償却資産も取得しているものと考えられる。この点に関連して、現状これらの補助金等を財源として取得したと思われる償却資産を対象とした調査は実施されていなかった。東大阪市の補助金を所管する各課、場合によっては大阪府とも連携してどういう補助金等がどの法人等に交付されているかを把握することができれば、償却資産にかかる固定資産税の申告漏れの発見の一助とすることができると考えられる。

過去から実施している償却資産にかかる調査をさらに充実させるために、補助金等を起点とした調査手法の計画・実施も検討すべきである(意見番号20)。

(課税保留や課税免除等、地方税法や条例等に具体的な規定がない事象の手の明確化(有効性及び法規準拠性・意見))

課税保留等地方税法や条例等に具体的な規定がない取り扱いについて、現状は特

に手順書やマニュアル等には落とし込みされておらず、過去からの実務慣行及び決裁に則って整理や手続が進められている。また、償却資産税についても積極的に調査を実施しているが、特段これらの調査方針や調査手法がマニュアル化されているわけではない。さらに、土地・家屋の評価には高度な実務経験とノウハウが必要であると考えられる。

既述のとおり固定資産税課は実務経験が豊富な職員が多く、固定資産税課としてこれらの職員の経験や知識等の智の移転・共有を図ることが重要である。

実務経験が豊富な職員が固定資産税課に在籍している間に、ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにもこれらの内容を織り込んだマニュアルを整備することが望まれる（意見番号 21）。

ウ 業務委託契約の内容の検討

業務委託契約については、地方自治法及び東大阪市財務規則にしたがって適法に行われているものと認められた。

エ 固定資産税に関する各証憑のサンプルチェック

i) サンプルの属性及び閲覧資料

固定資産税課の事務処理が適切に行われているかどうかを判断するために、業務の理解及び正確な事務処理が行われていることの検証に関して、属性別にサンプルチェックを行った。

・固定資産税に関する抽出

令和3年度固定資産税賦課マスターからの抽出

COKAS-i から出力された令和3年度固定資産税賦課マスター（187,737件）を母集団として無作為にあるいは特定の属性をもったサンプル25件を抽出し、抽出したサンプルに関して、関連する書類とCOKAS-iとの整合性を確かめた。

特定の属性を抽出するために用いた更正事由コードとその母集団並びに抽出したサンプル数は以下のとおりである。

更正事由コード	母集団数	サンプル数
009 非課税に訂正 (特定の属性)	58	1
012 課税誤り訂正 (特定の属性)	331	3
315 申告漏随時課税 (特定の属性)	544	1
325 コードなし (特定の属性)	24	1
327 コードなし (特定の属性)	6	1
365 調査決定随時課税 (特定の属性)	694	1
402 災害減免 (特定の属性)	6	1
403 生活保護減免 (特定の属性)	27	1
409 減免取り消し (特定の属性)	9	1
410 その他減免 (特定の属性)	1,154	5
907 償却情報異動 (特定の属性)	578	1
999 その他 (特定の属性)	66	4
当初賦課含むその他 (無作為抽出)	184,240	4
合計	187,737	25

項目	証憑	手続
土地・家屋に係る固定資産税	賦課決定に関する資料の一式	左記証憑間の整合性並びに COKAS-i との整合性検討
償却資産に係る固定資産税	納税義務者から提出を受けた申告書一式 (決算書、固定資産台帳を含む。)	同上
減免や修正	<ul style="list-style-type: none"> ・回議書 ・その他減免や修正の内容が分かる資料 	同上

なお、COKAS-i 上の納税義務者情報、固定資産課税台帳等の各種システムデータ及び納税義務者の提出書類については市民の住所、氏名等の取り扱いに細心の注意が求められる個人情報に記載されていることから、監査人が提出を受ける際の資料及びデータに関しては、それらを削除するとともに、紙媒体は黒塗りしたうえで受け取った。そのため、COKAS-i のデータと提出書との紐つけにあたっては、COKAS-i に登録される際に付番される納税義務宛名番号により対応関係を確認したうえで証憑突合を実施した。

ii) サンプルの閲覧結果について

以上の証憑のチェックを行った結果、閲覧対象とした納税義務者からの提出書類等の書類と COKAS-i とは整合しており、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 納税課の業務について

以下において、納税課の所管する業務、取り扱う税目、業務のフロー等納税課の業務に関連する内容並びに納税課が所管する業務に対して行った監査の手続及び結果について記載する。

① 納税課が所管する業務

納税課が所管する業務については、東大阪市事務分掌規則において、以下のとおり規定されている。

納税課

納税管理係

- (1) 市税（個人の府民税を含む。以下同じ。）及びこれに係る延滞金等（以下この条において「徴収金」という。）の収入整理に関する事。
- (2) 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (3) 市税に係る督促状の発付に関する事。
- (4) 市税の口座振替に関する事。
- (5) 他の係の主管に属しない事。

納税第一係

- (1) 徴収金（他の係の所管に属するものを除く。次号を除き、以下この条において同じ。）の納付又は納入の督促及び徴収に関する事。
- (2) 徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (3) 徴収金の滞納処分に関する事。
- (4) 徴収金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。

納税第二係

納税第三係

納税第四係

納税第五係

納税第六係

- (1) 徴収金の納付又は納入の督促及び徴収に関する事。
- (2) 徴収金の滞納処分に関する事。
- (3) 徴収金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関する事。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 税務部 納税課部分

納税課は、他の税務部各課が賦課した市税を徴収・還付する役割を担っている。係別の役割としては、以下のとおりである。

係	係の事務内容
納税管理係	徴収金の収入の整理、徴収金の過誤納金の還付、充当事務、督促状の送付、市税の口座振替、納税課の庶務事務全般
納税 1 ～ 4 係	滞納額個人 75 万円未満、法人 45 万円未満の滞納整理事務等
納税 5 係	公売事務、塩漬け案件の対応
納税 6 係	高額案件の滞納整理事務

納税課の職員は、徴税吏員²⁹として、国税徴収法第 141 条及び第 142 条並びに地方税法第 298 条及び第 331 条第 6 項を根拠として滞納処分の執行のために質問及び検査の権限並びに搜索権限が与えられている。

(質問及び検査)

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
- 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

²⁹ 地方税の賦課徴収事務に従事する地方団体の吏員を指し（地方税法第 1 条第 1 項第 3 号）、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員が該当する。

3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(抜粋) 国税徴収法第 141 条及び第 142 条

(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権)

第二百九十八条 市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 市町村民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第三百三十一条第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(中略)

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(中略)

(抜粋) 地方税法第 298 条及び第 331 条第 6 項

また、業務の特殊性から東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例第 3 条に基づき、市税、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分（交付要求を除く。）、市税の賦課又は徴収に必要な折衝等を行うため外勤業務に従事したときについて、日額 100 円の滞納処分業務等従事手当が支給される。

(滞納処分業務等従事手当)

第 3 条 滞納処分業務等従事手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 市税、国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分（交付要求を除く。）を行うため外勤業務に従事したとき。
- (2) 市税の賦課又は徴収に必要な折衝等を行うため外勤業務に従事したとき（前号の場合を除く。）。
 - 2 滞納処分業務等従事手当の額は、前項各号に掲げる業務に従事した日 1 日につき 100 円とする。

(抜粋) 東大阪市職員特殊勤務手当に関する条例第 3 条

②市税の納付及び滞納整理について³⁰

納期限までに納付しないことを滞納といい、滞納処分に係るフローは一般的に以下ようになる。



ア 納期限

東大阪市は、定められた納期限までに納税者による市税の自主的な納付を求めている。令和 3 年度の納期限は下表のとおりであり、市税取り扱い金融機関等、市役所本庁及び行政サービスセンターのほか、バーコード印字のある納付書では、コンビニエンスストア、MMK 設置店³¹で納付を受け付けている。

³⁰ 地方税法上、督促及び滞納処分に係る規定は税目ごとに規定されているが、ここでは市民税に即して言及する。なお、各税目において、条文の内容に差異はない。

³¹ 「MMK 設置店」とは、MMK 端末(無人端末及び金融機関端末を除く)が設置されているスー

(市税の納期限)

年度	期別	固定資産税	市府民税（普通徴収分）	軽自動車税 （種別割）
令和 3 年度	1期	令和3年5月31日	令和3年6月30日	令和3年5月31日
	2期	令和3年8月2日	令和3年8月31日	
	3期	令和3年12月27日	令和3年11月1日	
	4期	令和4年2月28日	令和4年1月31日	

(出典) 令和3年度市税のしおり

イ 督促

滞納が続くと、地方税法第329条に基づき市は納期限から20日以内に督促状を送付する。督促状は単に納付を催告するだけのものではなく、法令に定められた滞納処分の前提となるため、必ず送付される。

(市町村民税に係る督促)

第三百二十九条 納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(抜粋) 地方税法第329条

ウ 催告

催告とは、督促を發しても納付がない者に対して納付を促す行為全般を指す。督促状が送付されても納付しないときは、電話や文書又は訪問により自主的な納付を促す催告を行うことがある。催告の発付については、地方税法又は国税徴収法において直接の根拠規定はないが国税徴収法基本通達第47条(差押えの要件)関係18)

パー、ドラッグストア等の小売店を表す。

において、以下のように規定されている。

(着手前の催告)

督促状若しくは納付催告書又は譲渡担保権者に対する告知書を発した後6月以上を経て差押えをする場合には、あらかじめ、催告をするものとする。

(抜粋) 国税徴収法基本通達第47条(差押えの要件) 関係18)

エ 財産調査・搜索

督促・催告を経てもなお納付がない場合には、納期限までに納めた者との公平性を保つため、財産(預貯金・給料・売掛金・生命保険・不動産等)の調査(国税徴収法第141条及び第142条から第147条)を行う。

東大阪市では、財産調査の一環として、金融機関(メガバンク、地方銀行、信用金庫、信用組合、インターネット専門銀行、生命保険会社等約80社程度)に預貯金等の照会を行っている。

(質問及び検査)

第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百十六条の二及び第八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第四百十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる

相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(搜索の時間制限)

第百四十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

(搜索の立会人)

第百四十四条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものを立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、成年に達した者二人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

(出入禁止)

第百四十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一 滞納者

二 差押に係る財産を保管する第三者及び第百四十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者

三 前二号に掲げる者の同居の親族

四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

(搜索調書の作成)

第百四十六条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

2 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

(官公署等への協力要請)

第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(身分証明書の呈示等)

第百四十七条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(抜粋) 国税徴収法第 141 条～第 147 条

オ 財産差押

財産調査により差し押さえる財産を決定し、地方税法第 331 条に基づき財産の差押えを行うことになる。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつ

き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(抜粋) 地方税法第 331 条

カ 換価処分

差し押えた不動産や動産等の財産を公売したり、給与支払者や金融機関等第三債務者等へ差し押えた債権（給与・預貯金等）の交付を要求して、差押財産を強制的に金銭に換える。

キ 滞納市税等に充当

換価処分を行い、徴収した市税を充当する。

ク 猶予

市税を一時に納付することができない者については、市への申請により徴収猶予（地方税法第 15 条）又は換価の猶予（地方税法第 15 条の 5 及び 6）を認めることがある。猶予期間中は分割納付が認められ、財産の差押や換価（売却）が猶予される。

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

1 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

2 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

3 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

4 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

5 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

(抜粋) 地方税法第 15 条

【換価の猶予の要件】

- 1 納税について誠実な意思を有すると認められること
- 2 徴収金を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- 3 申請期限内に申請書及びそれに付随する添付書類の提出がされていること
- 4 原則として、猶予申請に係る徴収金の額に相当する担保の提供があること

(資料) 地方税法第 15 条の 5 及び 6 より監査人作成

なお、地方税法第 16 条第 1 項において、徴収及び換価の猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合を除き、地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならないと定められている。東大阪市では、徴収及び換価の猶予を行う場合は、①猶予に係る金額が 1,000,000 円以下である場合、②猶予期間が 3 月以内である場合又は③担保を徴することができない特別の事情がある場合（東大阪市税条例第 4 条の 7）を除き、担保を徴す必要がある。

(担保の徴取)

第十六条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
- 二 地方団体の長が确实と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
- 三 土地
- 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 六 地方団体の長が确实と認める保証人の保証

(抜粋) 地方税法第 16 条第 1 項

(担保を徴する必要がない場合)

第 4 条の 7 法第 16 条第 1 項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が

1,000,000 円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(抜粋) 東大阪市税条例第 4 条の 7

次に、市税の徴収猶予期間は納期限から 1 年以内の期間(地方税第 15 条第 2 項)とされている。猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて、完納までに要する期間が 1 年を超えると認められるときは、猶予期間を 1 年間とし、1 年を超える部分の金額は猶予期間の最終月の分割納付金額として処理する(東大阪市税徴収事務提要 5 一、ケ) こととしており、「電話・窓口接遇マニュアル」では「年税を下回る金額で分割計画を組む」ことを行わせないことを原則としている。

(徴収猶予の要件等)

第十五条

(中略)

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日) から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

(抜粋) 地方税法第 15 条第 2 項

ケ 延滞金

滞納された市税を納付する場合、納期限までに納付した納税者との公平性の確保のため、本来の税額に加えて、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、以下の割合で計算した額の延滞金を徴収する(地方税法第 56 条)。

(延滞金と料率)

該当する年 (1月1日～12月31日)	納期限の翌日から1か月 を経過した日から納付の 日までの期間(年率)	納期限の翌日から1か月 を経過する日までの期間 (年率)
平成11年まで 本則	14.6%	7.3%
平成12年～平成25年 までの特例	14.6% (特例なし)	※1 特例基準割合(旧)

平成 26 年～令和 2 年 までの特例	※ 2 特例基準割合（新） +7.3%	※ 2 特例基準割合（新） + 1 %
令和 3 年以後の特例	※ 3 延滞金特例基準割 合 +7.3%	※ 3 延滞金特例基準割 合 + 1 %
令和 3 年中	8.8%	2.5%

- ※ 1 特例基準割合（旧）：各年 11 月 30 日を経過するときの日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められている商業手形の基準割引率（公定歩合）+ 4 %
- ※ 2 特例基準割合（新）：各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として、各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合 + 1 %
- ※ 3 令和 3 年 1 月 1 日より特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に変更
（出典）令和 3 年度市税のしおり

ただし、東大阪市では、「延滞金減免に関する要綱」を定め、その財産が震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき若しくは盗難に遭ったとき又は、事業が廃止若しくは休止したとき又は、失業したとき等、市長がやむを得ない理由があると認める場合において延滞者からの申請による延滞金の減免を実施している。

コ 時効

地方税（本税及び加算税、延滞金含む）の時効は原則として法定納期限の翌日から 5 年（地方税法第 18 条）であるが、納付又は納入に関する告知（その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間）、督促（督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日までの期間）、交付要求（交付要求がされている期間）の期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める（地方税法第 18 条の 2）。

また、地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない（地方税法第 18 条の 4）。

（地方税の消滅時効）

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条

第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日

三 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

(時効の完成猶予及び更新)

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。

一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)

2 前項第三号に掲げる交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合においても、同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない。

3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下この項において同じ。)に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納付又は納入に関する告知(延滞金及び加算金に係るものを除く。) 当該告知に係る文書が発せられた日

二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された

日

4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

5 地方税についての地方税の徴収権の時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める。

6 地方税が納付されたときは、その納付された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、その納付の時から新たに進行を始める。

(中略)

第十二節 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第十八条の四 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条又は第四条第一項に定めるもののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第二章(第八条を除く。)及び第三章(第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第四項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同法第三十五条第三項及び第三十六条の規定は、適用しない。

(抜粋) 地方税法第 18 条、第 18 条の 2 及び第 18 条の 4

サ 不納欠損

不納欠損とは、未納となっている市の債権(市税や公課等)のうち、徴収の見通しが立たない等の理由で調定の金額を消滅させることである。不納欠損を行う場合として、東大阪市徴収事務提要 11. 不納欠損の項において、以下のように示されている。

不納欠損については、次のいずれかに該当するときに行う。

(1) 消滅時効が完成したとき。

(2) 滞納処分の執行を停止する場合で、次のいずれかに該当する事実があるときは、地

方税法第 15 条の 7 第 5 項を適用することができる。

ア. 相続の限定承認で、差押できる財産がないとき。

イ. 法人が解散又は解散の登記はしていないが、廃業して将来事業再開の見込みがないとき。

- ウ. 会社更生法第204条第1項の規定により租税債権が免責されたとき。
- エ. 海外に移住又は退出して将来帰国の見込みがないとき。
- オ. 納税者が死亡し相続人がないとき、又はその有無が判明しないとき。
- カ. 納税者の居所、住民登録地及び本籍地が不明なため、生死が判明しないとき。
- キ. その他、上記に該当する以外で上席者との協議の上、妥当と判断したとき。

(抜粋) 東大阪市徴収事務提要 11. 不納欠損

③市税の徴収に係る近年の推移について

税目別の市税決算状況について

税目	年度 区分	平成 29 年 度				平成 30 年 度			
		調 定 額	収 入 額	収入率	対前 年度	調 定 額	収 入 額	収入率	対前 年度
市 税		77,460,465	76,241,676	98.4	100.3	78,043,743	77,047,930	98.7	101.1
現年課税分		76,116,077	75,621,471	99.4	100.5	76,941,677	76,517,143	99.4	101.2
滞納繰越分		1,344,388	620,205	46.1	77.3	1,102,066	530,787	48.2	85.6
市 民 税		30,790,243	30,171,018	98.0	99.7	31,698,161	31,130,365	98.2	103.2
個 人		24,450,347	23,960,255	98.0	100.4	24,821,777	24,375,963	98.2	101.7
現年課税分		23,915,762	23,664,498	98.9	100.8	24,394,876	24,157,754	99.0	102.1
滞納繰越分		534,585	295,757	55.3	77.7	426,901	218,209	51.1	73.8
法 人		6,339,896	6,210,763	98.0	96.8	6,876,384	6,754,402	98.2	108.8
現年課税分		6,237,375	6,197,357	99.4	96.9	6,757,802	6,741,465	99.8	108.8
滞納繰越分		102,521	13,406	13.1	77.0	118,582	12,937	10.9	96.5
固 定 資 産 税		32,341,491	31,930,722	98.7	100.7	32,046,307	31,767,515	99.1	99.5
純固定資産税		32,012,035	31,601,266	98.7	100.8	31,715,160	31,436,368	99.1	99.5
現年課税分		31,519,125	31,373,566	99.5	101.0	31,336,435	31,214,359	99.6	99.5
滞納繰越分		492,910	227,700	46.2	72.2	378,725	222,009	58.6	97.5
交 付 金		329,456	329,456	100.0	99.9	331,147	331,147	100.0	100.5
軽自動車税 (種別割+環境性能割)		635,284	586,241	92.3	104.0	659,892	605,625	91.8	103.3
種 別 割		635,284	586,241	92.3	104.0	659,892	605,625	91.8	103.3
現年課税分		594,113	575,853	96.9	103.7	613,819	594,827	96.9	103.3
滞納繰越分		41,171	10,388	25.2	123.3	46,073	10,798	23.4	103.9
環 境 性 能 割		-	-	-	-	-	-	-	-
市 た ば こ 税		4,453,259	4,453,267	100.0	99.3	4,461,835	4,461,787	100.0	100.2
現年課税分		4,453,257	4,453,265	100.0	99.3	4,461,835	4,461,787	100.0	100.2
滞納繰越分		2	2	100.0	-	0	0	-	-
入 湯 税		1,815	1,815	100.0	95.3	1,709	1,709	100.0	94.2
事 業 所 税		2,204,881	2,200,054	99.8	100.6	2,232,568	2,228,436	99.8	101.3
現年課税分		2,199,816	2,197,444	99.9	100.7	2,226,114	2,226,480	100.0	101.3
滞納繰越分		5,065	2,610	51.5	63.1	6,454	1,956	30.3	74.9
都 市 計 画 税		7,033,492	6,898,559	98.1	101.4	6,943,271	6,852,493	98.7	99.3
現年課税分		6,865,358	6,828,217	99.5	101.5	6,817,940	6,787,615	99.6	99.4
滞納繰越分		168,134	70,342	41.8	92.4	125,331	64,878	51.8	92.2

(単位:千円,%)

令和元年度				令和2年度				令和3年度			
調定額	収入額	収入率	対前年度	調定額	収入額	収入率	対前年度	調定額	収入額	収入率	対前年度
80,666,717	79,651,128	98.7	103.4	79,193,609	77,710,422	98.1	97.6	78,346,824	77,467,415	98.9	99.7
79,779,837	79,223,961	99.3	103.5	78,234,546	77,216,050	98.7	97.5	76,909,399	76,515,867	99.5	99.1
886,880	427,167	48.2	80.5	959,063	494,372	51.5	115.7	1,437,425	951,548	66.2	192.5
33,678,839	33,146,438	98.4	106.5	31,998,260	31,405,550	98.1	94.7	31,580,375	31,038,512	98.3	98.8
26,738,000	26,298,770	98.4	107.9	26,544,589	26,061,338	98.2	99.1	25,791,751	25,332,283	98.2	97.2
26,337,907	26,071,250	99.0	107.9	26,127,657	25,835,780	98.9	99.1	25,318,620	25,080,028	99.1	97.1
400,093	227,520	56.9	104.3	416,932	225,558	54.1	99.1	473,131	252,255	53.3	111.8
6,940,839	6,847,668	98.7	101.4	5,453,671	5,344,212	98.0	78.0	5,788,624	5,706,229	98.6	106.8
6,851,254	6,835,555	99.8	101.4	5,365,950	5,332,550	99.4	78.0	5,682,840	5,677,157	99.9	106.5
89,585	12,113	13.5	93.6	87,721	11,662	13.3	96.3	105,784	29,072	27.5	249.3
32,344,223	32,029,274	99.0	100.8	32,874,448	32,181,767	97.9	100.5	32,349,573	32,115,667	99.3	99.8
32,009,084	31,694,135	99.0	100.8	32,535,787	31,843,106	97.9	100.5	32,010,860	31,776,954	99.3	99.8
31,751,358	31,563,909	99.4	101.1	32,237,249	31,668,543	98.2	100.3	31,336,996	31,226,532	99.6	98.6
257,726	130,226	50.5	58.7	298,538	174,563	58.5	134.0	673,864	550,422	81.7	315.3
335,139	335,139	100.0	101.2	338,661	338,661	100.0	101.1	338,713	338,713	100.0	100.0
691,756	637,147	92.1	105.2	727,800	678,475	93.2	106.5	743,381	700,532	94.2	103.3
682,965	628,356	92.0	103.8	698,781	649,456	92.9	103.4	710,366	667,517	94.0	102.8
634,354	615,796	97.1	103.5	650,682	635,373	97.6	103.2	668,831	655,961	98.1	103.2
48,611	12,560	25.8	116.3	48,099	14,083	29.3	112.1	41,535	11,556	27.8	82.1
8,791	8,791	100.0	-	29,019	29,019	100.0	330.1	33,015	33,015	100.0	113.8
4,481,487	4,481,486	100.0	100.4	4,134,354	4,134,197	100.0	92.3	4,429,847	4,429,839	100.0	107.2
4,481,439	4,481,438	100.0	100.4	4,134,352	4,134,195	100.0	92.3	4,429,689	4,429,717	100.0	107.1
48	48	100.0	-	2	2	100.0	4.2	158	122	77.2	6100.0
1,695	1,695	100.0	99.2	579	579	100.0	34.2	583	583	100.0	100.7
2,503,664	2,479,242	99.0	111.3	2,435,093	2,408,381	98.9	97.1	2,370,867	2,369,300	99.9	98.4
2,498,192	2,477,842	99.2	111.3	2,412,272	2,388,392	99.0	96.4	2,344,887	2,345,081	100.0	98.2
5,472	1,400	25.6	71.6	22,821	19,989	87.6	1427.8	25,980	24,219	93.2	121.2
6,965,053	6,875,846	98.7	100.3	7,023,075	6,901,473	98.3	100.4	6,872,198	6,812,982	99.1	98.7
6,879,708	6,832,546	99.3	100.7	6,938,125	6,852,958	98.8	100.3	6,755,225	6,729,080	99.6	98.2
85,345	43,300	50.7	66.7	84,950	48,515	57.1	112.0	116,973	83,902	71.7	172.9

(抜粋) 令和4年度市税概要 市税年度別決算状況

上表は、平成29年度から令和3年度の市税に係る決算状況を示したものである。

令和3年度は市税全体の収入額は774億6,741万円で、前年度と比較して2億4,301万円(0.3%)減少した。主な要因としては、法人市民税が3億6,202万円(6.8%)、市たばこ税が2億9,564万円(7.2%)増加したものの、個人市民税が7億2,906万円(2.8%)減少したこと挙げられる。市税の現年課税分の収入率については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済の落ち込みが想定より少なかったため、99.5%と前年度より0.8%増加している。

(不納欠損額等について)

税目	年度	平成29年度			平成30年度		
		金額	件数	人員	金額	件数	人員
		円	件	人	円	件	人
市民税		88,925,393	5,171	2,007	92,083,738	4,465	1,787
個人		74,407,058	4,951	1,787	58,020,456	4,349	1,671
法人		14,518,335	220	220	34,063,282	116	116
固定資産税		32,880,028	2,322	864	18,660,406	1,077	369
軽自動車税		2,959,900	960	960	5,573,300	2,024	2,024
事業所税		0	0	0	221,400	1	1
市たばこ税		0	0	0	0	0	0
都市計画税		9,337,088	2,247	859	5,174,026	1,011	350
計		134,102,409	10,700	3,831	121,712,870	7,567	4,181

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
金額	件数	人員	金額	件数	人員	金額	件数	人員
円	件	人	円	件	人	円	件	人
43,645,361	2,778	1,054	31,848,362	2,085	777	40,030,673	2,400	891
35,446,628	2,746	1,022	27,091,865	2,020	713	30,281,891	2,314	805
8,198,733	32	32	4,756,497	65	64	9,748,782	86	86
17,751,662	663	244	18,727,449	1,346	272	12,818,190	1,238	453
6,457,979	1,957	1,957	7,582,100	1,681	1,681	4,989,545	992	992
2,234,900	2	2	731,607	1	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,306,575	596	226	4,930,581	1,254	264	3,106,343	1,205	441
74,396,477	5,996	3,483	63,820,099	6,367	2,995	60,944,751	5,835	2,777

※令和元年度より件数・人員の計に都市計画税分算入する。

(抜粋) 令和4年度市税概要 不納欠損額調

上表は、平成29年度から令和3年度までの不納欠損に関する表である。平成29年度から年々顕著に減少しており、令和3年度は平成29年度の45.4%である60,944,751円まで減少している。

口座振替の利用状況について

(1) 口座振替利用率（現年課税分）

(単位：人)

区分 年度	市民税			固定資産税			計		
	納税者	振替 人数	利用 率	納税者	振替 人数	利用 率	納税者	振替 人数	利用 率
平成 29	67,048	12,490	18.6 %	167,74 9	47,007	28.0 %	234,79 7	59,497	25.3 %
30	56,925	11,072	19.5 %	168,30 5	48,941	29.1 %	225,23 0	60,013	26.6 %
令和 元	56,531	10,963	19.4 %	168,691	50,354	29.8 %	225,22 2	61,317	27.2 %
2	57,513	11,064	19.2 %	168,93 4	51,879	30.7 %	226,44 7	62,943	27.8 %
3	54,702	10,900	19.9 %	168,79 1	53,508	31.7 %	223,49 3	64,408	28.8 %

(抜粋) 令和4年度市税概要 口座振替の利用状況

上表は口座振替の利用率に関する表である。口座振替の利用率は、市民税の納付では納税者の5人に1人が、固定資産税の納付においては納税者の3人に1人が利用していることが分かる。東大阪市では収納率の向上を目指し、納付の利便性向上を図っている。平成24年からコンビニ決済、平成27年からペイジーの口座振替サービスを実施している。また、平成30年2月からWEB口座振替サービスを開始し、これらの要因が口座振替利用率の上昇につながっている。その他にも令和元年からは地方税共通システムを導入し法人に限り従業員の個人市民税の特別徴収等分の電子納付が可能となったほか、令和3年からはスマホアプリ決済を導入しその後取扱い事業者を順次拡大している。

(2) 口座振替実績（現年課税分）

(単位：千円)

年度	市民税			普通徴収			差
	全体			口座振替			
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
令和 元	7,073,165	6,814,065	96.3%	1,642,236	1,640,550	99.9%	3.6%
2	6,297,574	6,042,915	96.0%	1,763,007	1,758,671	99.8%	3.8%
3	5,630,956	5,429,349	96.4%	1,843,564	1,841,036	99.9%	3.5%

年度	固定資産税・都市計画税						
	全体			口座振替			差
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
令和元	38,631,066	38,396,455	99.4%	15,393,960	15,379,647	99.9%	0.5%
2	39,175,374	38,521,501	98.3%	15,072,381	14,773,251	98.0%	▲0.3%
3	38,092,220	37,955,612	99.6%	15,452,704	15,443,232	99.9%	0.3%

(抜粋) 令和4年度市税概要 口座振替の利用状況

上表は、令和元年度から令和3年度の口座振替の実績である。口座振替の場合、自動で振込がなされるため、収納率が他の収納方法よりも高いことが分かる。

税外収入に関する調について

(1) 税務関係手数料

(単位：件、円)

区分 年度	納税証明	住民税証明 ³²	評価証明等	合計
	件数 手数料	件数 手数料	件数 手数料	件数 手数料
平成29	9,818	61,437	38,014	109,269
	2,948,700	18,431,100	13,138,200	34,518,000
30	12,413	52,858	37,041	102,312
	3,721,200	15,733,200	12,921,300	32,375,700
令和元	9,748	43,218	36,078	89,044
	2,924,700	12,783,700	12,563,400	28,271,800
2	12,642	38,755	31,225	82,622
	3,797,400	11,395,600	11,147,500	26,340,500
3	10,430	37,647	32,056	80,133
	3,132,900	10,852,700	11,842,800	25,828,400

※行政サービスセンター等発行分を含む。

(抜粋) 令和4年度市税概要 税外収入に関する調

³² 1年度・1件(1筆・1棟)につき300円。但し、マイナンバーカードによりコンビニエンスストアで取得する場合は200円である。

税務関係手数料に関しては、住民税証明について、件数、単価ともに減少したことが要因で、件数、手数料合計が減少している。

(2) その他

(単位：円)

年度 \ 区分	延滞金	府民税徴収取扱費 ³³	滞納処分費 ³⁴
平成 29	136,347,860	691,140,707	1,270,698
30	169,653,975	707,950,124	1,101,600
令和元	85,396,571	711,714,150	69,312
2	62,323,867	734,355,696	0
3	45,723,871	732,244,468	338,100

(抜粋) 令和4年度市税概要 税外収入に関する調

④納税課の人員体制

納税課の人員体制の推移及び税務経験年数の推移は以下のとおりである。

(納税課の人員³⁵)

(各年度5月1日時点)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
納税課	5	4	5	5	4	5
納税管理 係	12	13	11	11	11	11
納税第一 係	7	5	6	6	5	5
納税第二 係	5	5	5	5	7	7
納税第三 係	5	5	5	5	6	5

³³ 府民税徴収取扱費とは、市町村が個人府民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため徴収取扱費として府が交付するものである。

³⁴ 滞納処分費とは、税の滞納処分による財産の差押さえ、交付要求、差押財産等の保管、運搬、換価及び第93条（修理等の処分）の規定による処分、差し押さえた有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に関する費用（通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。）である（国税徴収法第136条）。

³⁵ 納税課欄には課長、総括主幹を集計している。

納税第四係	5	5	5	5	5	5
納税第五係	4	4	4	4	4	4
納税第六係	4	4	4	4	4	4
合計	47	46	45	45	46	46

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 4 年度) より監査人作成

納税課の人員数は、大幅な欠員等は生じておらず平成 29 年度から令和 3 年度と安定的に推移している。

(税務経験年数)

(各年度 5 月 1 日時点)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1 年未満	11	23.9	9	19.6	7	15.6	6	13.3	9	19.6
3 年未満	11	23.9	5	10.9	16	35.6	16	35.6	11	23.9
5 年未満	12	26.1	7	15.2	9	20.0	13	28.9	14	30.4
10 年未満	7	15.2	8	17.4	7	15.6	5	11.1	5	10.9
15 年未満	2	4.3	4	8.7	5	11.1	4	8.9	5	10.9
20 年未満	1	2.2	1	2.2	1	2.2	1	2.2	2	4.3
20 年以上	2	4.3	2	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	46 ³⁶	100.0	46	100.0	45	100.0	45	100.0	46	100.0
平均 (年)	4.1		4.1		3.9		3.9		4.2	

(資料) 市税概要 (平成 29 年度～令和 3 年度) より監査人作成

(参考) 他課の税務経験年数 (令和 3 年 5 月 1 日時点平均)

	税制課	市民税課	固定資産税課	納税課	税務部平均
平均 (年)	6.0	3.8	5.1	4.2	4.8

税務部平均と比較すると、納税課職員の税務経験年数は、4.2 年と若干短い。納税課

³⁶ 平成 29 年 5 月 1 日時点の納税課の人員表においては納税課の合計人数は 47 名であるが、税務経験年数表では 46 名である。差異については不明である。

の実施する滞納整理手続には、他課と比較すると判断の要素が相対的に多く含まれるため、比較的経験年数の長いものを多く配置する必要があると考えられる。この点について、東大阪市では、新人研修や課内の研修による研修体制及び「新採・新任職員指導マニュアル」に基づいた指導により徴収事務に必要な知識を身に付けられる体制がとられている。また、毎年滞納案件にランク付けを行い、対応が難しい案件が特定の担当者に集中しないように割り振られ、上席者が担当案件への取り組みの方向性の助言、指導のために年3回（8月、11月、2月）進捗状況ヒアリングを行うことにより、担当者へのフォローを行っている。

⑤納税課の年間業務

納税課の主な事務とその内容は次のとおりである。

事務名称	事務の主な内容	事務の実施時期
納税（現年度）	督促状の発送	7月、9月、11月、2月
	催告書の発送	9月、10月、1月、4月
	電話催告	通年
納税（滞納繰越）	催告書の発送	6月、2月、12月
	電話催告	通年
	交付要求・差押処理	随時
公売	不動産公売及びネット公売	随時
管理	督促状、催告書の電算印字	随時
	リスト作成（現年督促リスト、振替不能者リスト、滞納処分中リスト、執行停止検討者リスト、執行停止欠損注意リスト等）	随時

上記の表は納税課の業務を月別に示したものである。他の税務部各課とは異なり、特定の時期に業務の偏りはないが、大規模の電話催告を行う場合に時間外での電話催告を行う場合がある。

⑥納税課の業務フロー

納税課では、市税収納率向上を図るため「東大阪市税徴収事務提要」に徴収事務について必要な事項を定めており、職員はこれに従い業務を実施している。納税課の業務は市民に直接対応し、かつ金銭の授受を伴うこと等の特色がある点において間違い

の許されないものであることから、窓口対応については「金庫当番担当者マニュアル」「金銭授受マニュアル」「窓口・電話における接遇マニュアル」、督促状や催告状の発送については「督促状発送マニュアル・チェックシート」、発送日について課内で共有するための発送日一覧表（「督促・催告書 発送一覧」）、その他「契約事務チェックリスト」「納付金受付チェックシート」等の数多くのマニュアル等を作成し、日々の適切な業務遂行に役立てている。

未納者との納付交渉については、未納案件別に個別の判断を必要とし、かつ納付交渉にあたる職員等の判断により徴収の可否が左右されることから、課長が担当者に配布する未納案件リストには、未納案件別にランク付けを実施し、職員は案件のランクに応じて納付交渉にあたることとしている。また、課長は進捗状況ヒアリングを年3回（8月、11月、2月）実施し、進捗管理に努めている。なお、換価については特に専門的な知識を要することから、「不動産公売に係る鑑定評価業務要綱」、「東大阪市インターネット公売ガイドライン」を設け、職員の業務指針としている。

納税課の個別の業務フローについては ②市税の納付及び滞納整理について に記載している。

⑦納税課で用いるシステム

各課税課と同じく「COKAS-i」を用いているのに加えて、別のベンダーの「滞納支援システム」を使用している。両システムは相互にデータ連携しており、日次で情報が更新される。

⑧納税課の行う業務委託契約

納税課が契約起案を行う業務委託契約は、不動産鑑定評価契約、コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約、電子マネー収納に係る基本契約の3つである。

【不動産鑑定評価契約の内容】

委託業務名	不動産鑑定評価契約
履行場所	公売対象物件の所在地
履行期間	令和3年7月1日～令和3年8月31日
委託金額	259,600円（税込）
受託者	K社
業務の内容	鑑定評価依頼書に基づく対象物件の鑑定評価業務
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2の規定による）

当該業務委託契約は、公売を行うにあたって対象物件の不動産鑑定評価を依頼した

ものである。

【東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約の内容】

委託業務名	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約
履行場所	受託者、取り扱いコンビニエンスストア本部、店舗、電子マネー事業者の所在地
履行期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託金額	当初：19,187,975円（税込） 変更後：18,159,315円（税込）
受託者	L社
業務の内容	東大阪市税の収納業務に係る事務
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

令和5年1月時点において、東大阪市でコンビニエンスストア収納に対応している店舗はコミュニティ・ストア、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店である。対象となる税目は、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市府民税（普通徴収分）ある。

【東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約³⁷の内容】

委託業務名	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約
履行場所	受託者、取り扱いコンビニエンスストア本部、店舗、電子マネー事業者の所在地
履行期間	各事業者始期～令和4年3月31日
委託金額	別途契約にて単価を定めている
受託者	M社、N社並びに各電子マネー取り扱い事業者
業務の内容	東大阪市税の収納業務に係る事務
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

スマートフォンアプリによる納付は、令和3年7月1日より開始され、令和5年1月時点において、PayPay、auPAY、d払い、J-CoinPay、LINEPayが対応している。対象となる税目は、市府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）である。

³⁷ 東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約に付随する契約である

取扱事業者はM社の取扱事業者の増加に伴い年々増加しており、市民の納税に関する利便性は向上している。

⑨ 納税課が行う外国人対応

外国人からの徴収については国内に居住していれば、納付及び滞納整理までの流れに変わりはない。ただし、国外転居している場合は、徴収が不可能となるため、課税課側で帰国前に納税をするよう周知を行っている。また、外国人対応が必要となる場合は、翻訳機の利用や、翻訳機で難しい場合は多文化共生・男女共同参画課に所属する職員に通訳を依頼する等の対応を行っている。国内に居住しており、国内で課税される外国人については何らかの意思疎通はできることが多く、全く意思疎通できないことは稀であり徴収において特に困難な事例はないとのことであった。

⑩ 監査手続（実地調査）の結果

以上をふまえて、納税課に係る業務に関して、下記の手法により監査手続を行った。

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 納税課にて滞納整理を行った各証憑のサンプルチェック
- エ 業務委託契約の内容の検討
- オ 個人住民税に係る市民への情報公開の検討
- カ 過年度の包括外部監査への対応状況の確認

【監査の概要及び結果】

- ア 業務内容のヒアリング

監査期間において以下のヒアリングを実施した。

実施内容	ヒアリング内容
予備調査に係るヒアリング	納税課の業務の概要を把握するため、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・納税課の事務分掌 ・納税課に係る業務委託契約 ・収納事務に係る新たな取り組み ・徴収事務に係る新たな取り組み ・納税課の年間スケジュール ・滞納繰越に係る徴収率

	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済 ・収納方法 ・新型コロナウイルス感染症の影響 ・消滅時効の実績 ・差押え、公売等の強制執行の件数 ・納税課の使用するマニュアル ・各種統計情報
本調査に係るヒアリング（第1回）	<p>予備調査の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税課事務の概要 ・COKAS-i マニュアルの内容 ・滞納支援システムマニュアルの内容 ・納税課が締結する業務委託契約の内容 ・納税課事務と事業評価との関連 ・個人情報保護に関する取り組み ・情報システム間の連携状況 ・情報媒体の使用状況 ・内部統制の観点から問題となる事項
本調査に係るヒアリング（第2回）	<p>予備調査、本調査に係るヒアリング（第1回）の内容をふまえて、以下の項目を中心により詳細な業務に関する質問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置 ・他課との情報連携の状況 ・納税課で行う事務の決裁区分 ・滞納者リストの活用方法 ・財産調査の対象となる金融機関 ・時効の管理方法 ・各種事務に関するフロー図 ・東大阪市税徴収事務提要の更新状況
本調査に係るヒアリング（第3回）	<p>中間報告書の提出までに監査手続により把握した指摘事項・意見について納税課の見解を求めた。</p> <p>また、市民生活部医療保険室 保険料課との徴収事務に関する連携状況、市外転居者・国外転居者への徴収事務について追加的に質問を行った。</p>
本調査に係るヒアリング（第4回）	<p>納税課にて滞納整理を行った各証憑のサンプルチェックにて抽出対象としたサンプルについて追加質問を行った。</p>

また、これらのヒアリングの他にも監査の各時点において適宜質問をしている。ヒアリングにて把握した内容については、164頁「納税課の業務について」で、まとめて記載している。

上記ヒアリングにて把握した内容で、以下の1件を意見とした。

(東大阪市税徴収事務提要の更新(準拠性の観点・結果))

東大阪市税徴収事務提要(平成26年3月31日施行)について、作成途中となっている文章が散見された。また、14. 変更又は更新(1)において2年ごとに見直し、更新することと記載されているが行われていないため、既存の事務提要を更新するか、より実情に即したマニュアルを整備すべきである(結果番号2)。

イ 資料の閲覧

業務内容について、納税課及び税務部総務担当課である税制課から以下の資料の提出を受け、内容の理解を行った。

監査上理解したい内容	左記の内容の理解のため閲覧した資料名
納税課の年間事務の概要	令和3年度 税務部年間事務計画 納税課で管理している簿冊ファイルの一覧表
納税課の業務の根拠となる条例	東大阪市税条例 東大阪市税条例施行規則
納税課の内部統制の概要	納税課で使用する業務マニュアル(令和3年度 申告の手引) 納税課で使用する業務フロー(行政サービスでの収納フロー、指導関係、時効と分割不履行関係) 納税課で使用するチェックリスト(督促状発送マニュアル・チェックシート、契約事務チェックリスト、納付金受付チェックシート)
納税課の人員体制、その推移及び職員研修の実施状況	納税課の職員配置表 市税概要(平成29年度から令和4年度の6年分) 納税課にて行われる研修資料一式
納税課の締結する業務委託契約の概要	納税課が契約主体である業務委託契約書その他関連資料
納税課の個人情報保護に関する指針	個人情報取扱いガイドライン(個人情報を外部に持出するときにおけるガイドライン、本人確認)
納税課が利用する情報	COKAS-i の操作マニュアル、滞納支援システムのマニユア

システムの概要	ル
納税課の業務に係る市民への情報公開	令和3年度 市税のしおり 東大阪市納税課ウェブサイト ³⁸ 東大阪市政だより

本手続は、ア 業務内容のヒアリングの裏付けとなるものであり、ヒアリングした内容と閲覧資料の内容に不整合はなく、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ウ 納税課にて滞納整理を行った各証憑のサンプルチェック

i) サンプルの属性及び閲覧資料

納税課が行う滞納整理に係る事務が、各種法令及び市の条例、規程やマニュアル等に照らして問題となるような事項がないことを確認するため、東大阪市の全ての課税対象者に附番された番号(税宛名番号)から次の視点で抽出し、サンプルチェックを行った。

対象資料	抽出方法	抽出件数 (件)	閲覧資料
滞納者リスト	特定項目抽出(金額的な重要性の高いもの(所得金額上位2件)(法人市民税))	2	・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 その他関連帳票
	特定項目抽出(金額的な重要性の高いもの(所得金額上位2件)(個人市民税))	2	
	特定項目抽出(未納額が令和3年度の所得金額より小さいもの)	5	
	特定項目抽出(死亡した者(単独名義))	2	
	特定項目抽出(死亡したもの(共有名義))	1	

³⁸ https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/42-4-0-0-0_1.html 参照。

	無作為抽出（市内の個人からの徴収）	5	
	無作為抽出（市外の個人からの徴収）	5	
	無作為抽出（法人からの徴収）	5	
	無作為抽出（交付要求を行った案件・個人）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 ・交付要求決議書 ・裁判所からの通知書 等
	無作為抽出（交付要求を行った案件・法人）	1	
	無作為抽出（参加差押を行った案件・個人）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 ・参加差押調書、参加差押通知決議書
	無作為抽出（参加差押を行った案件・法人）	1	
	無作為抽出（繰上徴収を行った案件・個人）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 ・納期限変更告知決議書
	無作為抽出（繰上徴収を行った案件・法人）	1	
時効予定リスト	無作為抽出	4	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 その他関連帳票
市民税課で抽出を行った公示送達対象者 ³⁹	全件	2	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」 その他関連帳票
	合計	39	

ii) サンプルの閲覧結果について

上記納税課から提出を受けた関連資料を閲覧し、滞納支援システムより出力される「交渉経過一覧」をもとに、各債務者の状況や市の行う滞納整理の手法等について理解し、市税に係る事務が各種法令及び市の条例、規程やマニュアル等に照らして問題となるような事項がないかどうかを検証した。

なお、サンプルチェックの対象となる資料は市民の住所、氏名等の取り扱いに細

³⁹ 129 頁参照。

心の注意が求められる個人情報に記載されていることから納税課から提出を受ける際は、税宛名番号や対象者に連番を振った番号で個人を識別し、基本四情報（個人情報の基本となる氏名、性別、住所、生年月日の4つの情報）については黒塗りをして、金額等監査上必要な情報のみの閲覧に留めた。

監査手続の結果、特に問題となる事項は見受けられなかった。

エ 業務委託契約の内容の検討

納税課が契約起案を行う業務委託契約は、⑧納税課の行う業務委託契約【契約の内容】に記載のとおりである。イ 資料の閲覧において記載のとおり、納税課が契約主体である業務委託契約書その他関連資料を閲覧した。

また、いずれの契約も随意契約を締結しているため、随意契約の理由を確認した。

【随意契約を締結した業務委託契約】

業務委託契約名	随意契約理由	随意契約理由の正当性
不動産鑑定評価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2による。	契約金額259,600円(税込)について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2にて随意契約が認められる金額であることを確認した。
東大阪市税コンビニエンスストア等 収納代行業務委託契約	平成21年度からの使用実績により経常コスト面での優位があること及びシステムエンジニア、業務連絡担当者の業務への精通が挙げられており、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当する。	後述の意見番号22、意見番号23参照。
東大阪市税電子マネー 収納に係る基本契約		

(資料) 各随意契約による業務委託契約書及び関連資料より監査人により要約

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約による

ことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（抜粋）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

（随意契約の限度額）

第 108 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- （2） 財産の買入れ 800,000 円
- （3） 物件の借入れ 400,000 円
- （4） 財産の売払い 300,000 円
- （5） 物件の貸付け 300,000 円
- （6） 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

（抜粋）東大阪市財務規則第 108 条の 2

（随意契約）

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（中略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

（抜粋）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

これらの監査手続の結果、以下の 4 件を意見とした。

（東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る受託可能な事業者の把握（経済性・意見））

東大阪市においては、平成 21 年度から L 社に国民健康保険料の収納代行業務を委託しており、東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務については平成 24 年度から同社への業務委託を開始し、令和 3 年度においても随意契約で 19,187,975 円の契約（年度当初）を行っている。随意契約の理由としては、平成 21 年度からの使用実績により経常コスト面での優位があること及びシステムエンジニア、業務連絡担当者の業務への精通が挙げられており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を根拠としている。随意契約理由について、理解できる点もあるが、同業務を実施できる事業者の登録が

L社の他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施すべきである(意見番号22)。

(東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約に係る受託可能な事業者の把握(経済性・意見))

東大阪市においては、平成21年度からM社に国民健康保険料の収納代行業務を委託しており、東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約については令和3年度より同社への業務委託を開始している。随意契約の理由としては、平成21年度からの使用実績により経常コスト面での優位があること及びシステムエンジニア、業務連絡担当者の業務への精通が挙げられており、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)を根拠としている。随意契約理由について、理解できる点もあるが、同業務を実施できる事業者の登録がM社の他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施すべきである(意見番号23)。

(東大阪市税コンビニエンスストア等収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討(効率性・意見))

東大阪市コンビニエンスストア収納に係る基本仕様書第11条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、納税課へのヒアリングによると当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。東大阪市の市税の出納に関わる業務であり、実際に検査が必要となる事故も起こりうることから検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである(意見番号24)。

(東大阪市税電子マネー収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討(効率性・意見))

東大阪市電子マネー収納に係る基本仕様書第11条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、納税課へのヒアリングによると当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。東大阪市の市税の出納に関わる業務であり実際に検査が必要となる事故も起こりうることから、検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである(意見番号25)。

オ 個人住民税に係る市民への情報公開の検討

透明性の観点(市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか)か

ら、市民へ必要な情報を公開しているかについて、イ 資料の閲覧において記載のとおり、東大阪市の公表物及び東大阪市ウェブサイトを開覧し検討した。公表物の内容については、以下のとおりである。

公表物の名称	公表内容
令和3年度 市税のしおり	市税の納付 市税の納期限
東大阪市ウェブサイト	(市税の納付) 納税証明書 市税の滞納と延滞金 市税の口座振替 納税の猶予 市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請について 市税のキャッシュレス納付 市税の納期限とコンビニ収納 スマートフォン決済アプリによる市税の納付 ペイジー口座振替受付サービス 新型コロナウイルス感染症に関する納税相談について 地方税共通納税システム(電子納税) 市税・国民健康保険料・介護保険料等を納めるところ(出納室) (公売関係) 東大阪市公売情報 要件充足者名簿 不動産鑑定士の公募について 不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置の創設について (特定個人情報保護評価書) 税収納事務に係る特定個人情報保護評価書 (申請書ダウンロード) 軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)申請書 口座振替依頼書・自動払込利用申込書 税務証明の交付申請書 (Web 口座振替受付サービス) 市税 Web 口座振替受付サービス 市税 Web 口座振替の受付時間及び必要項目の詳細
東大阪市政だ	令和3年7月15日号：固定資産税・都市計画税第2期分の納期限

より	市税の納付に PayPay が利用可能
----	---------------------

これらの資料及び東大阪市ウェブサイトの個別記事について、以下の観点から問題が見受けられないか検証を行った。

i) 公開情報の正確性

公開情報の個々の記載内容について、正確な記載がなされているかを確認した。この点において、特に問題となる事項は見受けられなかった。

ii) 公開情報の十分性

納税課の公開している情報の内容が不十分であれば、市民の利便性を損ない、不測の損害を被るリスクがある。東大阪市ウェブサイトについて、同規模の他市（大阪府豊中市、兵庫県尼崎市等）のウェブサイト等の記載と比較した。この点において、特に問題となる事項は見受けられなかった。

また、東大阪市政だよりについても、掲載された以外にも記載すべき内容がないか検討を行ったが、いずれも内容は適切であり、特に問題となる事項は見受けられなかった。

カ 過年度の包括外部監査への対応状況の確認

東大阪市では、平成 22 年度に「未収金に係る財務事務の執行」をテーマとした包括外部監査が実施されており、納税課業務が一部監査対象となっていた。当該監査において意見・結果となった事項について、平成 22 年度実施の包括外部監査報告書及び包括外部監査結果に係る措置状況報告書「未収金に係る財務事務の執行について」（1回目）を査閲し、内容を把握した。また、同措置状況報告書において未措置であった事項の現在の状況の確認及び、措置済みの事項に関して状況が是正されているかヒアリングや資料の査閲を通じて確認を行うとともに、アからオにおいて監査人が実施した監査の結果との整合性を確かめた。この結果、いずれも措置状況に問題ないことを確認し、特に問題となる事項は見受けられなかった。

内容	措置状況報告書 (平成 25 年 3 月時 点)	本調査 (第 1 回) 時点における措置 状況に関するヒア リング内容
<p>(延滞金の減免に関する要件の未整備 (結果))</p> <p>地方税法は、例えば「市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第 1 項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。」(地方税法 第 326 条第 3 項) と定め、延滞金の減免については市町村長の判断によることとしている。この点、東大阪市税条例においては、「納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその 税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。」(東大阪市税条例第 7 条) として延滞金に関する定めを置いているが、この延滞金の減免に関して定めていない。東大阪市税条例施行規則には「法第 15 条の 9 第 1 項本文又は第 20 条の 9 の 5 第 1 項 を除いては延滞金減免申請書を提出しなければならない」(東大阪市税条例施行規則第 5 条) と定めている。しかしながら、当該定めは延滞金減免の手続について定めるだけであり、どのような場合に減免を認めるのかという、減免の要件を定めるものではない。税業務は公平、一律的な取り扱いが求められるところであり、減免の要件については市民にも明らかとなるよう、規則等</p>	<p>平成 24 年 10 月末: 未措置</p> <p>延滞金減免規定の制定は、税業務の公平の観点からも必要であると考えておりますが、本来減免が認められるべき納税者に適用できない等の不都合が生じないように、減免要件について慎重に検証を行っているところで</p>	<p>延滞金減免に関する要綱を平成 26 年 4 月 1 日付で制定し、令和元年 10 月 1 日付で改定を行っている。</p> <p>また、納税課ウェブサイトにおいても減免要件に当てはまれば、延滞金減免申請が可能であることを案内している。</p>

<p>で明確にする必要がある。</p>		
<p>(上位者による滞納整理の進行管理の不足(意見))</p> <p>「東大阪市運営方針財務部税務関係課運営方針」には、「ア 担当者は、事案ごとに滞納整理方針をたてて滞納整理を執行し、かつ、きめ細かに進行管理を行う。イ 担当者の上司は、担当者が行う滞納整理に関し、進行管理及び指導・助言を行う。」と定めてある。</p> <p>この上位者による進行管理の状況について滞納管理システムの管理情報を閲覧し質問したところ、上司による滞納整理の進行管理は年 1回、10月に、50万円以上全件を対象として実施していたものの、これ以後の進捗状況に対するフォローは実施されていなかった。これについて、上位者による進行管理は、当初の進行状態に応じた指導及び助言を行った後、さらにその後数回に分けて当初の指導及び助言に対する改善結果のフォローアップ等、継続的かつ着実に進めていくことが望ましい。上位者によるフォローアップを的確に行い、徴収率の向上に努める必要がある</p>	<p>平成24年10月末:措置済み</p> <p>平成24年度事業計画において、進捗状況ヒアリングを年3回(8月、11月、2月)に行うこととしております。また、よりの確に進捗状況の確認をできるよう、滞納種類別分類を行い、種別ごとの年間スケジュールを計画しました。その計画を基にヒアリングを実施し、方向性や指導及び助言、またフォローアップ等を着実に進め、徴収率向上に努めます。</p>	<p>—</p>
<p>税の徴収状況(意見)</p> <p>固定資産税高額滞納案件10件及び個人市民税高額滞納案件8件並びに高額滞納案件のうち滞納処分や分割納付といった処理を行っていなかったもの7件の計25件についてサンプルとして抽出し、税の徴収状況についてヒアリングを実施した。その結果、滞納者の滞納理由や資産状況や現況等にあわせて滞納処分の実施や分割納税の誓約、納税交渉の実施等を使い分けており、また、未処理案件についても、滞納整理が進行中の事案が大半であったものの、未処理案件の一部に次のような課題が見受けられた。</p>	<p>平成24年10月末:措置済み</p> <p>平成24年度機構改革に伴い、高額滞納案件を解消するための係を設け、再度調査を行い、換価容易な財産があれば差押処分を行っています。また、不動産公売及び自宅や事業所等の捜索を行い、動産等の差押えを実施</p>	<p>—</p>

<p>ア) 安易な分割納税の誓約</p> <p>今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、滞納者から分割納税を提示されたため、一度分割納税の誓約を得たところ不履行となったが、滞納処分を猶予し、同時に納付計画を立てて分割納税の誓約を再度得たところ、再び初回の納付期日から不履行となったものがあった。分割納税の誓約は納税の猶予を滞納者に与えてしまうものでもあるため、安易に行うことなく、債権回収に効果的な場合に限って実施すべきである。</p>	<p>し、インターネットを活用した公売による換価処分も強化しております。さらに、新たな財産調査手法について、地方税徴収対策協議会において、府下の自治体と意見交換をし、倒産事案整理等強化され成果を上げつつあります。今後も徴収の新たな手法等参考にしながら徴収向上に努めます。</p>	<p>—</p>
<p>イ) 分割納税誓約の納付計画期間終了後滞納先へのフォローの実施</p> <p>今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、分割納税誓約の納付計画期間が終了した後も滞納の状態にありながら、既に債務超過に至り回収可能性が低いため、追加での分割納税の誓約や滞納処分等がなされず、現時点で未処理案件に戻っていたものがあった。分割納税誓約の納付計画期間が終了した後のフォローを適時に実施するべきであった。また今後、早急に整理方針を立てるとともに、滞納処分へと進める必要がある。</p>	<p>し、インターネットを活用した公売による換価処分も強化しております。さらに、新たな財産調査手法について、地方税徴収対策協議会において、府下の自治体と意見交換をし、倒産事案整理等強化され成果を上げつつあります。今後も徴収の新たな手法等参考にしながら徴収向上に努めます。</p>	<p>—</p>
<p>ウ) 滞納処分すべき案件</p> <p>今回抽出したサンプルの未処理案件の中には、電話催告はしているもののなんら進展がなく、分割納税の誓約や滞納処分がなされないまま最終納付日から1年以上が経過していたものがあった。高額滞納事案については、長期間の猶予を行うことは適当ではなく、適時に財産調査を実施し、必要に応じて滞納処分へと進める必要がある。</p>	<p>し、インターネットを活用した公売による換価処分も強化しております。さらに、新たな財産調査手法について、地方税徴収対策協議会において、府下の自治体と意見交換をし、倒産事案整理等強化され成果を上げつつあります。今後も徴収の新たな手法等参考にしながら徴収向上に努めます。</p>	<p>—</p>

<p>エ) 帰国外国人の市民税の滞納</p> <p>今回抽出した未処理案件サンプルの中には、外国人であって市民税が未納付となっているものが含まれていた。市民税の決定は毎年5月であり、市民税が給与から天引きされるのは6月からとなるため、5月末までに被雇用者が離職した場合にはその市民税は普通徴収となる。このような外国人について、帰国によりその後の徴収が困難となる事例が時折生じているとのことである。雇用企業による外国人に対する納税指導の強化を求める等、雇用企業の理解と協力を得る必要があるものと考えられる。</p>		<p>—</p>
--	--	----------

4. 市民生活部市民生活総務室市民生活総務課が所管する行政サービスセンターに対して行った監査の方法及び結果

以下において、行政サービスセンターの所管する業務、業務のフロー等行政サービスセンターの業務に関連する内容並びに行政サービスセンターが所管する業務に対して行った監査の方法及び結果について記載する。

① 行政サービスセンターが所管する業務

行政サービスセンターが所管する業務については、東大阪市行政サービスセンター事務分掌規則第2条において、以下のとおり規定されている。

第2条 センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域の振興業務、広報広聴業務及び市民の相談に関する事。
- (2) センターの維持管理に関する事。
- (3) 戸籍に係る届出及び申請の受付並びに戸籍の謄抄本その他の戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (4) 住民基本台帳に係る届出及び申請の受付並びに住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の住民基本台帳に係る証明書及び転出証明書の交付に関する事。
- (5) 印鑑の登録及び廃止並びに印鑑登録証及び登録証明書の交付に関する事。
- (6) 在留管理に係る届出及び申請の受付並びに特別永住者証明書等の交付に関する事。
- (7) 火葬許可書及び斎場使用許可書（荒本斎場の葬儀場に係るものを除く。）の交付に関する事。
- (8) 住居表示変更証明書、付番決定通知書等の交付に関する事。
- (9) 住民異動等に係る入退学通知書等の交付に関する事。
- (10) 自動車臨時運行許可証の交付等に関する事（四条行政サービスセンター及び布施駅前行政サービスセンターに限る。）。
- (11) 市民交通災害共済及び市民火災共済に係る加入の受付及び共済見舞金等の請求の受付に関する事。
- (12) 住民異動等に係るし尿処理申込の受付に関する事。

- (13) 国民健康保険被保険者資格の得喪に係る届出及び申請の受付並びに被保険者証、高齢受給者証及び国民健康保険に係る証明書の交付に関すること。
- (14) 国民健康保険出産育児一時金、葬祭費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費その他国民健康保険に係る給付等の申請の受付に関すること。
- (15) 国民健康保険料及び一部負担金の減免申請の取次ぎ並びに保険料に関する申告の取次ぎに関すること。
- (16) 特定健康診査受診券の交付及び再交付の申請の受付並びに特定保健指導利用券の再交付の申請の受付に関すること。
- (17) 国民年金及び年金生活者支援給付金に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (18) 国民年金に係る裁定請求及び年金生活者支援給付金に係る認定請求の受付に関すること。
- (19) 国民年金保険料の免除申請の取次ぎに関すること。
- (20) 児童手当及び子ども手当に係る請求及び届出の受付に関すること。
- (21) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る簡易な届出の受付及び証書の交付に関すること。
- (22) 後期高齢者医療被保険者資格に係る申請の受付等に関すること。
- (23) 後期高齢者医療被保険者証等の再交付に関すること。
- (24) 後期高齢者医療の給付に関すること。
- (25) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づく届出及び医療受給者に係る証明書等の交付並びに一部負担金の減免申請の取次ぎに関すること。
- (26) 重度障害者、ひとり親家庭及び子どもの医療費の助成に係る申請（ひとり親家庭の医療費の助成に係る医療証の交付（再交付を除く。）の申請を除く。）及び届出の受付並びに医療証の交付及び返還に関すること。
- (27) 市税に係る証明書の交付に関すること。
- (28) 市税に係る減免申請、申告等の取次ぎに関すること。
- (29) 住民異動に伴う介護保険被保険者資格の得喪に係る届出の受付及び被保険者証の訂正に関すること。
- (30) 個人番号の通知カード及び個人番号カードの返納の受付に関すること。
- (31) 個人番号カードの記録事項の変更等に関すること。

- (32) 公的個人認証サービスに係る電子証明書に関すること。
- (33) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、使用料、手数料その他の収入金の収納に関すること。
- (34) その他地域における行政サービスに関すること。
- (抜粋) 東大阪市行政サービスセンター事務分掌規則第2条

以上のとおり、市税に関する業務は、ア 市税に係る証明書の交付に関すること、イ 市税に係る減免申請、申告等の取次ぎに関すること、ウ 市税の収納に関することに限られる。

なお、具体的に取扱い可能な業務については下記表のとおりである。

業務	項目	本庁 取扱窓口	行政サービス センター
証明	市民税・府民税証明書(所得・課税証明)	市民税課	○
	評価証明書(土地・家屋・償却資産)	固定資産 税課	○
	公租公課証明書	固定資産 税課	○
	納税証明書	納税課	○
	軽自動車税(種別割)継続検査用納税証明書	税制課	○
	価格通知書(法務局提出用)	固定資産 税課	○
	住宅用家屋証明書	固定資産 税課	×
申告 ・ 届出 ・ 納付 等	市民税・府民税申告書	市民税課	用紙交付・取次
	給与支払報告書	市民税課	用紙交付・取次
	市民税・府民税減免申請書	市民税課	用紙交付・取次
	固定資産課税台帳の閲覧・縦覧	固定資産 税課	×
	地籍図の閲覧	固定資産 税課	×
	固定資産税減免申請書	固定資産 税課	用紙交付・取次
	固定資産税非課税申告書	固定資産	×

		税課	
	相続人代表者指定届	固定資産 税課	用紙交付・取次
	償却資産申告書	固定資産 税課	取次のみ
	原付自転車・小型特殊自動車登録・廃車	税制課	×
	法人市民税申告書	税制課	取次のみ
	事業所税申告書	税制課	取次のみ
	入湯税申告書	税制課	取次のみ
	市税の収納	納税課	○
	納付書再発行	納税課	△
	納税相談	納税課	×
	過誤納金の還付	納税課	×
	口座振替依頼書	納税課	用紙交付のみ

○取扱できる、△一部取扱できる、×取扱できない

(資料) 令和4年度市税のしおりより監査人作成

なお、行政サービスセンターの総括に関する事務は、市民生活部 市民生活総務室 市民生活総務課が所管している。

第10条 市民生活部の室及び課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

市民生活総務室

市民生活総務課

- (1) 窓口業務（市民生活部に係るものに限る。）の企画及び調整に関すること。
- (2) 市民交通災害共済制度及び市民交通災害共済審査委員会に関すること。
- (3) 市民火災共済制度及び市民火災共済審査委員会に関すること。
- (4) 一般旅券発給事務等に関すること。
- (5) 行政サービスセンターに係る事務の総括に関すること。
- (6) 他の室、課等の主管に属しないこと。

(抜粋) 東大阪市事務分掌規則 市民生活総務室市民生活総務課部分

② 行政サービスセンターの所在地について

東大阪市内には、下記表のとおり、7ヶ所の行政サービスセンターがあり、全てで市税の取り扱いを行っている。

施設名	住所
日下	日下町3丁目1番7号
四条	南四条町1番7号
中鴻池	中鴻池町2丁目3番13号
若江岩田駅前	岩田町4丁目3番22-500号 希来里5階
楠根	楠根1丁目12番12号
布施駅前	長堂1丁目8番37号 ヴェル・ノール布施5階
近江堂	近江堂3丁目12番15号

(資料) 令和4年度市税のしおりより監査人作成

このうち、布施駅前行政サービスセンターについては、一部窓口業務において業務委託を行っている。

【業務委託の内容】

委託業務名	東大阪市布施駅前行政サービスセンター窓口関連業務
履行場所	布施駅前行政サービスセンター（長堂1丁目8番37号 ヴェル・ノール布施5階）
履行期間	令和2年2月1日～令和5年1月31日
委託金額	327,689,956円（税込）
受託者	F社
市税に係る委託業務	【窓口関連業務】 税制度関連証明書交付業務 税申告取次業務 【収納業務】
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式によって決定した事業者との4か年にわたる債務負担行為の設定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約）

なお、その他の行政サービスセンターについては、東大阪市の直営である。

③行政サービスセンターの市税に関する業務フロー

各行政サービスセンターにおいて、業務マニュアルの記述に多少の違いは見られたものの、概ね下記のとおりであった。

【直営の行政サービスセンター】

ア 市税に係る証明書の交付

1. 交付申請書の確認・受付
2. 税務証明書の作成・確認
3. 税務証明書の交付・手数料の受領
4. 集計・保管
5. 指定金融機関又は収納代理金融機関への納付
6. 金銭出納簿への記入

イ 市税に係る申告等の取次ぎ、減免申請

市税に係る申告等の取次ぎ、減免申請については、業務マニュアルは作成されていなかった。

日下行政サービスセンターでのヒアリングによると、申告書に関する取次ぎの業務内容は、市民が窓口で持参した申告書を受領し、形式的な不備がないか確認したうえで、申告書原本及び受付件数を記録した受渡書を本庁へ逡送便で送ることであり、以降は税務部各所管課での処理となる。

減免申請書に関する取次ぎの業務内容についても同様である。

なお、その際に、明らかに減免要件を満たさない場合のみその旨を行政サービスセンター窓口で伝えており、それ以外のケースに関しては減免申請書類及び関係書類の受理を行い税務部各所管課からの通知を待つよう案内している。

ウ 市税の収納

1. 納付書の確認・現金の受領
2. 収納・領収証書の交付
3. 集計・保管
4. 指定金融機関又は収納代理金融機関への納付
5. 金銭出納簿への記入

【(窓口業務の委託が行われている) 布施駅前行政サービスセンター】

布施駅前行政サービスセンターにおいては、受託者がマニュアルを作成し都度改訂を加えている。

業務マニュアルの内容については、直営の行政サービスセンターの業務マニュアルに記載されていたア 市税に係る証明書の交付、ウ 市税の収納について、業務の概要、用語説明等がより詳細に記載されていた。また、イ 市税に係る申告等の取次ぎ、減免申請についても、具体的な業務フローの記載があり、全体的に直営の行政サービスセンターの業務マニュアルよりもわかりやすいと感じられた。

④行政サービスセンターで使用するシステム

行政サービスセンターごとに、税務部で使用している税総合システムである COKAS-i が数台配置されており、職員にログイン ID が付与されている。

⑤監査手続（実地調査）の結果

行政サービスセンターでの業務に関する調査のため、以下の 2 施設について実地調査を行った。

実地調査対象施設	実地調査
日下行政サービスセンター	令和 4 年 7 月中旬
布施駅前行政サービスセンター	同上

【監査手続】

- ア 業務内容のヒアリング
- イ 資料の閲覧
- ウ 収納金の検査
- エ 業務委託契約の内容の検討（布施駅前行政サービスセンター）
- オ 業務マニュアルの閲覧（全ての行政サービスセンター）

【監査の概要及び結果】

- ア 業務内容のヒアリング
以下に記載する他は既述のとおりである。

【日下行政サービスセンター】

i) 市民税及び固定資産税の減免の判断

市民税及び固定資産税の減免の判断に関して、明らかに減免要件を満たさない場合は、行政サービスセンター窓口で減免の申請要件を満たしていない旨を伝えることがあるということであった。

行政サービスセンターの業務はあくまで取次ぎであり、当該判断は行政サービスセンターの業務の範囲外である。また、行政サービスセンターにおいて担当者が減免要件を満たさないとの判断を誤った場合、市民は減免を受ける機会を失うことになるため、本来はその都度税務部各所管課の判断を仰いだうえで申請要件を満たしていない旨を伝えるべきである。

ただし、監査上実際にそのような減免申請の判断誤りがあったケースが確認できなかったこと、また事前に行ったヒアリングによれば行政サービスセンターに

勤務する職員については税務経験がある人材が配置されているため、一定程度の知識を有していると考えられること、申請者の方でも減免要件を確認し納得がいかなければ、税務部各所管課へ問い合わせることができることから、意見とするには至らないと判断した。

なお、一定程度の知識を有している職員であっても判断誤りが全くないとは言い切れず、また他の行政サービスセンターとの判断にずれが生じる可能性もあるため、明らかに減免要件を満たさないと判断できるケースをまとめておき、行政サービスセンター内及び他の行政サービスセンターと共有しておくことを推奨する。

ii) 税務部各所管課と行政サービスセンター間の情報共有について

市民から税務部各所管課へ問い合わせがあった際に、税務部各所管課から行政サービスセンターへ行くよう案内する場合があるが、税務部各所管課から行政サービスセンター担当者へその旨の連絡がないため、経過がわからず対応に苦慮することがあるという発言があった。

【布施駅前行政サービスセンター】

特記すべき事項はなかった。

イ 資料の閲覧

【日下行政サービスセンター】

証明書発行業務に関係する簿冊（払込書・領収証書）、収納業務に関係する簿冊（歳入 納付・払込書・領収証書）及び両方に使用する簿冊（金銭出納簿、住記・戸籍・税務等手数料日計表、収納金内訳表、その他レジ締め時の証憑）を閲覧した。

また、個人情報の記載されている税務関係書類については施錠できる場所に保管されているかどうかを確かめ、以下を意見とした。

(収納金等内訳書の押印漏れ（法規準拠性の観点・結果）)

収納金を管理するための収納金等内訳書については担当者及び所長が押印するというルールとなっている。しかしながら、日下行政サービスセンターにおいて監査人が収納金等内訳書を通査したところ、担当者印漏れ1件、所長印漏れ1件が認められた（結果番号3）。

所定のルールにしたがった業務を遂行する必要がある。

【布施駅前行政サービスセンター】

布施駅前行政サービスセンターにおいても、日下行政サービスセンターと同様の書類を閲覧した。また、個人情報の記載されている税務関係書類についての保管状況を確認、以下を意見とした。

(個人情報に記載されている税務関係書類の保管状況について(準拠性の観点・結果))

布施駅前行政サービスセンターにおいて取次ぎを行った現年度分の申告書及び添付書類の簿冊が一部鍵のかからない棚にて保管されていた。当該資料は、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいてレベル1に該当する情報である。施錠ができる環境での保管が必要である(結果番号4)。

重要性分類

レベル1 東大阪市個人情報保護条例の対象となる個人情報及びセキュリティ侵害が市民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼすおそれのある情報。

レベル2 レベル1以外で東大阪市情報公開条例に定められた不開示情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼすおそれのある情報。

レベル3 上記以外の情報。

(抜粋)東大阪市情報セキュリティポリシー、うち東大阪市情報セキュリティ対策基準

なお、過年度の申告書及び添付書類の簿冊は、鍵のかかる倉庫で保管されていた。

また、当該現年度の申告書及び添付書類の簿冊については実地調査を行った日以降に、鍵のかかる保管庫へ移動、施錠のうえ保管しており、当該状況は是正済みであることをヒアリングによって確かめた(令和4年8月4日時点)。

ウ 収納金の検査

【日下行政サービスセンター】

日下行政サービスセンターでの収納業務及び証明書発行手数料等、公金の取扱いの是非の判断のため、前日の収入に関する現金実査を行った。また、現金在高と手数料日計表、収納金内訳等関連証憑との一致を確認、特に問題となる事項は見受けられなかった。

【布施駅前行政サービスセンター】

布施駅前行政サービスセンターにおいても同様の実査を行った。現金在高と各種関連証憑との一致を確認、特に問題となる事項は見受けられなかった。

各行政サービスセンターに対する共通の意見として、以下を意見とした。

(行政サービスセンターにおける現金カウンターの導入(主に効率性の観点・意見))

行政サービスセンターでは、職員が日々の業務終了後と翌日の業務開始前に現金の実査を行っている。現在のところ行政サービスセンターにはいわゆる現金カウンターはなく、職員自らが現金をカウントしている。1日に多いときで300万円程度の現金を取り扱うこともあることから複数人でカウントする場合があるということであり、カウントに要する業務負担は累積すれば相当量となる。

業務の軽減・効率化、カウントミスの防止の観点から、現金カウンターの導入を検討すべきである(意見番号26)。

エ 業務委託契約の内容の検討(布施駅前行政サービスセンター)

布施駅前行政サービスセンターにおいては、② 行政サービスセンターの所在地について記載したとおり、一部窓口業務において業務委託を行っている。当該業務委託契約に関する契約書、仕様書、業務実施報告書等を閲覧し、特に問題となる事項は見受けられなかった。

オ 業務マニュアルの閲覧(全ての行政サービスセンター)

実地調査対象外の行政サービスセンターも含め、行政サービスセンターにおいて使用している全ての業務マニュアルを閲覧した。そのうえで、以下を意見とした。

(マニュアルの点検について(有効性及び準拠性の観点・意見))

既述のとおり、市域には計7ヶ所(うち、6ヶ所が直営)の行政サービスセンターが存在するため、各行政サービスセンターにマニュアルの提出を求めたところ、統一されたものではなかった。具体的には、公金取扱いマニュアルや市民生活部から提供を受けたマニュアルをそのまま使用しているケース、それらを一部加工しているケース、独自のフローチャート等を作成しているケース等があった。

行政サービスセンターのように同種の業務を行う各拠点において、基本的にマニュアルは統一的に使用されるべきではあるが、それぞれの拠点でより分かりやすく、使用しやすいものとなるよう加筆する等工夫することは否定されるものではない。しかしながら、マニュアルにおいて守るべきとされたルールの趣旨を外れるような修正は行うべきではない。

そこで、各行政サービスセンターを所管する市民生活部においては、行政サービスセンターのマニュアルの使用状況を把握するとともに、マニュアルの趣旨を

逸脱するような修正が行われてないか、市民生活部が提供したマニュアルにおいて実施しなければならないとされたルールが適切に遵守されているかどうか、定期的に確かめる必要がある(意見番号 27)。

なお、布施駅前行政サービスセンターにおけるマニュアルは明瞭性の観点で優れており、わかりやすいという点については既述のとおりである。今後、布施駅前行政サービスセンター以外の行政サービスセンターにおいても窓口委託を検討する場合には、スムーズな委託者への引継ぎのために布施駅前行政サービスセンターでのマニュアルや運用方法を横展開することも有効であると考えられる。

以上